

辨契約成立し炭田の統一に乗り出すことに、なつたのがそも／＼の始まりである。

元來森格氏は三井の天津支店長時代に、國勢の支那大陸に伸びんとするの氣運を察し、志を支那に有する國民の起つべき絶好の、機會であると考へて敢然三井王國を去り、背私向公の國家的觀念から一身の安危を抛つて、支那大陸の開發事業に努力した先覺者で、むしろ支那本土に於ける事業家といふべく、滿洲に於ては餘り手を染めて居なかつたのであるが、歐洲大戰勃發後上仲尙明、高木陸郎の諸氏と共に、東亞通商會社の中に高昌公司滿洲鑛山部なるものを置き、滿洲の事業に援助を與へて居たのである。

後東洋炭礦株式會社に於ては、製鐵用原料炭として最適の搭連炭礦開發の、急なるによりこれに専念する爲、西安炭田に於ける一切の権利を出售して、九州の安川系資本と結び、滿洲採炭株式會社を設立するに至つたのである。

時恰も歐洲大戰中にして大隈内閣は、聯合國側の請を容れて起つた皇軍の、膠州灣占領を機會に山東問題、滿蒙問題等の懸案を一舉に解決せんとし、加藤高明外相によつて大正四年一月十八日、所謂二十一箇條の要求が提出され、この問題が發端となつて支那各地に、澎湃として起つた反日風潮の絶頂に、達しようとして居た時なのである。斯る情勢のため森格氏の懸命な努力にも不拘、西安礦區の買收は遅々として進まず、漸く十礦區中七礦區の買收に成功したのであるが、時を同じくして興つた明治鑛業の、南部三礦區との對立を見るにつ至た爲、常に大局の趨勢を凝視し日本國民の、大陸進出遂行に努力して來た森格氏は、斯る一狹地域に同胞相食むが如き現象の、招來されるを好まず遂に一切を、明治鑛業に移譲し西安炭田から手を引くに至つたのである。

二、東洋炭礦株式會社の地歩

東洋炭礦株式會社は搭連炭礦の全權利を、上仲尙明氏が買收して二十數ヶ所に及ぶ**ボーリング**の結果、終に大正五年に至つて四〇尺層といふ重要炭層を發見し、同時に炭量の豊富なること、炭質の良好なることを確認して、大正五年三月設立せられたものである。而して西安炭田に關しては前記檜崎一良氏の、懇請によつて東洋炭礦奉天事務所により、直に試錐調査に着手その内容を審査した處、埋藏量の豊富にして將來極めて有望なるを知り、同年十二月大同公司との合辦經營を承諾する事に決し、同六年一月經營に關する左記探掘請負契約書を、手交して開發に着手したのである。

探掘請負契約書

中日合辦西安煤礦有限公司(支那側代表、王振邦(以下丙ト稱ス)日本側代表、淺田龜吉(以下丁ト稱ス))(以下以上ヲ甲ト稱ス)ハ民國五年十二月十四日附民國官憲存案ノ奉天省西安縣城北半截河子石炭礦ニ於ケル石炭ノ探掘ヲ淺田龜吉(以下乙ト稱ス)ニ請負ハシムルニツキ双方合意ノ上契約スルコト左ノ如シ

第一條 本契約調印後甲ハ附帶礦區圖ノ奉天省西安縣城北半截河子石炭礦並ニ

將來ノ増區内ニ於ケル石炭ノ探掘運輸等一切ノ業務ヲ乙ニ請負ハシメ乙ハ探掘運輸等一切ノ施設ニ必要ナル經費ヲ自ラ負擔スルモノトス

甲ハ本契約以外他ニ之ト抵觸スル一切ノ契約ヲナスコトヲ得サルモノトス

第二條 甲ハ前條ノ請負代價トシテ探掘石炭ノ百分ノ八十ヲ乙ニ給付シ殘餘百分ノ二十ノ内丙ハ其ノ五(百圓ニツキ五圓)ヲ丁ハ同十五ヲ各收得スルモノトス

但シ丙ハ自己ノ取得石炭全部ヲ原價ヲ以テ乙ニ賣渡スモノトス

第三條 乙ハ本契約ノ請負業務ニ依リ損失ヲ生スルコトアルモ變災等非常ノ場合ヲ除キ前條以外ノ請求ヲナスコトヲ得サルモノトス

丙ハ礦區内ニ於ケル自己ノ所有土地貳百七拾五畝ヲ礦業用地トシテ無料ニテ乙ノ使用ニ任スルモノトス

第四條 本契約ハ合辦契約ノ存續ヲ期限トシ同契約ヲ延長スル時ハ本契約モ亦同様延長スルモノトス

第五條 本契約滿了ノ時ハ土地及坑洞ハ甲ノ處分ニ任シ機械諸建物其他一切ノ設備ハ乙之ヲ取得ス

第六條 本契約ハ日支兩文ヲ以テ各三通ヲ作製シ一通ハ奉天日本總領事館ニ存案シ甲乙各一通宛ヲ保有シ誤解アル時ハ日本文ヲ以テ準據トス

日本側代表 淺田 龜吉

日支合辦西安煤礦有限公司

支那側代表

王振邦

(土地所有權者)

連署人

藍志峰

(舊試掘權者)

探掘請負人

淺田龜吉

大正六年一月十一日契約
民國六年一月十一日契約

東洋炭礦株式會社は、以上の如く先づ西安公司を組織し、爾餘の諸公司に對しては、徐々に投資並に技術的援助を與へ、その買收工作の進捗を計つたのである。

斯くして同社の主として活動せる、大正七年一月三十一日迄に於ける直接投資額は、五四、六〇九圓九七錢となり、その内譯及扶植せる權利を示せば次の如きものである。

西安公司

合辦契約成立後は専ら手力試錐を開始したが、抑々舊大同公司設立に際し、礦區の設定に大なる違算があつて、大部分は含炭區域を外れ稼行に堪へないため、公司是本區域を基礎として礦區の統一を劃し、第一次増區二五六、〇二一坪、第二次増區五四七、五〇六坪、並に半截河西に一、〇一〇、九二四坪の出願手續を採つたが、優先者があつて何れも許可に至らなかつたのである。

投資額 一六、六〇九圓九七錢

之に對する礦區以外の主要財産

一、礦業用地 二七五畝(我約五一、一五〇坪)

一、建物 一四一坪五八

事務所、宿舍(内工人宿舍は大正八年冬全部燒失)

一、機械器具 手動式試錐機、事務用備品、其他

富國公司

大正六年七月十八日に合辦の豫約をなし、同九月二十九日

礦業權抵當の借款契約を締結、一〇、〇〇〇圓を貸付く。

全益公司(後中益と改む)

大正六年七月十八日に合辨豫約をなし、七年一月二十九日同豫約に基き、二三、〇〇〇圓を貸付け合辨契約締結。

實興公司 五、〇〇〇圓を投資し合辨契約締結。

其の他裕興、實華、富華公司とは合辨の豫約程度にして、全般を通觀するに未だ本格的經營に迄は、立至つて居なかつた様である。

三、明治西安炭礦の生立

東洋炭礦株式會社の買収工作と時を同くして、九州安川家の資本による明治鑛業株式會社は、西安炭田の有望なるを觀取し、猛虎亮區域の未だ礦區の設定なき地域に着目、大正七年以來同社技師大津盛吉、明治専門學校教授加藤武夫兩氏相踵いで來山、調査に従事すると共に着々礦業權獲得の歩を進めたのである。

一方大正七年九月には、東洋炭礦株式會社と安川敬一郎氏との提携が東京に於て成立、茲に東洋炭礦は西安炭田に於ける一切の權利を出資とし、安川氏は現金五十萬圓を出資の事として、新たに資本金壹百萬圓(拂込三十萬圓)の滿洲採炭株式會社が、誕生するに至つたのである。同社の幹部は森格、上仲尙明、高木陸郎、松本源一郎、安川清三郎、松本健次郎、飯田邦彦の諸氏にして、會社成立後は新たに炭田の調査を開始すると共に、實興公司區域を中心として稼行すべき、計畫の下に同礦區内に試錐を施行し、漸時他の諸礦區に及ぼしたのである。

而して明治鑛業株式會社が、猛虎亮區域に設定した礦區は、日支合辨による別掲の三礦區である。

その合辨契約の大略は

一、資本金ハ接伴出資トス

二、資本金以外ノ所要經營資金ハ日本側ヨリノ借款トス

三、 每期公司純益金ヨリ借款利息(一割)ヲ支拂ヒ殘餘ノ一割ヲ借款元金償還ニ充テ更ニ其ノ殘リヲ支那側三日本側七ノ割合ニテ分配ス

四、 支那側ハ日本側ノ同意ヲ得スシテ本礦區ニ關シ第三者ト何等ノ締結ヲモナスコトヲ得ス

の如きものであるが、支那側出資は日本側よりの借款になつたものである。勿論この契約は大正七年十二月二十七日附を以て、鐵嶺領事館の認證を経たものであり、奉天省廳に提出した合同草案は、民國三年九月施行の支那礦業條例により、損益は折半と云ふ事になつてゐる。

公司名	代表支那人	連支支那人	日本側名義人	礦區面積	農商部執照番號	附日	公稱(日支折半)資本
泰信公司	鄒立賢	五名	守田辰得	四二九七五畝	探字五六三	民國八・一・一〇	現大洋一〇萬元
健元公司	楊魁元	三名	松本健次郎	一七一・一九〇	探字八九五	民國九・三・一八	現大洋四萬元
健兆公司	梁兆璠	四名	松本健次郎	三六六二八〇	探字九四九	民國九・五・一五	現大洋八萬元

斯くして西安炭田は、滿洲探炭株式會社及明治礦業株式會社の日系資本

の下に、略統合されて爾來徐々に本格的經營に、移行する様努力されて來たが、滿洲探炭株式會社は、大乘的見地より事業の一切を、明治礦業株式會社に讓渡するに至つた爲、大正十四年以後同社に於ては、西安炭田全礦區を日支合辦の下に統一する、計畫を以て引續き試錐作業を行ひ、其の數六十餘錐に及び大體の調査も終りたる故、殘餘の礦區に對して合辦の交渉に當つた時は、激烈なる排日と支那官憲の壓迫妨害とにより、如何とも成し難く交渉中絶に陥りたる折柄、偶々大正十五年支那側十礦區は、官憲の命により半官半民の官商合辦西安煤礦公司となり、日支合辦契約成立の礦區も水泡に歸し、遂に支那側礦區に對する事業の一切は、拋棄の止むなきに立至りたるを以て、一意既成合辦三礦區、即ち泰信、健元、健兆の維持に専念するに至つたのである。

次に支那側礦區に對する各公司への投資額、及契約内容の大略を記してこの項を終ることにする。

寶華公司 當事者 曲壽山

投資額 日本金 六、〇〇〇圓

契約内容 合辦の前提として貸金したるのみにて具體的契約なく、借用證には合辦準備の爲の借款とし、合辦成立の暁は借款の項目下に整理返済の事

富海公司 當事者 曲紫淵

投資額 日本金 七、五〇〇圓

契約内容 寶華公司に同じ

中益公司 當事者 傳承文

投資額 日本金 一二、三〇〇圓

契約内容 支那側は礦業權を提供し、日本側は採掘に必要な資本及地租、礦業税を負擔して共同經營の事

専門學術を要する事項は日本側其の局に當る事

出炭は百分の九十を日本側に於て、百分の十を支那側に於て收得の事

正式合辦成立迄は双方の間に技師雇傭の契約をなす事

富國公司 當事者 傳承文

投資額 日本金 二五、九七五圓

契約内容 礦業權提供の事

富國、中益兩公司 連名當事者 傳聘三

投資額 日本金 二〇、〇〇〇圓

契約内容 中益公司株券五百圓券五〇枚提供の事

中益、富國兩公司との合辦を成立せしむる事

寶興公司 當事者 趙庶徵、周子京

投資額(趙)日本金 五四、三三一圓九五

奉天票 三、〇〇〇元

(周)日本金 七、五〇〇圓

契約内容 支那側は礦業權を提供し、日本側は採掘に必要な資本を負擔して共同經營の事

出炭は百分の八十を日本側に於て、百分の二十を支那側に於て收得の事

裕興公司 當事者 劉瑞堂

投資額 日本金 三四、四〇〇圓

契約内容 支那側は礦業權及現在施設の一切を提供し、日本側は採掘資本を負擔して共同經營の事

以下寶興公司に同じ

以上 投資額合計 日本金 一六八、〇〇六圓九五

奉天票 三、〇〇〇元

右の外、西安公司に對する投資もあるが、同公司は試錐の結果期待し得ない爲、其後一切の交渉を絶つて居たのである。

四、滿鐵とその調査

前述の如く檜崎一良氏の申出を拒絶した、南滿洲鐵道株式會社に於ける、當時の経緯を述べて見よう。

當時鑛業部鑛務課在勤(後東洋炭礦株式會社勤務)の淺田龜吉氏は、その申出を聽くに及んで將來頗る有望との觀點より、左記の如き内容の『西安縣大宛疽炭坑鑛業權ニ關スル件』なる回議箋を以て、これが買収を鑛業部長に稟議したのである。

西安縣大宛疽炭坑鑛業權ニ關スル回議箋(大正三年十月七日起案)

撫順炭礦將來ノ敵タルベキ西安縣大宛疽炭坑ノ鑛業權左記ノ方法ヲ以テ獲得致度

大宛疽炭坑ハ開海鐵道豫定北線ノ北半里強ニ在リ、地質研究所其他ノ調査ニ依レバ既知炭層ハ一枚、厚サ二〇尺ニシテ炭質有煙炭ニテ粘結性ヲ帶ビ極メテ良好ナル賦存状態ノ部分ノミニテモ鑛量一千萬噸ヲ算シ將來撫順炭ノ敵トシテ有力ナルモノトス、然ルニ恰モ在奉天檜崎一良氏其他ヨリ同坑鑛業權讓渡ニ關シ申出アリタルニ付此ノ際左記方法ニヨリ之ヲ獲得シ撫順炭ノ位置ヲ安固ナラシメ第三者ノ干涉ナカラシムルハ目下最大ノ急務ナリトス

方法

炭田ノ最モ主要部ヲナセルハ半截河區ノ大同、富國ノ二鑛區ナルガ檜崎氏ヨリ申出ノモノハ恰モコノ二區ニシテ彼等鑛業權者ハ目下地方的需供關係上經營困難トナリ、而カモ該鑛區ガ炭田中最モ重要ノ部分タルヲ知ラズ借款等ノ議生ジタルモノナレバ比較的少額ニテ之ヲ收得シ得ラル、見込アレバ、先ヅコノ二鑛區ノ鑛業權ヲ收メ本炭田ノ死命ヲ制シ置カバ爾餘ノ鑛區ハ價格ノ如何ニヨリ收捨何レトモ大計ニ差支ナキモノトス

イ、表面新鑛業條例ニ依リ現鑛業權者ト會社代表者ト合辦經營ノ形式ヲ踏ミ農商部第二監督署ニ出願スルコト

ロ、裏面ニ鑛業權者ト會社代表者トノ合意ノ内約ヲ結ビ鑛業權全部ヲ收メ鑛業權者ノ名義ノミ有セシムルコト(一般合辦事業ノ經營難ハ既ニ定評アルヲ以テコノ方法ニ依リ度、コノ形式ニ依リ良好ナル結果ヲ收メツツアル例モアリ)

ハ、礦業權收得ニ要スル費用ハ約八萬圓トシ其ノ内譯大要左ノ如シ

礦區買收費一礦區三萬圓計六萬圓

仲介人謝禮、合辨出願費、礦區測量及製圖費等約二萬圓、合計八萬圓

今コノ二礦區ノ炭量ヲ假リニ八百萬噸トシ礦業權收得ニ要スル費用八萬圓ヲ割當ツル時ハ適當リ金壹錢トナル

尙右金額ヲ以テ豫期ノ如ク果シテ礦業權ヲ會社ニ收メ得ベキヤ否ヤハ固ヨリ斷言ノ限リニアラズト雖モ不收取右金額ヲ限度トシテ支出シ得ル承認ヲ受ケ置キ然ル後交渉ニ着手セントス、又同礦區ニ對シテ無資ノ日本人ノ着手スルモノ往々之アリ時機ヲ失スル時ハ益々之ガ獲得ニ困難ヲ増スノミナルヲ以テ會社ニ於テ速カニ之ニ着手スルノ要アリト信ズ

ニ、礦業權ヲ收得シタル後ハ礦區ヲ整理シ將來ヲ慮リ社内炭ノ補助トシテ當分小規模ノ採炭計畫ヲ樹テ開海鐵道其他適當輸送機關築設ノ機ヲ促進シ本採炭計畫ノ時機ヲ俟ツモノトス

以上

この提案は、時の鑛務課長坂口新圃氏の承認を経て、鑛業部長樺山資英理事へ回附されたが、内外の事情より容れられず、その儘滿二ヶ年以上を經過した大正五年十二月、東洋炭礦株式會社より、合併契約締結の通告に

接したのである。

最後に、西安炭田が從來滿鐵地質調査所員によつて、調査された年月及資料を列舉すれば、次の通りである。

大正 二年十二月 奉天省西安縣大疙疸炭田調査報文

大正 三年 四月 大疙疸炭田地質調査報告書

大正 八年 九月 奉天省西安縣大疙疸炭田並鴨子圈及四道溝炭山調査

報文

大正 九年 三月 西安縣大疙疸炭田調査報告

大正十四年 五月 大疙疸炭田調査報文

昭和 三年 七月 西安炭田試錐資料

昭和 四年十一月 西安炭田調査報告

昭和 六年 年 西安炭田金手掘石試錐青寫真

昭和 七年 三月 西安炭田埋藏量算定

第四章 官商合辦西安煤礦公司時代(自民國一六年「昭和三年」至「三〇年」)

冒頭に先づ支那に於ける排日政策の、瞥見を述べて置いて本論に入ることにする。大體支那に於ける排日の風潮は、民國四年の日支交渉後漸次國民的、民族的運動と化し、事毎に日支國交を阻害するに至つたのである。而してこの風潮を益々強大ならしめたものは、歐洲大戰後鬱然として世界的に勃興して來た民族意識の擡頭で、弱小民族の自覺奮起は利權回收排外運動となつて現はれ、他而中國國民黨の北伐完成は對內的にこの排外運動を助長せしめ、加ふるにこの間民國十一年ワシントン會議に於て、山東鐵道を回收した彼等は日本與し易しとして、露骨に排日的風潮を鼓吹したのである。當時奉天の張政權は固より未だ、國民政府の指令を仰ぐものではなかつたが、一般民衆の傾向關心は自ら南北相通するものがあり、第一次

山東出兵に次ぎ惹起した濟南事件は、それ以後の日支關係及び日本と列國の關係に、重大なる變化を齎したのである。即ち事件勃發の當時は國民政府に於ても、革命の功を一簣に虧く危險を感じて、一時は非常に驚愕したが漸次鎮靜するに及んで、活躍を始めたのが所謂革命外交である。大體當時の黃郛外交部長は、日本留學生で比較的に日本を理解して居たが、黃が退き米國派の王正廷が外交部長に就在するや、俄然米國をバックとして濟南事件を、日本が領土的野心を有するが如く、國際聯盟に宣傳して列國の同情を集めることに努力し、この事件を楔機として從來の排英運動を排日に、轉化せしめるに至つたのである。

而して濟南事件が起つて一ヶ月、北支の情勢未だ物情騷然たる眞最中、民國十七年(昭和三年)六月四日京津に敗退して、憧憬の都北京を捨て、東三省へ引揚げる、張作霖の乗つて居た列車が滿鐵の奉天驛へ約一キロ、滿鐵線陸橋下の京奉線を轟進中爆破され、こゝに一代の梟雄も遂に爆死し

て、その子學良が七月四日正式に東三省保安總司令の地位に就き、同年十二月二十九日南北妥協成つて易幟通電を發し、三民主義を遵守して國民政府に服従を宣言すると共に、五色旗を廢して青天白日旗を掲揚するに至り、益々排日の風潮は烈しく『旅順、大連等の租借地を返せ』『治外法權撤廢』『南滿洲鐵道を回收せよ』『朝鮮、臺灣、琉球を取り戻せ』『稅權、商租權を蹂躪せよ』『條約を無視して滿鐵包圍線を敷け』『鐵道敷設契約を破棄すべし』『三十一ヶ條の不履行を期せ』等々の排日宣傳は益々勢を増し、茲に具體的に現はれたものに滿鐵包圍計畫がある。

滿鐵包圍計畫とは、民國十三年四月東三省保安總司令管下の交通事業を、一元化せんとして組織された交通委員會が、嘗て『東北鐵道網計畫緣起』中に『東支鐵道と南滿洲鐵道を抑制せんがためには鐵道の完成實行に俟つ他なく、而して其の鐵道網中最も重要な鐵道は、滿鐵を挟み同時に東支鐵道をも切斷すべき東西二大幹線にして、これを北寧線(奉山線)に集中して

その終端に良港を築き、此處に輸出入物資を集中せしむれば、單に滿鐵の死命を扼し得るのみならず、東支鐵道にとり大なる脅威となる』と日本抑制の畫策を如實に示し、滿鐵包圍鐵道の建設により滿洲に於ける、日本勢力の根幹を搖がさんとしたものであつて、ひた向きに反日排日抗日に邁進する張學良の方圖を體して、この包圍線の實現化に、旅順、大連の回收運動に、或は條約蹂躪、日貨排斥、鮮農壓迫等々、心憎き迄の活動をしたものに上記の交通委員會と、民國十六年(昭和二年)臨江領事館設置事件に依つて沸騰した、支那側の反對氣勢に應じて起つた、外交後援會とがあつたのである。

斯くして滿鐵包圍計畫の表面化したものに次の如きものがある。即ち、瀋海(奉天—海龍、今の奉吉線の一部)吉敦(吉林—敦化)昂齊、齊克(昂齊—齊々哈爾—克山)等の諸鐵道は、十七年(昭和三年)迄に既に開通して居たが、更に日本側の反對を押し切つて滿鐵併行線たる、打通線(打虎山—通遼)を

強行敷設し、剩へ十九年（昭和五年）には物資吞吐港として、壺蘆島の築港を工費六〇〇萬弗で和蘭築港會社に請負はしめ、その計畫の進捗を圖つて大連港の繁榮さへも、覬覦せんとするに至つたのである。而もこれ等諸鐵道は打通線を除き殆んどが、我が借款鐵道である吉長、四鄭、洮昂諸線に相連絡するか、或は懸案たりし所謂滿蒙五鐵道（註一）の一部に相當し、我が滿鐵線の培養線たるべくして、實は竊かに打通線、瀋海線を以て壺蘆島に集貨せんとする、劃期的大計畫を藏して居た譯である。斯く一方に於ては滿鐵包圍計畫が、着々とその歩を進められると共に、他方に於ては鑛業條令を發布して各種鑛業の、外國人との合辦經營を一切嚴禁し、自國官商合辦又は實業家の手によつて開發することを獎勵、而かも後者に依る場合は農鑛廳より官吏を派遣し、鑛物の賣上高よりその幾分かを徵收して省庫收入となし、官有鑛區規則十一ヶ條、官採、官留（註二）、各鑛產買上徵收簡章十四ヶ條を施行して極力外國資本の侵入を防ぎ、且つ外國人の既有鑛業權をも否認

するに至る等々、支那側官憲の排日政策は日一日と露骨となり、惡辣となり挑戰的となり、全面的となつて來たのである。

〔註一〕 滿蒙五鐵道は滿蒙に於ける特殊權益を主張確保して置くため、大正二年十月山座駐支公使と孫外交部長との間に締結された、『滿蒙五鐵道に關する借款修造鐵路豫約大綱』に基く帝國の權益に屬するもので、滿鐵の本線に連絡して滿蒙開發鐵道の幹線となるべき左の五鐵道を謂ふ。

- 開海鐵道（開原—海龍） 一三三哩
- 吉海カ（吉林—海龍） 一一〇カ
- 四洮カ（四平街—洮南） 二三〇カ
- 長洮カ（長春—洮南） 一八〇カ
- 洮熱カ（洮南—熱河） 四七〇カ

右の中四洮線の一部をなす四鄭線（四平街—鄭家屯）は、單獨契約に切り放して大正六年に滿鐵によつて完成し、更に大正七年には我が後藤外相と駐日章支那公使との間に、『滿蒙四鐵道覺書』なるものを交換して、前記四洮線を除いた四鐵道を日本の資金と技術とによつて、建造する契約が新たに取結ばれたのである。

〔註二〕 官留は新規顯出の鑛區にしてその面積五四〇畝、即ち一方里（約一〇萬坪）を越ゆるものは、許可せずその儘沒收して官有とする事を謂ふ。

第一節 設立

一、設立の機運と経過

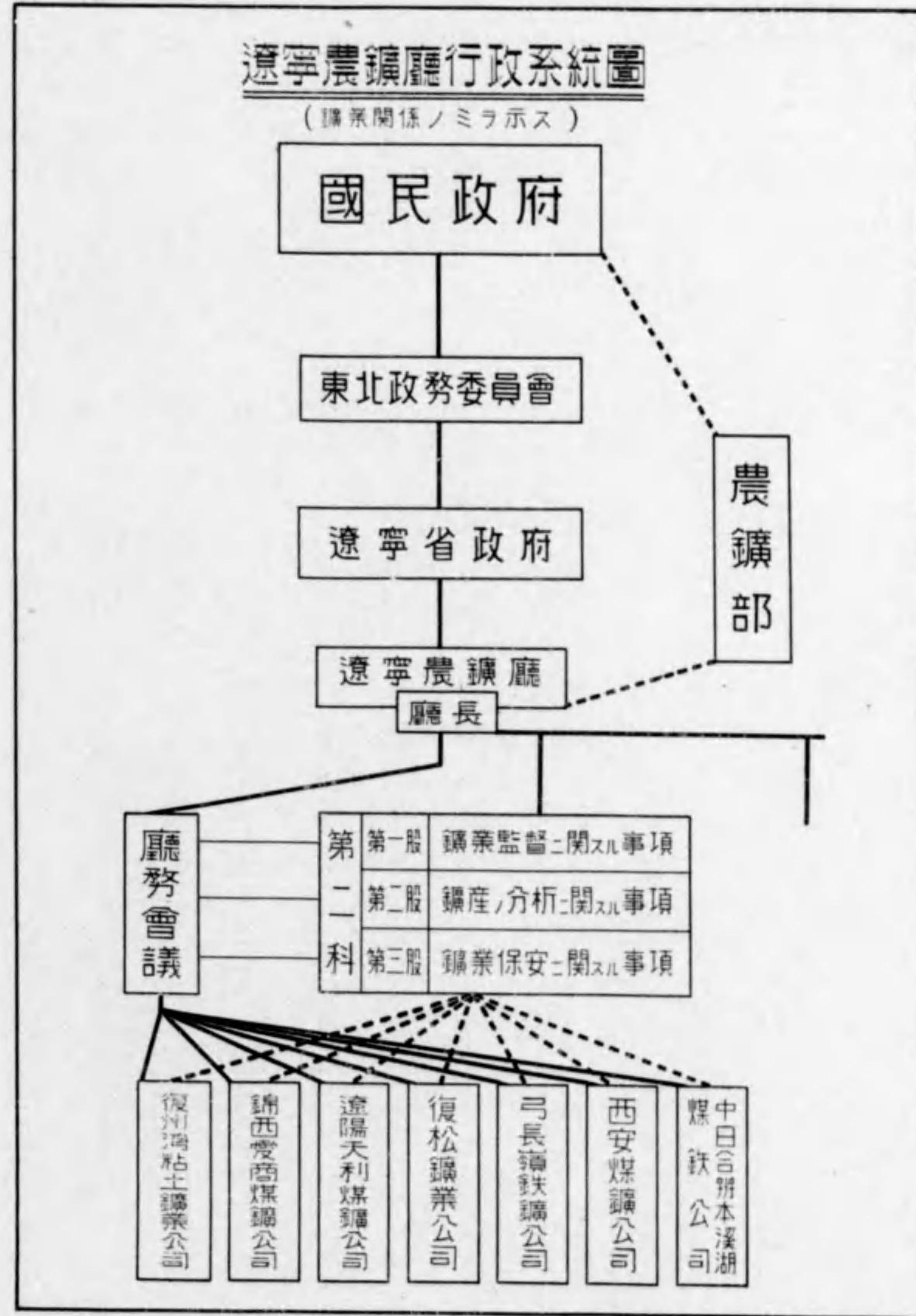
五五線蜿蜒延長一萬軒に及ぶ、尤大な滿鐵包圍鐵道網は順次着工の途にあつたが、既に開通した瀋海鐵道其他新設鐵道用炭の供給、日々二〇〇噸以上の石炭を要する兵工廠(註)その他紡紗廠、電燈廠の如きも多量の石炭を必要とするに鑑み、その自給の途を何處に講ずるかは、東北政廳の大きな問題で種々調査考究の結果、滿鐵包圍線完成の曉に最も地の利を得た西安炭田に着目、瀋海鐵道の支線として西安線(梅河口—西安)を敷設することによつて、容易に開發し得るとの見解の下に、兵工廠長兼參謀總長楊宇霆、瀋海鐵路督辦兼政務廳長五明宇、奉天省長莫柳忱等の發起によつて、現存十公司の合併による官商合併西安煤礦公司の設立が畫策せられ、民國十六

年(昭和二年)三月兵工廠砲彈廠々長白銘璋氏(京都帝大出身)は、西安煤礦公司籌備處主任としてその調査を命ぜられ、兵工廠丘曠技師と共に來西著々工作を進め、遂に同年八月一日を以て官商合併西安煤礦公司を成立せしめて、總辦には兵工廠庶務處長壽聿彭氏を迎へ、官株代表として兵工廠庶務處員張如九氏を經理に、白氏を技師長に就任せしめ、八月十五日より十公司を接收し之が採掘に當つて來たが、十八年(昭和四年)四月壽總辦、張經理の辭任と共に白技師長は總理に任せられて、一部章程を改め採掘様式も露天掘に重點を置き、大いに出炭量を増加したのである。今茲に當時の行政系統を示して参考に供しよう。

斯くする中、公司は民國二十年(昭和六年)四月一日附を以て、從來東北礦業公司管下の復州、八道壕、阜新、興成各煤礦と共に、東北礦務局(遼寧礦務局と東北礦業公司の合體改稱したるもの)の管轄に統一歸屬し、東北礦務局西安煤礦と改稱したのである。斯くの如く東北礦務局の直營として統

遼寧農礦廳行政系統圖

(關係ノミラホス)



一した事は、勿論張一家の爲に利益を壟斷せんとするの意圖もあつたであ
 ろうが、大體撫順炭礦に對抗せんとする爲であつて、學良の淺薄皮相な思
 慮による排日抗日の方途より、近き將來必ずや日本軍と衝突するの目ある
 を覺悟して居たのである。それ故萬一の場合に當時の如く各機關の使用炭
 が、殆んど撫順炭によるが如き状態では戰略上不利なるを免れない爲、先
 づ撫順炭を市場より徹底的に驅逐して、その經營を不能ならしめあはよく
 ば之をも乗取り、日本の勢力を滿洲より驅逐せんとの野望から、運賃など
 は殆んど無料の如き状態を以て市場に搬出したので、一時撫順炭にとつて
 は大きな脅威であつたに違ひないのである。

〔註〕 一 兵工廠 張作霖は第一次奉直戰の敗北に鑑みて兵備軍器の充實を痛感、日本軍
 部の斡旋の下に近代兵器の製造を計畫し、民國十年十月丁林兵器會社に機械の注
 文を發して、資金五億元を投じ東三省兵工廠を新設、二萬餘名の技師、職工を使
 役し爾來擴充に擴充を續け、遂に東洋一とも稱すべき兵工廠を完成したのであ
 る。

二、資本關係

白西安煤礦公司等備處主任が來西當初、公司章程の草案を各公司に手交して合辦工作に當るや、各公司代表者は連名を以て

『章程第七條に資本銀を現大洋二百萬元とする旨が記載されて居るが、前年(民國十九年)十一月通達の省長訓令第二七七號には資本銀を三百萬元と定め、官商折半出資なる旨の指示があり、尙本年四月命令によつて省公署に出頭した際は、省長より資本を現銀二百萬元とし中商株として現銀五十萬元を募集、十公司所有の礦區他一切を評價の上之を合して、總資本となす旨の申渡があつたが、現銀の出資は不可能なる爲意見書を提出して、評價に最も重要な點を詳細に陳述し、省長の指示を仰ぎたるところ未だに明示せず、礦商の礦區權、地權、株權等は幾何に評價されるものか、又接收に關する何等かの辨法があるものか、別段の指示な

きたため疑惑を懐く次第である』

と云ふ意味の決議書を白主任に手交、茲に十公司資産評價辦法が示されるに至つたのである。

十公司資産評價辦法

- 一、省令ニヨリ西安縣監督及西安煤礦公司等備處主任ハ十公司代表人ヲ招集シテ評價會ヲ開催シ次ノ辦法ニヨリ之ヲ行フ
- 二、本辦法ニ公司ト稱スルハ各公司全體ヲ指スモノニシテ以後公司ノ内部ニ於テ礦權及其ノ他物權ヲ分割セント欲シ株券ノ名義ニ公司代表人ノ名義ヲ使用セス個人名義ヲ記入スルモノハ附表或ハ明細書ニ豫メ内容ヲ明記スルカ又ハ評價シタル上之ヲ分割ス
- 三、各公司ノ資産ニシテ評價スヘキモノハ礦區ヲ除クノ外ハ規則ニヨリ家屋機械及各種設備等ニシテソノ算式ハ別ニ示ス
- 四、各公司ハソノ礦區ニ屬スル動産及不動産等提出スヘキモノニツキ速カニ明細書ヲ作成シ五日以内ニ評價會ニ提出シ監督及主任ノ検査認印ヲ受ケタルモノヲ以テ正式ノ證據トナス

五、監督及主任ハ前項ノ帳表ヲ受ケタルトキハ速カニ適任者ヲシテ詳細ニ査定評價セシメ雙方疑義ナキトキハ直チニ復命シ若シ疑義アルトキハ其ノ特別申請ヲナサシメ監督及主任ノ決裁ヲ受ケタル後之ヲ省長ニ提出シソノ査定ヲ受クルモノトス而して礦區及機械、附屬設備等の評價は次の通りである。

公司名	見積可採炭量	礦區評價	機械他評價	合計
中益	一六萬噸	二四、〇〇〇元	一六、八一九元	四〇、八一九元
寶華	二一〇〇〇噸	三一、五〇〇元	一三、五一八元	四五、〇一八元
富華	一八〇〇〇噸	二七、〇〇〇元	五、四七二元	三二、四七二元
福海	一一〇〇〇噸	一六、五〇〇元	一、六六〇元	一八、一六〇元
大成	六一〇〇〇噸	九四、五〇〇元	一七、四九三元	一一、一九九三元
永記	三九〇〇〇噸	五八、五〇〇元	二四、六五二元	八三、一五二元
裕興	七三〇〇〇噸	一〇九、五〇〇元	五、九〇四元	一一五、四〇四元
富國	二三〇〇〇噸	三四、五〇〇元	二四、九九九元	五九、四九九元
寶興	一七〇〇〇噸	二五、五〇〇元	七、四九七元	三二、九九七元
利華	四〇〇〇噸	六、〇〇〇元	三、三八三元	九、三八三元
計	二八五〇〇噸	四二七、五〇〇元	一二一、三九七元	五四八、八九七元

(註) 可採炭量は計二八五萬噸と見積り、採掘年限を一〇年間とし、噸當り〇・一五元と評價したるものなり

之に對し公司側は總額を一二〇萬元とし、内六〇萬元は株式、六〇萬元は現金を以て交附方の要求をなし、評價過少の故を以て省政府に申請して種々接衝の結果、茲に改めて評價格九〇萬元に決定、中二〇萬元は現銀を交附する事に妥協したと謂はれて居るが、現銀手交云々は明かな文献もなく、實現されたものなるや否や不明確である。

斯くして結局資本金は財政廳五〇萬元、兵工廠五〇萬元、瀋海鐵路五〇萬元、民間七〇萬元の合計二二〇萬元としたのであるが、現銀の出資は殆んどなく十九年(昭和五年)兵工廠は株主より脱退し、改めて省公署一〇〇萬元、瀋海鐵路三〇萬元、民間七〇萬元の計二〇〇萬元となつたのである。尙當初民間株式の配分は別掲の如きもので、株式額面は一株一〇〇元なるを以て、配株金額の内一株未滿に相當するものは、現銀にて手交したる故に端數合計四〇〇元、即ち四株は会社の所有となり、民間には六、九九六株が配分され一公司にて、三〇〇株以上を有する会社の代表者五名を選出、

公司名	代表者名	配株額	面金額
實富中富	曲長	五五、九一六	四九五
實富中富	曲宗	三五、七〇九	二七五
實富中富	曲海	四四、八五八	三六五
實富中富	孫鳴	四二、八二〇	九五五
實富中富	梁恒	一二、八九四	八一五
實富中富	成武	一三三、一三九	二八五
實富中富	金作	一三二、六六四	九〇〇
實富中富	金作	八四、五四一	三九五
實富中富	趙登	二〇、三五七	八一五
實富中富	姜寬	二一、〇〇六	七〇〇
計		七〇〇、〇〇〇	〇〇〇

之を公司役員に任命したが何等の権限もなく、利益の配當もなく全く無配當の株式と引替へに、官側に強奪された態であつたのである。後東北鑛務局が成立してその管理下に移り、實權を把握されてからは一入この感深く、豫決算及營業に關する一切を鑛務局に於て處理し、公司是唯命せられる儘に送炭するのみの、立場を餘儀なくされたのである。

第二節 組織章程

設立當初の公司章程は民國十八年、初代總辦壽氏辭任當時及兵工廠の株主脱退當時に、多少改正せられ組織も變遷したのであるが、茲には東北鑛務局管下に至る以前のもの、即ち一般に西安煤礦公司章程として知られ、又民國二十年（昭和六年）十二月接收後の、經營に當つて制定の經營臨時辦法の中で、舊規則云々と指した章程を掲げることとする。

官商合辦西安煤礦公司章程

第一章 總則

- 第一條 本公司ハ遼寧省官商合辦西安煤礦公司ト稱ス
- 第二條 本公司ハ官商ノ合資經營トシ株式會社規程ニヨリ處理ス
- 第三條 本公司ハ遼寧省政府ノ認可ヲ經テ農鑛部ニ届出ツ
- 第四條 本公司ノ鑛區ハ西安縣半截河猛虎亮附近一帶ノ區域ヲ以テ境界トシ内舊中

益富華寶華富海永記裕興大成富國寶興利華等十公司ノ原有礦區ヲ包含シ礦區
ヲ増加スル場合ハ農礦廳ニ於テ審査ヲナシ別ニ之ヲ測定ノ上決定ス

第五條 本公司ハ遼寧省西安縣ニ設置スルモノトシ營業發展ノ場合ハ省城又ハ其ノ
他繁華ナル地方ニ販賣處及附屬事業辦事處ヲ設置スルコトヲ得

第六條 本公司ハ本礦區内ノ石炭探掘及一切ノ附屬事業ヲ營ム

第二章 資本及株式

第七條 公司ノ資本ハ現洋二百萬元トシ之ヲ官商有兩株式ニ分チ省政府一百萬元瀋

海鐵路三十萬元ヲ出資シ商株ハ舊礦商中益等十公司ノ所有礦區及一切ノ家屋

建築物機械等ノ總評價額ヲ七十萬元ニ見積リ資本トナスモノトス

第八條 本公司ノ株式ハ之ヲ二萬株ニ分チ一株一百元トス

第九條 本公司ノ株券ハ記名式トシ額面ヲ三種ニ分ツ

甲 一株券 一百元

乙 十株券 一千元

丙 百株券 一萬元

第十條 本公司カ經營擴張ノタメ増資ヲ行フ場合ハ株主會議ノ決議ヲ經テ増資株式
ノ申請ヲナスコトヲ得

第十一條 本公司ノ株式所有者ハ本國籍人ニ限ルモノトシ株券ハ如何ナル場合ヲ問ハ

ス外國人ニ讓渡又ハ抵當ニ供スルヲ得ス

萬一之ニ違反セル場合ハ該株券ヲ無効トス

第十二條 株券ヲ遺失セル場合ハ適當ナル保證人ヲ立テテ本公司ニ事由ヲ具シテ届出

ツルト共ニ該株券ノ無効ヲ新聞紙上ニ發表後二ヶ月ヲ經過スルモ事故ノ申出

ナキトキハ新株券ヲ再交附ス

尙遺失株券ニ對シ事故ノ申出アリタル場合ハ遺失人ニ於テ其ノ責ニ任シ確實

ニ解決ノ證據アルニ非サレハ新株券ヲ再交附スルヲ得ス

新株券發行ニ際シテハ遺失人ハ一枚ニ付手数料大洋二元ヲ納入スヘシ

第十三條 株券ノ讓渡ヲナサントスル場合ハ讓渡人ニ於テ讓渡書ニ署名捺印シタル後

讓受人ヨリ讓渡書ニ舊株券ヲ添附シ本公司ニ於テ名義變更ニ關スル一切ノ手

續ヲ履行シ新株券一枚ニ付現洋二元ヲ納入舊株券ト引換ニ新株券ノ發給ヲ受

クヘシ

第十四條 本公司株式ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 職員及組織

第十五條 本公司ニ總辦一名ヲ置キ財政農鑛兩廳ノ合意ヲ經テ省政府ニ申請之ヲ委任シ公司一切ノ事務ヲ掌理所屬職員ヲ監督指揮並ニ賞罰セシムルト共ニ公司ヲ代表セシム

第十六條 本公司ニ董事九名ヲ置キ第三十二條所定ノ職務ヲ執行セシメ其ノ人員ハ出資額ニ比例シテ左ノ如ク割當ツ

- 一、省政府 五名(財政廳一農鑛廳一建設廳一公安處一公司總辦モ亦董事ノ一トス)

二、瀋海鐵路 一名

三、商 株 三名

第十七條 官株董事ハ各官廳ニ於テ指定之ヲ公司總辦ニ通告シ省政府ニ報告ノ上任命スルモノトス

第十八條 商株董事ハ商株株主中ヨリ左記資格ヲ具備セルモノノ中總辦ノ招集シタル選舉ニ當選シタルモノヲ總辦ヨリ省政府ニ報告スルモノトス

商株株主中滿二十五歳以上ニシテ礦務ニ關スル學識或ハ經驗ヲ有シ個人ニ於テ三百株以上ヲ所持スルモノハ董事ノ被選舉資格ヲ有シ十株以上ヲ所持スルモノハ之カ選舉資格ヲ有スルモノトス

第十九條 本公司ニ監察五名ヲ置キ第三十七條第三十八條所定ノ事務ヲ處理シ株式數ニヨツテ左ノ如ク割當ツ

一、省政府 二名(財政廳一農鑛廳一)

二、瀋海鐵路 一名

三、商 株 二名

監察ノ選任方法ハ董事ノ規定ヲ適用ス

財政農鑛兩廳ノ監察各一名ハ交互ニ公司ニ常駐シテ其ノ職務ヲ行ヒ月俸ハ董事會ニ於テ定メ公司ヨリ之ヲ支給ス

第二十條 總辦ノ任期ハ三年董事ノ任期ハ三年監察ノ任期ハ一年トス但シ再選セラレタル場合ハ重任スルコトヲ得

第二十一條 本公司ハ作業ノ實施及營業各事務ヲ處理スルタメ左記各科ヲ置ク

一、總 務 科

一、會 計 科

一、營 業 科

一、採 礦 科

各科ノ管掌事項ハ別ニ本公司組織章程ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條 前條所定ノ各科ニ各科長一名ヲ置キ總辦之カ任命ノ上届出テ各科内ノ係定

員等ノ事項ハ本公司事務ノ繁閑ニ應シ總辦之ヲ酌量處理ス
但シ會計課長ハ財政廳ヨリ之ヲ推薦ス

第二十三條 各科長ハ總辦ノ命ヲ承ケ所屬員ヲ督勵シテ各該科一切ノ事務ヲ管掌ス

第二十四條 各探礦所及附屬營業處ノ組織及辦事處規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 株主會

第二十五條 定時株主會ハ公司毎決算後一定期間内ニ之ヲ招集ス

但シ公司ノ利害關係ニヨリ緊急必要ノ時ハ總辦又ハ董事五名以上ノ請求ニヨ
リ臨時株主會ヲ招集スルコトヲ得

第二十六條 公司株主會ノ招集ハ開會一ケ月以前ニ各株主ニ通知スルモノトス

第二十七條 株主會開催ノ場合ハ總辦ヲ以テ議長トス

第二十八條 一株毎ニ一箇ノ議決權ヲ有スルモノトス

但シ一株主ニシテ五十株以上ヲ有スルモノニアリテ八十株毎ニ一議決權ヲ有
シ百株以上ハ二十株毎ニ一議決權ヲ有スルモノトス

第二十九條 株主事故ニヨリ出席シ能ハサル場合ハ委任狀ヲ以テ代理人ニ委任シ出席セ
シムルコトヲ得

第三十條 株主會ノ決議ハ出席各株主議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ定メ可否同數ノ場合

ハ議長之ヲ決定ス

第三十一條 株主會ノ決議事項ハ決議錄ヲ作成シ議長之ニ署名捺印ノ上保管ス

第五章 董事會

第三十二條 董事會ノ執行スヘキ事項左ノ如シ

- 一、營業ノ考査
- 二、決算又ハ報告ノ審査
- 三、純益ノ分配
- 四、各種主要規程ノ査定
- 五、其他重要事項ニシテ董事ノ審議ヲ必要トスルモノ

第三十三條 董事會ハ不定期トシ隨時開會スルコトヲ得

會議事項ハ出席董事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ノ場合ハ議長之ヲ決定
ス但シ出席董事ガ全體董事ノ過半数ニ及ハサル場合ハ開會スルコトヲ得ス

第三十四條 董事會開會ノ場合ハ臨時ニ董事ノ一名ヲ推舉シテ議長トナス

第三十五條 董事會開會ニ當リ監察ハ出席ノ上意見ヲ陳述スルコトヲ得

但シ議決ニ加入スルコトヲ得ス

第三十六條 董事會ノ討議事項ハ其ノ綱領乃至討議經過ヲ記載シ出席董事之ニ署名捺印

スルモノトス

但シ董事自身ニ關係アル議案ニ就テハ該董事ハ議決權ヲ行使スルコトヲ得ス

第六章 監察

第三十七條 監察ハ本公司一切ノ業務進行ニ對シ監察ヲナスモノトス

第三十八條 監察ハ隨時本公司ノ營業狀態及帳簿文書契約書及財産ヲ調査スルコトヲ得

第三十九條 監察ハ同時ニ本公司ノ他ノ職務ヲ兼任スルコトヲ得ス

第七章 決算

第四十條 本公司ニ於ケル一切ノ費目ハ新式簿記ヲ採用シ毎月末小決算毎年度一回總

決算ヲ行フモノトス

第四十一條 本公司ハ毎年七月一日ヨリ翌六月三十日迄ヲ以テ一年度ト爲ス

第四十二條 本公司ハ毎年度終了ノ三ヶ月以前ニ次年度ノ營業及豫算案並ニ事業擴張計

畫書ヲ作製シテ董事會ニ提出シ董事會ハ其ノ審査ヲ行ヒ省政府ノ認可ヲ受ケ

タル後公司ニ對シテ之カ執行方ヲ命シ定期株主會ノ開會ヲ俟ツテ株主ニ報告

スルモノトス

第四十三條 本公司ハ毎年六月末ヲ以テ決算期ト定メ一切ノ勘定ノ締切決算ヲナシ財産

目錄收支對照表營業報告書損益計算書及決算報告書ヲ作製シ董事會ニ於テ審
査ノ上異議ナキトキハ董事會ノ作製セル利益分配ノ決議案ヲ添附シテ一括監
察ニ廻付シ毫モ疑議ナキ場合ハ董事監察之ニ署名捺印シテ省政府ニ報告ヲ爲
シ株主會開會ノ際之ヲ提示シテ其ノ承認ヲ求ムルモノトス

第八章 純益ノ分配

第四十四條 本公司ハ毎年度總決算終了後營業上得タル純益中ヨリ百分ノ五ヲ法定積立

金トシ資本總額ノ四分ノ一ニ達シタルトキハ之ヲ停止ス

尙固定資産償却金百分ノ十ヲ積立テ以テ公司ノ基礎ヲ固ムルモノトス

第四十五條 純益中前條ノ積立金準備積立金ヲ除外シタル剩餘金ハ百分率ニヨリ左記ノ

如ク分配ス

- 甲 株主ノ取得 七十五
- 乙 總辦ノ取得 四
- 丙 董事監察ノ取得 六
- 丁 其他各職員ノ取得 十五

第九章 附則

第四十六條 本章程ニ不備ノ點アル場合ハ總テ公司條例株式會社規程ニ依リ之ヲ處理ス
 第四十七條 本章程ハ公布ノ日ヨリ施行ス若シ變更ノ必要アル場合ハ株主會ノ議決ヲ經テ申請ノ上之ヲ修正ス

右の中省長提示のものは、第二章資本及株式中第七條が

『本公司ノ資本金ハ現銀ヲ實收シ暫定的ニ現大洋二百萬元トシ財政廳兵工廠瀋海鐵路公司ヨリ各五十萬元宛出資シ商株五十萬元ヲ募集ス舊中益等十公司ノ所有セル一切ノ家屋機械及各種設備ハ公平ナル評價ヲ以テ〇元ト査定シ之ヲ前項ノ全額拂込現銀二百萬元ト合シテ總資本トナス』

とあり、民國十八年八月の改正迄は第三章職員及組織の中、第十六條として『本公司ニハ經理一名ヲ置キ株主中ヨリ奉天省長之ヲ指名シ總辦ノ指揮ヲ受ケテ公司ノ事務ヲ掌理ス』

の一ヶ條が加はり以下順次繰下げられ、前記第二十一條の業務組織は總務科、會計科、營業科、探礦科、機械科、電氣科となつて居たが、實際に行は

れたのは文書科、事務科、會計科、探煤科、機械科であつたのである。尙兵工廠が株主を脱退する迄、第十七條(前記章程第十六條)の董事の人員は十四名にして、その割合は財政廳三名、兵工廠三名、瀋海鐵路三名、商株側五名に、又第十九條(前記第十八條)中董事の被選舉資格者の所持株式數五百株以上(前記は三百株以上)、選舉資格者の所持株式數百株以上(前記は十株以上)となつて居たものである。

斯くの如く公司最高機關は董事會にして、其の下に總公司辦事處を城内に設置し業務の、執行に當つては章程によつてその職責を明かにし、公司員の服務規程を制定するの他、會議章程を制定して會議を事務會議、技術會議の二種に分ち、前者は總公司に於て後者は礦山に於て開催、その連絡運營の圓滑を圖つたのである。

以下官商合辦西安煤礦公司組織章程中、各科の管掌事項を拔萃して本節を終る。

一、採礦關係

本公司は舊十公司時代に稼行された坑口を接收し、第三、第四坑と稱せられる坑のみ舊公司坑をその儘稼行したが、之等兩坑は第六、第七坑の新坑と共に廢坑と相連り、自然發火を起し易く且つ交通不便なるため、逐次採炭も中止の止むなきに至つたのである。

以下各坑の状況を簡述して見よう。

第一坑 舊裕興公司の稼行區域に新たに開坑し、民國十六年十月に至つて出炭を見た坑で、三主要傾斜坑道(運搬、排水、人道)を持ち七片迄掘進して採炭を行ひ、**コルニツシユ・ホイラー**四基を設置する汽罐室があつて、排水用唧筒及捲揚機を運轉し十八年五月に至つて、東部坑道三片以上に露天掘採炭法を用ひ、極力重點を露天掘に移行したのである。而して本露天掘は前年度の水害に鑑み、その採取土砂を以て坑口一帯

に突堤を繞らして、夏季洪水を防止する計畫の下に延長約五〇〇米、幅約一〇〇米の階圓形のものとし、表土六―九米にして出炭を見たもので、二十年の接收當時稼行して居た露天掘が之である。

第二坑 舊大成公司の稼行區域に新坑口を開鑿したもので、一坑と同じく三主要傾斜坑道を有し、總べて炭層の傾斜度に依つて採炭を行ひ、舊坑及舊坑の下部を稼行し舊坑より一日約一〇〇噸、下部より約一五〇噸を採炭したが、自然發火の爲め密閉の止むなきに立至り、十八年度からは新二坑によつて採炭したものである。尙淺部露天掘を計畫して之を延長約一〇〇米、幅三〇米―四〇米の長方形の區域としたが、接收當時は未だ剝土中に屬するもので、採炭には至つて居なかつたのである。

第三坑 舊利華公司の稼行坑にして新たに、炭層の傾斜側に排水及運搬坑道を穿ち、十六年末には一日約一〇〇噸を採炭したこともあるが、

自然發火によつて坑口を閉鎖するに至つたものである。

第四坑 舊公司稼行坑にして第三坑と同じく、新たに排水及運搬坑道を開鑿し、同一層を稼行して本公司設立當初より、出炭のあつた坑で十七年末には、一日約一五〇噸を採炭して居たが、これ亦自然發火を起して廢坑としたものである。

第五坑 十七年九月舊富國公司の一部(舊露天掘の北方)露天掘作業を、西安街の有力者及舊礦主の一部が、公司と協定して請負制度により稼行したものであつて、所謂東集煤廠なるものが之である。この請負契約の主なる點を列擧すれば

- 一、採掘炭量ノ三分三厘ヲ公司ニ納入スルコト
- 二、採掘ニ要スル一切ノ機械器具材料其他家屋等ハ總テ請負人ノ負擔トス
- 三、採炭量ハ年一萬噸ヲ超ユルコト

萬一之ニ滿タサル場合ハ本契約ヲ無効トシ公司ハ別人ヲシテ請負ハシム

四、販賣炭價ハ公司ノ許可ヲ要シ公司炭價ヨリ低廉ナラサルコト

五、鑛區稅ハ公司ノ負擔トシ鑛產稅ハ雙方ノ取得炭量ニヨリ分擔ス

斯くして東集煤廠は捲揚機二基、ホイラー二基、唧筒三基を据ゑ、炭車五〇輛を使用して鋭意採炭作業を續行したが、契約の性質上目前の利益のみに走り、將來性等は毫も考慮せず剝土採炭は、階段法に依らずに採掘して居たのであるが、東北鑛務局管下に移つてより、従前の契約を破棄して民國二十年七月新契約を締結、更に西南向五〇米を發展して年産三萬噸を、最小限度とすることに改められ、接收當時第一露天掘と共に稼行して居たものである。

第六坑 十七年度に於て舊利華公司と、舊寶興公司との兩礦區に跨つた區域に開坑し、深さ三〇米餘で僅かばかりを採炭したが、出水崩壞の

ため廢坑となつたものである。

第七坑 十八年五月第六坑北方二〇〇米に開坑したが、運搬不便なる爲
幾何もなく廢坑となつたものである。

イ、通氣及照明

通氣は自然通氣により、一坑に大風門一二ヶ所、小風門一八ヶ所、二坑
に二ヶ所を設け、照明はアセチレン瓦斯燈及豆油燈を使用して居たが、漸
時深部に及んで災害の發生するを懼れ、職員用には點燈器附ウルフ式安全
燈、工人用としてはサイベル式安全燈が使用されたのである。

ロ、排水

第一坑汽罐室は排水の動力源であつて、第一坑は四片のバツクに集水後
坑外に揚水し、第二坑は四片―三片―坑外の順で排水して居たのである。

ハ、支柱

木材は清源及三家子等より松及その他硬木の末口寸法七種を、鐵材は各

鐵路局より八〇封度の古レールを購入して居たのである。

ニ、選炭及運輸

選炭は切羽に於て塊炭と切込炭とに選別し、坑内は手押運搬を行ひ捲揚
機にて坑外に搬出、十七年四月に至り引込線の開通と共に、第一坑西方に
貨車積込所二ヶ所を設け、四〇〇噸容量の木製貯炭ホケツトを建造し、列
車回数は販路の盛衰により二回、乃至三回を普通としたのである。

ホ、出炭量（一〇〇噸未満四捨五入）

年 度	出 炭 量
民 國 十 六 年 度	八〇、二〇〇噸
〃 十 七 年 度	一一八、〇〇〇
〃 十 八 年 度	一五四、二〇〇
〃 十 九 年 度	一六六、九〇〇
〃 二 十 年 度	一三〇、七〇〇
計	六五〇、〇〇〇

二、施設關係

本公司が舊十公司から接收した機械、建築物其他は次の通りである。

計	品名										
	利華	寶興	富國	裕興	永記	大成	福海	富華	寶華	中益	公司名
七			二		二	一			一	一	捲揚機
二七	二	三	八	一	三	二	一		三	四	汽罐
二八	一	五	六		六	三	一		三	三	唧筒
一〇五			二四		二〇	三〇			一六	一五	炭車
四六九	二六	四三	六二	四三	五一	六二	九	九二	五三	二八(間)	建築物
四〇			一〇		一〇	一〇			〇・五	〇・五(哩)	軌道
九			二		三	二			一	一(條)	捲ロープ
	有	有	有	有	有	有	有		有	有	工物及 附屬品
				有			有		有	有	雜品

而して右の中機械類は破損したもの多く、修理をなすより新規購入を工

作上有利としたが、資金の関係上其の後には僅かに捲揚機一基、汽罐二基、排水唧筒六臺を増加したに止まり、特に会社が力を注いだものとして、修理工場及各種建築物がある。

修理工場 舊富國公司に依つて設置された堅型汽罐一基、汽機一基、旋盤一臺及鍛爐一基を接收し、之等を以て修理に當ると共に、木工をして木製炭車を製造せしめ、漸次工務多忙となるに及んで、鋸床、旋盤、螺子盤、扇風機、木旋盤、木鋸盤各一臺宛を増設することになったが、工場狭少な爲据付に日時を費し、十七年春之が竣工を見たのである。又鑄造廠に於ては、鑄車輪及各种機具を設置して炭車製造に便し、程なく増築して専ら炭車の製造に當つたが、修理工場と相距り不便を感ずるに至つて、製煤車廠附近に三十四間の工場を新設、鐵工部、木工部、雜工部に分け約一〇〇名の工員を使用して居たのである。

建築 十六年度には第一坑に附屬する汽罐室、捲揚機室、第四坑汽罐場、

木工場及販賣所の計瓦房(瓦葺家屋)七間、草房(草葺家屋)一一間、十七年度には第一坑、第五坑、第六坑の各事務所(瓦房)、工人宿舍三箇所五四間の土房の他に木倉庫平家一棟を建築し、十八年度以降には安全燈室、火薬庫、看守房、第二坑汽罐室、捲揚を建築し修理工場の擴張を行ひ、總公司辦事處の建築も設計計畫中であつたのである。

三、營業・従事員

イ、營業方面

民國十六年十月に營業科が設置されて、十一月より販賣を開始するや、舊公司代表者を主とする十家礦商と、販賣價格の二割引による西安、東豊、山城子一帶の一手販賣請負契約を締結し、又瀋海鐵路局との間には互恵契約を結んで、銳意販路の獲得に傾注したが運輸不便なるため、販路は僅かに西安及臨近各縣に過ぎなかつたのである。而して十七年四月に引込線

が開通し市めて貨車積をなすに及んで、北寧鐵路局及吉海鐵路局と互恵契約を締結し、瀋海、吉海兩鐵路沿線及奉天に販路を開拓、十八年度に至つては出炭の増加と共に、販路も亦擴まり吉海線の全線開通と相俟つて、銀貨の下落は撫順炭の販路を狭め、瀋海、吉海兩鐵路沿線には西安炭の他に姿を見ず、公司に於ては運輸未だ全からざるため、全需要に應ずる事不能の状態を現出し、其後も金價愈々高く賣上順調ながら、依然瀋海鐵路の輸送澁滞のため賣上に、影響を及ぼすこと尠らぬ状態にあつたのである。

當時は概して六、七、八月には販路も停頓し、出炭量の大半は各沿線に貯炭して冬期の需要に備へ、又礦山に秤量設備なく従つて積載量も一定せぬ爲、炭量不足による損失は相當量に上つたが、石炭代の回収は夏季に鐵道供給炭の、未收金多しと雖此の種未收金は、冬季需要旺盛となるに及んで殆んど回収されたのである。

左に逐年販賣成績表を掲げて置くが、民國十六年公司設立以來滿洲事變

に至る迄の、全送炭量中五六%は奉天に供給されたのである。

年度別販賣成績表

年 度	出 炭		自家用炭		販賣炭量		内 奉 天		内 吉 林		内 東 豊		内 山 城 子		内 朝 陽		内 西 安		
	一	六	一	七	一	八	一	九	二	〇	計	一	七	一	八	一	九	二	〇
一	八〇,二〇〇	一一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五二,八〇〇	一〇九,六〇〇	二五,六〇〇	五,一五〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	一,九〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
二	七〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五二,八〇〇	一〇九,六〇〇	二五,六〇〇	五,一五〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	一,九〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
三	七〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五二,八〇〇	一〇九,六〇〇	二五,六〇〇	五,一五〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	一,九〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
四	七〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五二,八〇〇	一〇九,六〇〇	二五,六〇〇	五,一五〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	一,九〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
五	七〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五二,八〇〇	一〇九,六〇〇	二五,六〇〇	五,一五〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	一,九〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
六	七〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五二,八〇〇	一〇九,六〇〇	二五,六〇〇	五,一五〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	一,九〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
七	七〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五二,八〇〇	一〇九,六〇〇	二五,六〇〇	五,一五〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	一,九〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
八	七〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五二,八〇〇	一〇九,六〇〇	二五,六〇〇	五,一五〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	一,九〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
九	七〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五二,八〇〇	一〇九,六〇〇	二五,六〇〇	五,一五〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	一,九〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
〇	七〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五二,八〇〇	一〇九,六〇〇	二五,六〇〇	五,一五〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	一,九〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	四,〇〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
計	六五六,〇〇〇	一,三三六,七〇〇	八九,〇〇〇	八九,〇〇〇	五八九,七〇〇	一,一八〇,八〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

而して毎營業年度末に於ける詳細な、決算關係書類は接收前に持出され、又十九年度決算は東北鑛務局に於て行はれた爲、何等資料もなく全く不明であつたが、残存書類中のメモ程度の一片に

十六年度利益金 四、七三三・六九元

十七年度 " 三一、八〇九・三八元
 十八年度 " 六九、五三九・〇三元

とあつて、右の中十八年度の營業純利益は五、四四一・四五元のみで、他は爲替の變動による資産の評價益となつてゐる。

ロ、職員待遇

職員数は十八年壽總辦退職當時迄、五五―六〇名位であつたが、東北鑛務局管下へ移行當時に、總辦以下六九名(總務科一〇名、會計科一〇名、營業科二一名、採礦科二七名)となり以後は餘り變化なく、俸給は五等五級に分れ職員の初任給は、その才能によつて何級俸かを決定し、亞いで滿一ヶ年毎にその成績を考慮して一級乃至二級を進め、總辦の俸給は財政、農鑛兩廳より省政府に申請の上之を決定したのである。

俸給等級表(單位元)

等級	一等俸	二等俸	三等俸	四等俸	五等俸	備考
一級	四〇〇	三五〇	三〇〇	二八〇	二五〇	總辦之屬ス
二級	二〇〇	一八〇	一六〇	一四〇	一二〇	總技師長
三級	一二〇	一一〇	一〇〇	九〇	八〇	技師
四級	七〇	六〇	五〇	四五	四〇	事務員
五級	三五	三二	三〇	二八	二五	雇員

尙職員には獨身、有家族者別に宿舍を給したが、有家族宿舍はその場所邊鄙にして、土匪の災多きため殆んど職員は西安城内に居住し、公司はこれ等職員に等級別によつて一ヶ月に、左記量の石炭を給したのである。

職名	夏季 (自三月一日至十月末)	冬季 (自十一月一日至二月末)
總辦	充分に供給	充分に供給
常駐監察	"	"
科長・總技師	二・〇噸	三・〇噸
科員・技師	一・五噸	二・〇噸

職名	夏季 (自三月一日至十月末)	冬季 (自十一月一日至二月末)
事務員・技術助理員	一・〇噸	一・五噸
雇員	〇・七噸	一・〇噸

ハ、工人待遇

工人は常備工及請負工に分たれ把頭の統制下に置かれて、當初一坑口一把頭制によつて稼働せしめ、約七〇〇―八〇〇名であつたが、二十年には約二、〇〇〇名餘に及び、工賃は出來高拂、一人一日平均收得賃銀〇・六七元(當時日本金に換算して約四〇錢)にして、相當の宿舍及燃料を給し春節、老君誕生日には休業せしめて犒賞を與へ、公司の出資による販賣所に於ては、生活必需品其他雜貨を薄利多賣主義に基き、安價に供給してその福利を圖り、又省政府指示の工人待遇規則に準據して、公司工人待遇章程を定めて公傷扶助法を明示し、十九年十二月には把頭を執行會員とする、工人互助會を設け工賃の千分の五を積立て、不慮の傷病に對する相互扶助を行はせる等々、福祉方面にも可成り力を注いだ様である。

而して農礦廳に於ては政府衛生部の訓令によつて、十八年四月礦場衛生十二項を制定して、工人の生命の安全確保に關する指令を發したが、その中第一項より第六項迄は坑内保安に關する細目を定め、第六項以下に於ては宿舍の建築設備規格、衛生設備、飲料水の検査實施、傷病豫防の徹底強化、休息時間の確守による能率の調節、幼年工の使役禁止、健康保險制度等、實に微に入り細に亘つて規定してゐるが、最後に『歐米各國は何れも極力工人の優遇に努力せざるはなく、茲に於てか政府も亦之が強制を期するものである……云々』とあつて、當時の省政府方面に於ける附燒刃的な一面、及歐米心酔の程が窺はれ失笑を禁じ得ないものがある。この衛生十二項の中にも一、〇〇〇名以上の、工人を使役する礦山に於ては病院、及傳染病棟を設備する様指令されて居るが、公司には醫院すら無く醫療一切は西安城内春華醫院と特約して、西安煤礦公司委託代理醫院臨時辦法、なるものを作つて職員並に工人及其の家族の、傷病一切を委託して居たものである。

〔參考〕年度別工人就業延工數

種別	年度	十	七	八
採炭工		七〇、七八三 _工 〇	一〇九、〇七〇 _工 〇	一三九、六四九 _工 一
常工		四一、八二三二	八八、六九〇〇	九五、四九八五
機械工		一四、六一九九	二六、五四一〇	二四、六二六一
修理廠工		一〇、九六〇五	一九、七五七〇	二六、七一四六
計		一三八、一八六六	二四四、〇五八〇	二八六、四八八三

〔註〕十九年以後不明

第四節 明治西安炭礦の事業と支那官憲の壓迫

秦信、健元、健兆の三礦區は從來極力試錐調査を行つて來たのであるが、秦信公司礦區は手力試錐によつて、略炭層の状態も判明するに至つたので、民國十六年（昭和二年）十一月炭層露頭の西部に開坑し、更に滿鐵に依

頼して十八年二月以降三礦區共、同社のダイヤモンド試錐によつて、調査を續行して來たものであつて、その稼行は上下兩層に及び上層は三片、下層は五片迄延ばし、最も長い下層二片の坑道は走向の方向に三〇〇餘米に及び、十九年(昭和五年)には坑道の切替へに着手して二十年に之が完成を見、内地より**ディーゼルエンジン**五〇馬力捲を取寄せて据付たが、寒氣のため始動不自由なるにより、之を返送して八〇馬力の蒸氣捲を据付け、**ボイラー**(七尺×三〇尺)一基を三箇に分解の上内地より送附、官商側に於て引込線の使用を許さぬため、驛よりレール送りに依つて約一週間を費して之を運搬し、据付けに際しては組立工を内地より招致、煙突をあげかけたる時事變の物發によつて、奉天へ引揚げるの止むなきに至つたのである。

採炭高は期節的に異り冬季最大六〇廬内外にして、運搬は人力により〇・〇五廬入りの麻袋を使用し、當初切羽に於て塊炭、切込炭に選別して居たが後坑外貯炭場に於て之を行ひ、直に需要者の馬車に積込んで搬出した

のである。

工人は冬季に於て採炭夫八〇名乃至一〇〇名、雜役夫坑内三、四名坑外八、九名、唧筒方三名を使用、採炭夫は一日一人當〇・八〇乃至一・〇廬の出炭能力であつたが、之は切羽を受持つ採炭夫が交替にて坑外貯炭場に運搬せる爲、切羽の距離によつてその能力を異にしたもので、工人の賃銀は採炭夫現大洋銀六〇仙、雜役夫三五―四〇仙、機械夫六〇仙見當にして食事は公司より支給し、その他塊炭獎勵金が支給されたのである。

斯る明治西安炭礦の事業は排日風潮の熾なる中に、國家的權力を背景とする官商合辦西安煤礦公司与西安炭田を二分して、稼行するの狀態に立至つた譯で、この日本資本の下に孤軍奮闘する明治西安炭礦は、必然的に當地方に於ける排日運動の對照とされて、凡ゆる迫害、壓迫を受けるに至つたのである。

即ち官商合辦側壽事彭總辦は、十六年八月四日附東三省兵工廠審檢處丘

曠副技師の西安炭田調査報告によつて、長期に亘る亂掘により亂脈無秩序の状態にある、官商合辦十礦區に比し日系三礦區は、整然たる處女礦區なるのみならず、炭量に於ても面積に於ても大なるを知り

『當地に於ては日本人が鑛業條例に違反して鑛業を經營し、剩へ新設公司の經營未だ軌道に乗らざるを奇貨として、その利益を侵害せんとするものなるを以て、實業廳をして該鑛權を速時取消され度』
と兵工廠に申送り又麗々と

『現在言を左右して沒收せざれば、將來國家的損失を招來するは明なるを以て、速刻採掘方の中止を命じて國家の主權を確保し、併せて新公司設立の目的達成に協力せられ度』

と奉天省長に上申、その結果實地調査を行ふに至つたが、明治西安炭礦關係者の努力によつて事なきを得たこともある。其他實業廳の命令によつて検査のため提出した、健元、健兆の執照二通を再三再四の返還請求にも

不拘、言を左右にして一ヶ年半以上も放置するが如き、又は官商合辦側の要求により實業廳技師を派遣して、官商合辦側技師と合同にて礦區の測量を行ひ、規定上の礦區間隔地巾六〇尺を三六〇尺に擴大して、その餘地を無法にも強制的に官商合辦側の所有に歸せしめ、三礦區内に帶狀の官商合辦側礦區を挟んで、將來の作業に對し故意に妨害を加へたるが如き、將又西安線(梅河口—西安)を、官商合辦側運炭専用線と稱して交通機關の閉鎖を策し、秦信主要路には見張りの兵を配置して、秦信炭購入の馬車を威嚇、妨害する等々實に惡辣不當な手段を弄したが、明治西安炭礦社員はこの排日の渦中に於て、身に迫る危險を冒して祖國日本の國策に順應し、滿蒙開發の理念に燃えて黙々として、この開拓事業に心血を注いで來たのである。

〔附 記〕 滿洲事變勃發前東三省支那側が、我權益を侵害せる重なる實例を收録した、關東軍參謀部發表の『滿洲事變關係雜錄』の五十四件中『西安合辦炭礦壓迫』なる一項が含まれて居る。

事變當時の明治西安炭礦略圖

1 民國十九年迄は、事務所兼日人宿舍に使用した支那家屋にして、新事務所建築後は滿人社員宿舍

2 工人宿舍

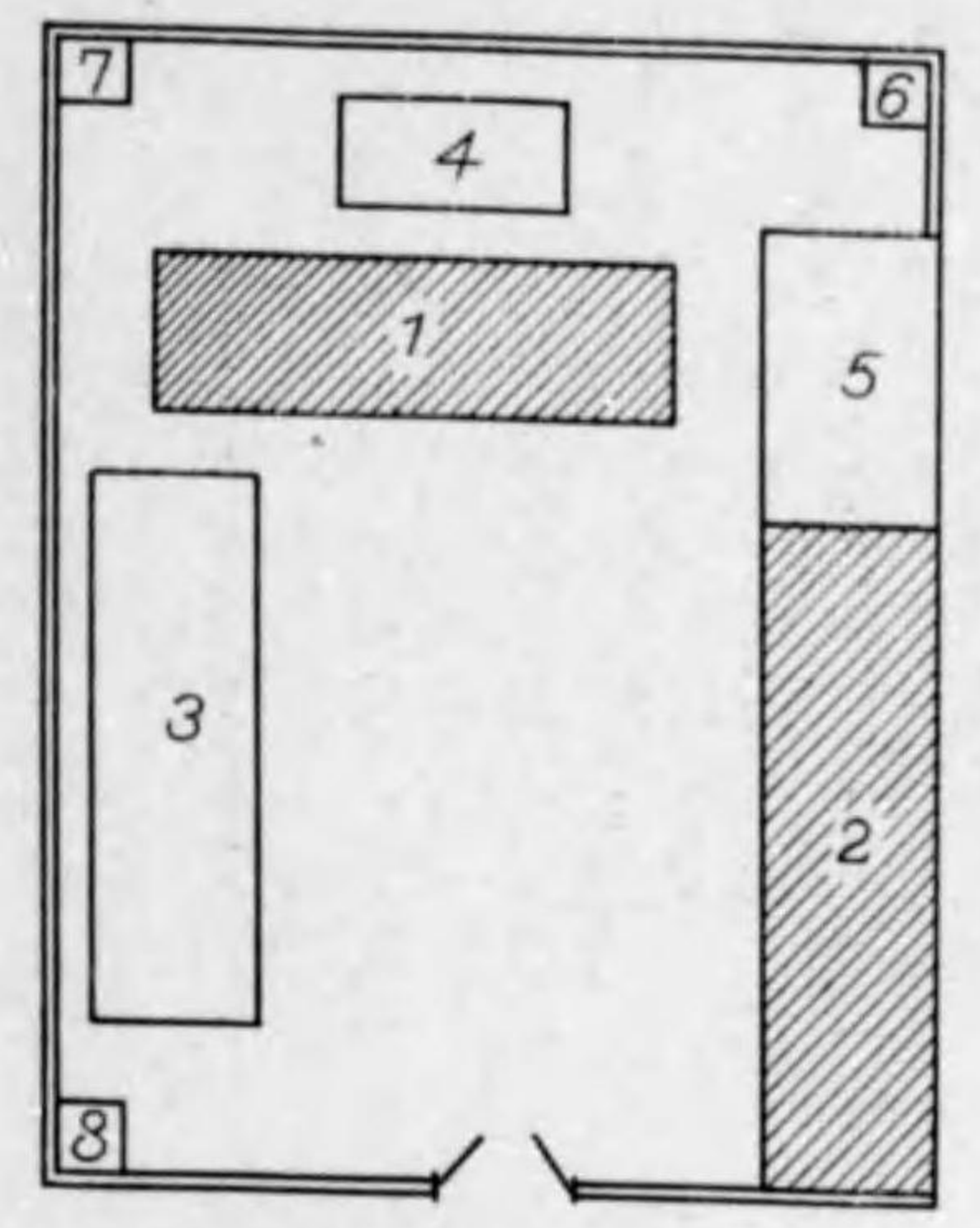
3 民國十九年建設の煉瓦建事務所兼日人社員宿舍

4 同 工人家族宿舍

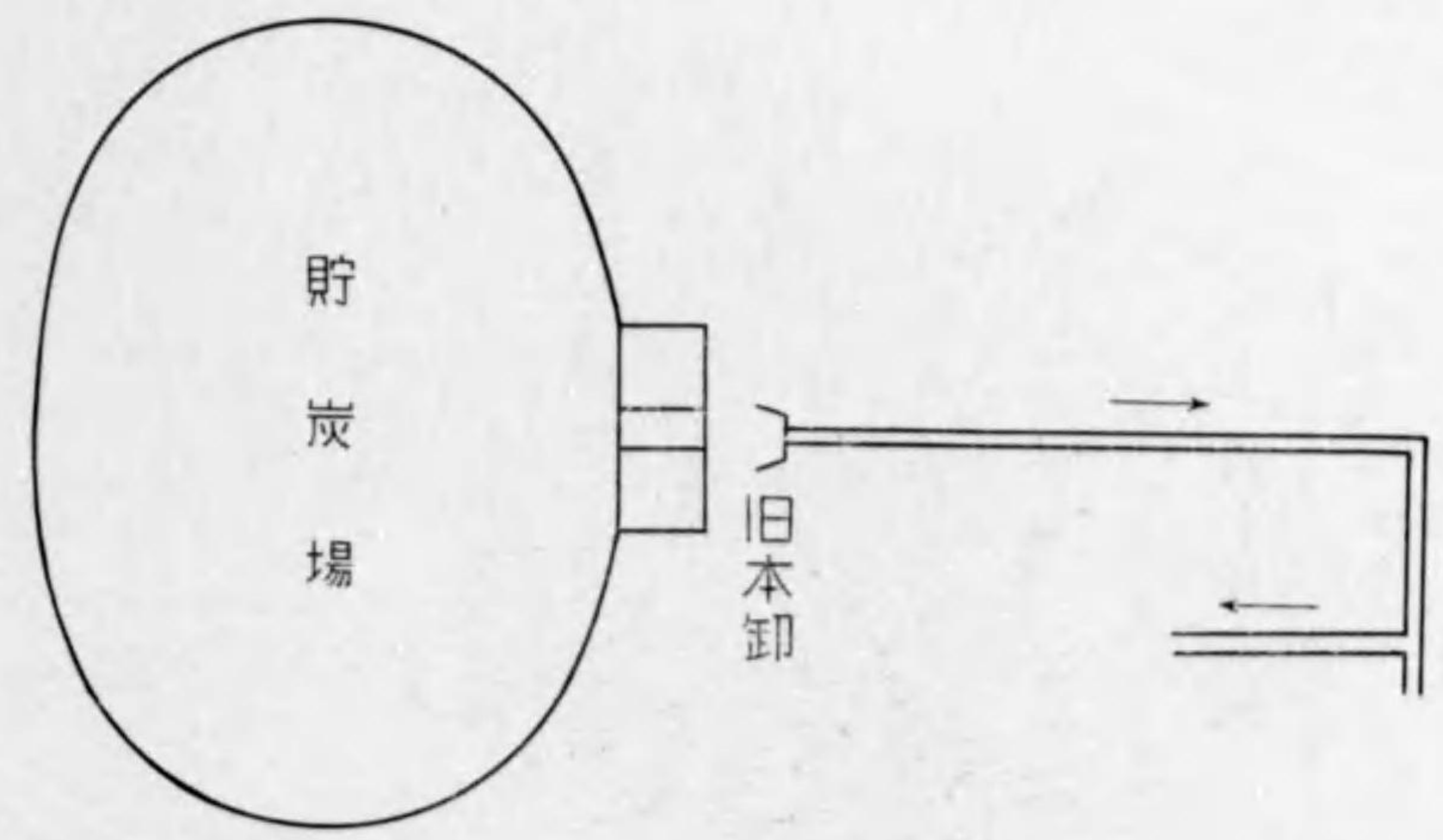
5 同 工人宿舍

6 同 煉瓦塀と共に設けられた砲臺

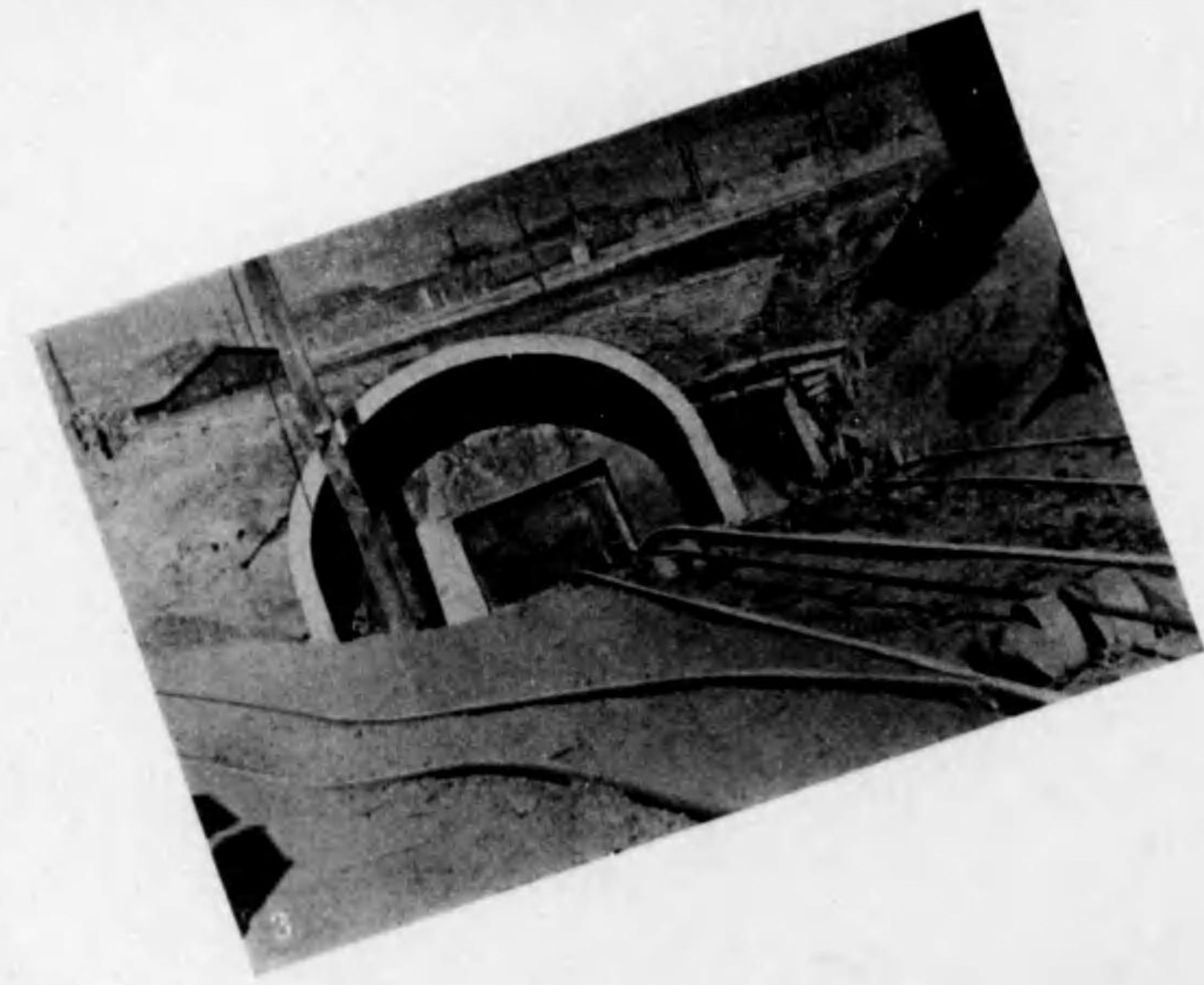
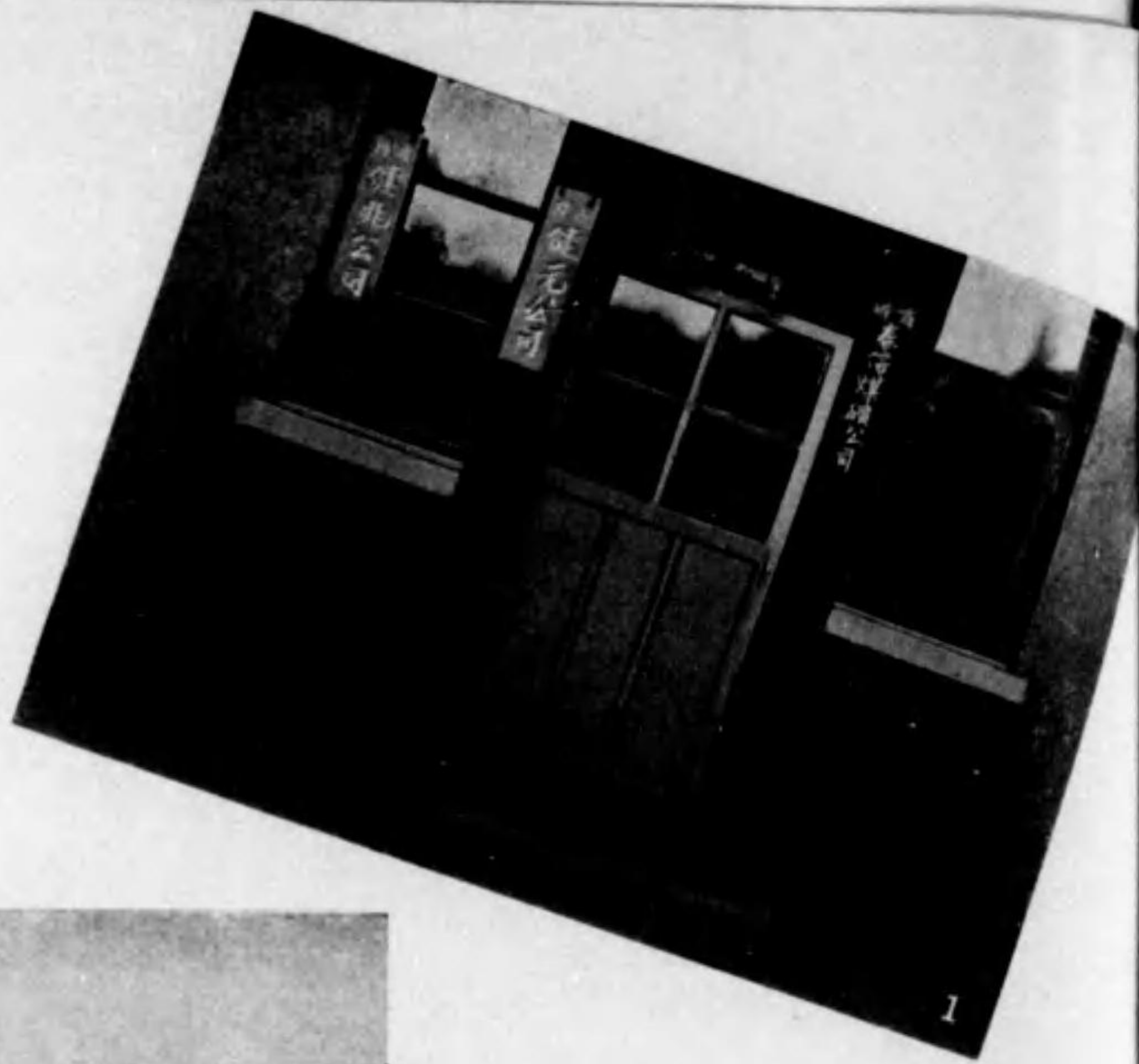
〔註〕 従つて民國十九年迄は 印建物のみなり



切替へ本卸



① 明治西安炭礦事務所
 ② 明治西安炭礦貯炭場
 (後に見ゆるはボイラー室)
 ③ 當時の切替本部





接
收
編

接收事務所

編士友吉氏著

第一章 滿洲事變と炭礦接收

第一節 事變前後の情勢

張軍閥の排日抗日態度の日よ共に熾烈の度を加へるや、我が十數億の巨費と十萬の生命とを投じて、築き上げた權益を爲に次から次に蹂躪され、今や在滿邦人の生命さへも危険を感ずるに至り、彼我の對立極めを露念なき状態に立たせられたのである。時恰も中村大尉銃殺事件の勃發より五日、日支間交渉の急迫、山雨正に降るに似せし一風堂に滿洲の概がみられた。果して是、吾人の活路が如く昭和六年民國二十年九月十八日、柳條湖事件の如く鐵蹄を發端し、滿洲事變を惹起し、一端なき事變、日本一歩を豫確保變動、發展し、滿洲一千萬民衆の滿洲國獨立を

接收事務所

編者 友吉氏

第一章 滿洲事變と炭礦接收

第一節 事變前後の情勢

張軍閥の排日抗日毎日態度の日と共に熾烈の度を加へるや、我が十數億の巨費と十萬の生靈とを投じて、築き上げた權益も爲に次から次へと蹂躪され、今や在滿邦人の生命さへも危険を感ずるに至り、彼我の對立極めて險惡なる状態に立至つたのである。時恰も中村大尉銃殺事件の勃發するあり、日支間の交渉頓に急迫、山雨正に臻らんとして風堂に滿つるの概があつたが、果せる哉、青天の霹靂の如く昭和六年（民國二十年）九月十八日、柳條溝に於ける滿鐵線爆破を發端として滿洲事變を惹起し、こゝに端なくも事態は日本の生命線確保運動に發展し、滿洲三千萬民衆の滿洲國獨立運

動となつて、東洋民族の新なる歴史的発展を招來せしむるに至つたのである。

即ち張軍閥の敗退は東北政權の急轉直下の崩壊に歸し、新政府樹立の氣運は日増しに濃厚となり、遼寧省（十一月二十日奉天省の名に還元）が先導となつての建國運動は、快速調を以て展開される事となり、奉天省長臧式毅氏は趙鵬弟秘書長を急派して、獨立宣言を發した熙洽吉林省長官、馬占山黑龍江省長、哈爾濱の張景惠東省特別區治安維持會長の諸氏と協議せしめると共に、一方に於ては別に湯玉麟熱河省主席及蒙古代表、呼倫貝爾代表等と連絡せしめて、茲に東北首腦者一堂に會するに至り、歴史的建國會議は奉天商埠地趙欣伯氏邸に於て開催されたのである。會するは臧式毅、趙欣伯、熙洽、馬占山、張景惠、張海鵬、干芷山の諸氏で、新國家に就て繼續討議を行ひ、更に所謂『五巨頭建國產婆會議』を開き、東北行政委員會の組織を経て、三月一日『三千萬民衆の意嚮を以て即日中華民國と關係を絶

ち滿洲國を創立す』との建國宣言を發布又當時の苛酷なる政治の狀況を

『我滿蒙三千萬の民衆が、命をこの殘暴無法なる區域の内に託するは死を待つのみ、何ぞよく自ら脱せんや、今や何の幸ぞ手を隣師に借りてこの醜類を驅り、積年軍閥磐踞し秕政萃聚せる地を一旦にして廓清す。

これ天我が滿蒙の民に蘇息の良機を與へしなり、今にして我が滿蒙民衆は天賦の機縁に於て、萬惡なる政治國家の範外に振拔して、自ら脱する事を求めざれば勢必ず皆溺れ、同じく盡くるに至らん。』

とその依つて來たる由縁を鮮明にし、茲に光輝ある新國家滿洲國が誕生したのである。

扱て事變直前の西安に就いて述べれば、城内には在西安日本領事館出張所、日本人經營の藥種商五軒があり、北門より約一軒半の地點には、官民の暴戾なる壓迫に對して敢然一步も譲らず、只管開發に當つて來た明治西安炭礦日人社員、原田現西安礦業所技師長以下四氏が在住して居たが、炭

礦の四氏は事變勃發と共に奉天より再三再四の引揚通告を受け、止むなく心を残して二十三日離西奉天に向ひ、城内居住日本人は諸種の都合によつて、出發するに至らなかつたところ、翌二十四日北大營、東大營の敗軍の一隊が前甸驛より列車を仕立て、逃走の途次、城内に乗込み來つて日本人を探索、避難し遅れた日商の一軒に亂入して、その妻女を拳銃を以て殺害し去つたのである。

而して張軍閥に剝奪された態の官商合辦西安煤礦公司に於ては、王總辦が在金を持つて逸早く逃亡した爲、民間各株主は時こそ到れりと公司を乗取つて、盛んに貯炭を賣り又濫掘し始めたのである。

大體西安城内には事變前後を通じて、東邊道鎮守使干芷山將軍麾下の騎兵一箇連が駐屯して治安に任じ、又城内居住商家の聯合負擔に依つて、編成されて居る商務會直屬の公安隊、及縣内十區には夫々一區毎に、約四十名の農家聯合負擔になる、西安縣農會麾下の保衛團があつて匪團の襲撃に

備へ、縣公安局長が一轄統帥して居たのである。

事變後河本隊長以下炭礦接收隊の來西當時に於ける、西安の文化程度なるものは實に幼稚極まるもので、一例を挙げれば一行の据付けた携帯用ラジオを無電機と信じ、電報局の電報受信が妨害を受ける故、無電の發信は中止され度との申込を受け、失笑を禁じ得ぬ乍らも折から放送中の、俚語を聞かせてその誤解なるを説明し、又はストーブを大砲と誤認して巡警が取調に來る等、想像も及ばぬものがあつたのである。

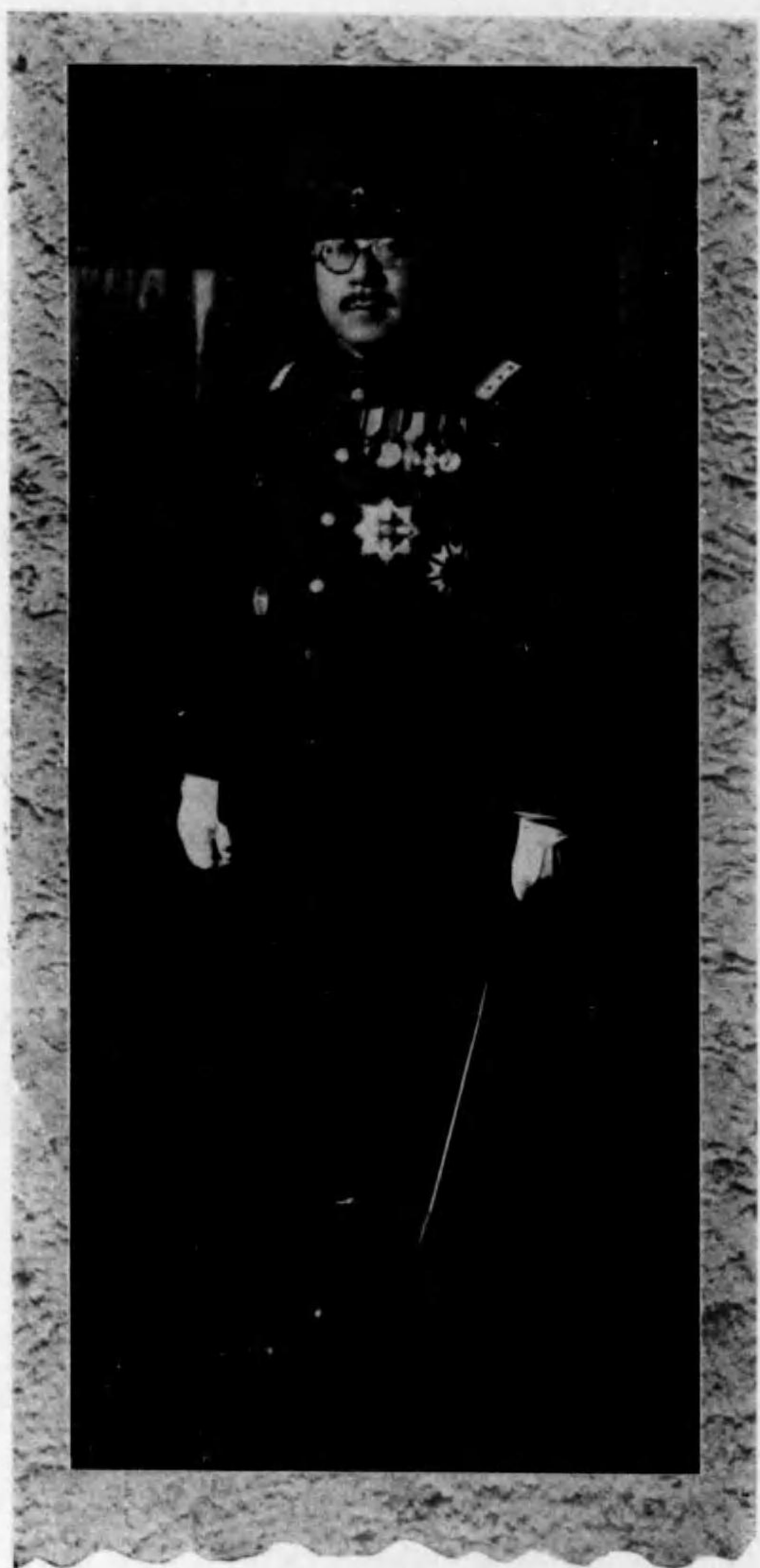
第二節 接收經路

一、動機と使命

當時日本軍の爲に鎧袖一觸、四分五裂に粉碎された張學良は殘兵を以て錦州に立籠り、虎視眈々奉天奪還の機を狙ひ、一方北滿に於ては多門師團

が馬占山軍討伐に全力を集中して居た爲、錦州の張學良軍に對しては僅かに、鈴木混成旅團二千餘の兵力を以て之を抑壓するの状態で、排日空氣の濃厚な西安炭礦接收に際しては、八道壕、復州兩炭礦の接收とは異つて、護衛兵としての一兵をも割き得なかつたのである。

斯る狀勢の下に於て西安に近い山城鎮には、約三萬の兵力を擁する東邊道鎮守使干芷山將軍が、隱然たる勢力を以て兩軍の戰況を注視して居て、この干將軍は學良とは全然行動を共にせず、鎮守使本來の任務である東邊道の警備に専念し、他意なきを標榜して居たのであるが、日本軍との連絡も別に確たるものなく、偶々同地方に往來する所謂滿洲浪人と稱せられる日本人に對しては、寧ろ之を忌み嫌つて近づけぬ態度を持して居たのである（尤もこの事は後に判明したのであるが、干將軍を訪れる日本人の殆んどは利益を漁る者ばかりで、或る者は阿片販賣の許可を與へよと云ひ、又或る者は紙幣發行云々等々の類であつた様である）、干將軍を中傷するデマが頻



干 芷 山 將 軍

りに飛び、之がため日本軍の干將軍に對する疑問符は相當大きく、奉天の背後地なるが故にその向背去就が、戰略上著しく問題となつたのである。

その當時關東軍司令部囑託にして、人も知る張作霖爆死事件當時、關東軍高級參謀であつた河本大作氏は、事變前後を通じての大活躍も一段落と

なり、内地に歸還の上休養をとる豫定であつたが、一夜突然軍司令官閣下に招致され、『事變後日本人は續々渡滿して來るが、孰れも滿鐵沿線附屬地に跼蹐して徒らに利權を漁るのみで、奥地に挺身し日滿人協同の精神を體して、資源の開発に當るもの無きは甚だ遺憾に堪へない、就而御苦勞であるが西安炭礦を接收して、その活模範を示して貰ひ度い』と大略斯の如きお話があつて、尙詳細は板垣高級參謀、駒井特務部長（後初代滿洲國總務長官）と相談せよとの訓令を受けたので、河本氏は板垣、駒井兩氏に面談したところ事變勃發後の西安炭礦の状況は、或る一部の人に於て西安煤礦公同の民間株主が、權利一切を讓渡して一面株主自身を救済すると共に、他面従事員をも救済せんとするの議起り、目下相手方を物色して居る事を知り、事變前兵工廠に鋼鐵の一手納入をして居た、河合鋼洋行代表者笹島房次郎氏、及税田義人なる者を介して之を讓受けんとして、十月三日兩人を馬株主代表と談合せしめ種々折衝の結果、民間株式一切を四〇萬圓にて買

取る事に決定、同月十七日軍司令部第三課長に對し、本件に關しては軍の方針に反する事なきやを照會した上、遼寧省自治政府鑛務局長趙欣伯氏より、採掘並に販賣許可書の下附を受けたが、未だ株主との正式取引をなすには至らず、又滿鐵に於ても觸手を動かし、其他利權屋の活動も漸く盛んとなり、一方現場に於ける自然發火も忽に出來ず、之が接收は一日も早く行ふ必要があつたのであるが、炭礦接收そのものより裏面に負はされた重大使命が、本義であつたのかもしれないのである。即ち前述の干將軍が後方より奉天を衝けば、日本軍の苦戦は免れぬのでその動靜を探查し、出來れば之を繋留して錦州攻略以前に、日本軍に背馳せしめぬ様工作する事がそれであつたのである。

一方軍當局は撫順炭礦に對して接收技術員の派遣方を命じ、選拔された安田班長以下九名は、西安炭礦に關する文献及關係書類を東北鑛務局跡、奉天中央法院、實業廳等に於て蒐集に努め、河本接收委員長の決定と同時に

に、駒井部長よりの連絡によつて、早速河本氏止宿の奉天瀋陽館を訪れ、その快諾を得て隨行する事になつたのである。

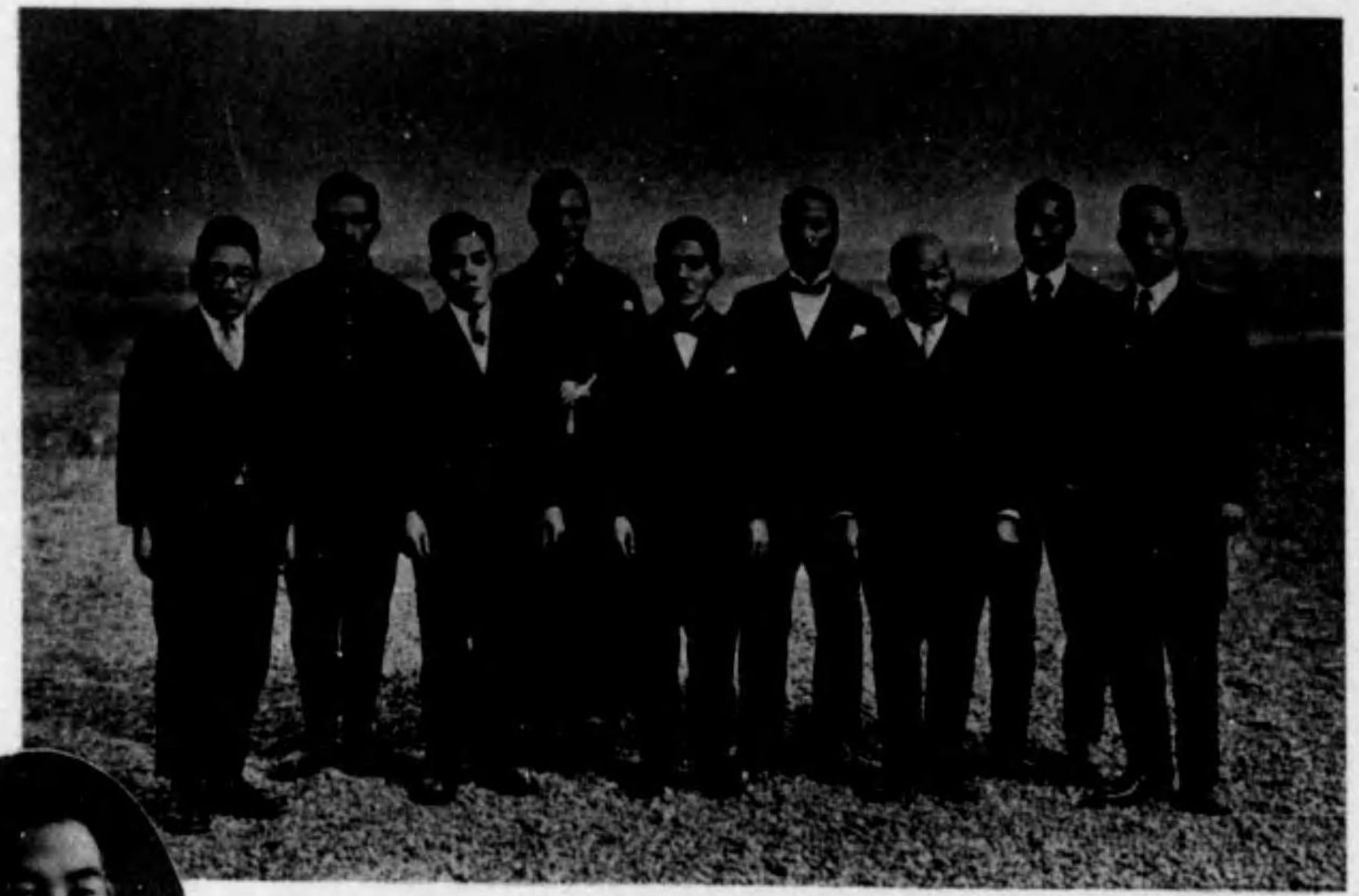
二、接收當時來西した人々

接收に際してその行を共にした、接收委員及其他一行の氏名を掲げてその榮譽を偲べば

委員長 河本大作氏(元西直隸公司總理)
庶務擔當員 山本慶治氏(現瀋陽奉天事務所長)

委員 (前 長) 安田勇造氏(前 瀋陽 長) 永井俊可氏
山本駒太郎氏(現瀋陽奉天事務所長) 緒方八郎氏
富崎儀六氏(現瀋陽三姓炭礦長) 橋本熊納氏
竹内善太郎氏(現西安礦業主任) 芝原平三郎氏
中島規矩夫氏

其他一行 吉田雄助氏(西安縣指導員) 永相健爾氏(西安縣指導員)



山本慶治氏

(向つて右より)
中島規矩夫氏
緒方八郎氏
橋本熊納氏
山本駒太郎氏
安田勇造氏
富崎儀六氏
芝原平三郎氏
竹内善太郎氏
永井俊可氏

和田次衛氏(瀋陽鐵路警備顧問)
阿部伴治氏
柳澤實氏
平野零兒氏(大塚記者)
海老谷新海氏(前 人)
趙金山氏
林景竹氏

〔註〕平野零兒氏はその著『滿蒙彩描』の中に『西安炭礦探險記』を記載してゐる。尙海老谷氏は全く自由の立場で隨行して來たものである。

三、接收顛末と干芷山將軍會見記

當礦業所に於ける歴史的價值絶大の本項は、出來得る限り詳細に記述して置くが、この中から協力一致、滅身奉公の西安精神を、把握して戴ければ幸甚の至りである。

民國二十年(昭和六年)十二月四日、清らかに晴渡つたこの日の朝、瀋陽驛始發の朝陽鎮行列車に河本委員長以下五名が、思ひ／＼の防禦具と拳銃に身を固め、護衛としての私服憲兵三名と共に乗車し、總て列車が撫順城に到着するや、驛までの道を久保前撫順炭礦長以下、長蛇の如き盛んな見送りを受けた、撫順炭礦派遣員安田班長以下一團が乗車、この驛頭に於て河本、久保兩氏は初對面の挨拶と共に、『九名の者をお預けします』『確かに預りました』と言葉を交して、茲に撫順炭礦派遣員は正式に河本氏の麾下に入つたのである。正午過ぎ山城鎮に到着、瀋海鐵路警護隊員堵

列しての送迎を受け、梅河口にて西安線に乗換へ東豊を過ぎた頃、事變前西安駐在の領事館警察員なる者が來つて、一行に對する西安の空氣は險惡であるから、西安直行は非常な冒険であると、暗に警告されたが意に介さず、暮色既に覆ひつゝした頃西安に到着したのである。驛前の仄暗い電燈は一入憂鬱の感を與へたが、瀋海鐵路警護隊の通知によつて出迎へた、載公安局長麾下の公安隊員等は武装も嚴めしく、一行に對して示威的、威嚇的な不遜の態度をとり、一行が數臺の馬車に分乘し城内商務會へ向ふ途中では、事變後最初に乗り込んだ日本人に對する住民の感情は、載公安局長の煽動にもよるが險惡であつて、『王八蛋！東洋鬼來了』『打死罷！日本人』等の聲も耳に入つて一行を腐らせたのである。

商務會に於て一應の身元調査の如きものがあつてから、一夜の宿泊方を申込んだが應せず、夕食に案内すると稱して西安中で恐らく最も穢く、狹隘と思はれる飯店に案内した後、薄穢い支那宿恒升旅館に案内されたので

あるが、商務會に置いた荷物をこの旅宿に運ぶ僅かの間に、毛布、防寒具
 其他の品物が不足して居る。而も公安隊員が二〇名近くも隨いて來ての事
 で、足りないと言へば嘸呀！落したか、等々誠に愚劣な嫌がらせをしたも
 のである。

斯る空氣の漲る西安に無氣味な、落付かぬ一夜を明かした翌日は、肌を
 突裂くやうな極寒の日であつたが、空は一天の雲をもとどめない青天井
 で、河本委員長、安田、山本(駒)、芝原の四氏が縣公署を正式に訪問し、殘
 留組は早速傳書鳩を飛ばせて撫順に安着を知らせ、携帶品の整理、銃器の
 手入等を行ふことゝなつて、四氏が旅館を出たのは午前十時半頃である。
 先づ縣公署では來西の挨拶をなし、併せて『來西の目的は奉天省政府の依
 頼、並に關東軍司令部の命令によつて、西安炭礦を接收してその管理を行
 ふ以外全く他意なく、今後一行の行動に對しては凡ゆる便宜を與へられ度
 い』と述べ様としたのである。然し縣長王桐氏は病臥の故を以て面會を避

け、縣長代理崔第一科長及載公安局長兩氏が會見したが、彼は等一行來訪
 の目的を、縣政各機關の剝奪にあると誤信して居るので、應接室の周圍は
 武装嚴めしく着剣した公安隊員を以て取り巻き、殊に載公安局長の如きは
 右手にモーゼル式拳銃を握つて、引鐵に指をかけたまゝ、一行の用務を聞糾
 しもせず、不行！不行！を連發遂には西安退去を強要して、交渉は頗る難
 澁を極めたのである。加ふるに通譯による意志の疎通不十分は、彼の高壓
 的態度に益々拍車をかけたのであるが、河本委員長は從容として煙草を喫
 付けて冷靜に構へ、自分達が一兵も引連れずに来西したのは、全く平和の
 裡に話をつける考へからであるから、萬一にも一行に對して不祥な事件を
 惹起すれば、反滿抗日の巢窟と見做して軍は直ちに飛行機を以て、一時間
 を出ない中に西安縣城を爆碎してしまふ旨を、嚇しに告げようとしたが先
 方には、十分通じないらしく思へたのである。孰れにしても要人會議を開
 いて相談した上、何分の回答をする約束で一先會見を打切つたが、午後四

時頃縣公署より面會の申出があつて、崔、載兩氏と種々談合協議を繼續する事となり、一行來西の目的を微に入り細に亘つて説明した結果、漸く縣政の占奪にあるとの誤信は、一應表面上諒解したものの、如く、一行今後の滞在中に於ける保護と、便宜の供與とを約束するに至つたのである。

そこで一行は悠々旅館に引揚げたが、その夜は一行を一日も早く縣内より追放せんと、姑息極まる策動を廻らし、馬賊の襲來に托言して旅館を包围の上盛んに發砲し、一行を威嚇するが如き態度に出て來たが、河本委員長の注意により屋内にあつて萬一を警戒しつゝ、騒がずにその成行を窺ふ中銃聲もおさまり、不安乍らも就眠一夜を明かしたのである。

明くれば六日、縣公署と諒解を遂げた一行は公安隊援助の下に、炭礦の視察調査に宿舍を出て炭礦へ向ふ途中、引込線をハンドカーが走つて居るので同乗を求めたが、應じぬ爲、徒歩で現在の大成一坑の邊に差掛つた時、後方より曲と稱する株主代表が騎馬で追ひつき、直接乗込むは危険故暫時

待たれよと、約一時間後漸く炭礦に案内されたのである。總辦王鈞壕は既に逃亡し礦長傳無退の姿もなく、曲株主代表他株主數名と會見して、一應一行の同礦に對する指針を披瀝し、且つ炭礦の經營概況を聴取して今後の方針を協議せんとしたが、大體彼等の言を綜合して見ると「株主は從來東北礦務局に利益を壟斷されて居たが、事變後漸く自治委員會を設けて、順調に經營して行ける見込がついたのであるから、株主の利益に反するが如き提案はこの際お断りする」と稱し、河本委員長の條理を盡くした説明にも不拘、言を左右にして相手とせず、結局此の日は要領を得ずに引揚げたのである。

翌七日、河本委員長は縣公署に於て縣長代理崔子和、公安局長載東藩（後縣長）商務會長王擢、財務局長曲宗海、農會副幹事長馬荆山、及瀋海鐵路警護隊の連絡幹旋によつて、干芷山將軍より派遣された通譯官馮繼光の諸氏と會見して、事變以來最近に至る一般的日支關係の情勢、及奉天省が一行

に與へた指令並に目的を改めて詳細に説明、馮通譯官の全面的斡旋努力による意志の疎通は、この會談によつて從來の險惡な空氣を幾分緩和せしめ、彼等の不安も略一掃されるに至つたが、炭礦經營の委任問題は株主の反對策謀等もあつて、依然として進展を見ず遂には奉天省政府より、何等の通牒にも接して居らぬ今日、正式指令を受けぬ限り要求に應ずる事は出来ぬ、若し強つて一行が炭礦の接收を敢行するならば、當方は匪賊と見做して討伐すると主張するに至つたのである。

この主張は窮餘の一策とは言へ一行も、何等公文書を携行した譯でもなく確かに一理ある言故、此の際これ以上無理押しするよりも、寧ろ奉天省政府の的確なる指令を以て、彼等の口實を失はしむるが解決の、捷徑であると考へた河本委員長は、正式指令を俟つて炭礦接收に應ずると云ふ、口約に念を押して一時交渉を打切つたのである。而して此の間、馮通譯官の斡旋と王商務會長の好意によつて、恒升旅館を引揚げて王氏の邸宅奥院に

移り、歡待を受けるに至つたのである。

十二月九日河本委員長以下數名は、留守隊を残して奉天に向け出發し、表面は奉天への途次敬意を表する爲、訪問した如く装つて山城鎮に立寄り、干芷山鎮守使説得の大任を果すべく司令部を訪れたのである。

之より曩、西安縣公署に於ける第一次交渉の顛末に鑑み、通譯の如何によつては意志の疎通も十分でなく、従つて交渉の難澁を醸す懼あるところより、練達な通譯の派遣方を滿鐵に依頼中であつたが、折よく山城鎮に於て滿鐵より派遣された通譯、中島五十治氏と落合つたのである。

扱て干將軍との會見状況は、最初河本氏一行を例の利權屋と考へて、面會を澁つた干將軍も河本氏より、西安炭礦接收に關する經緯を物語つて、爾後本件に關し然るべく協力援助を與へられ度き旨、及日支共存共榮の大義を説くに及んで、當時河本氏の干將軍説得に關する情報は、逸早く錦州の學良に入り盛んに威嚇、脅迫又は利を以て誘ふ等、凡ゆる手段をつくし

てゐたに不拘、その真意を悟り釋然として大いに歡待、その夜一行のため盛宴を張り腹藏なく滿洲の將來、東亞の大局に付き意見の交換を行つたのである。聰明にして只管和平安民を切實に顧念する干芷山將軍は、日本軍に反抗するの意思等毛頭なき旨を表明し、而かも進んで日本軍と協力、東邊道一帶の治安工作に積極的に乗り出す事を約束、又事變以來の苦境を具さに訴へて軍資軍需に關し、日本軍の援助を仰ぎ度き旨を河本氏に依頼するところあり、茲に歴史的會見は豫期以上の結實を、得ることゝなつたのであるが、斯くの如く炭礦接收以上に難關と思はれた、干將軍との接衝が意外にも簡単に運び、一夜の會見を以て直ちに舊知の如く、双方が理解し合ふ仲となる好結果を齎したことは、畢竟、中島五十治氏の通譯が河本氏の意思を、剩すところなく圓滿流暢に傳へて、遺憾なかつた事によるものであつて、氏の功績たるや偉大なりと謂ふべきである。

斯くして一應奉天に歸還した河本委員長は、速刻一切を關東軍幹部並に

政務に携る駒井部長に報告し、併せて干將軍の要求を申出でたところ、事を處するに敏且つ機を誤ることなく直ちに應諾、數日を出でぬ中に河本氏を通じてその希望を充した爲、爰に於て干芷山將軍は初めて、日本軍を信頼しその好意を謝すると共に、この難題を短時日の中に比較的簡単に處理



中島五十治氏

した事に就いて、河本氏を深く信頼し尊敬するに至つたのであるが、以上の如く東邊道一帶に武力を擁する干將軍を、積極的に協力援助せしむるに至つた事は、大局より觀て滿洲事變直後の工作上、至大の効果を收め得たのみでなく、延いては西安炭礦の接收に最も緊要な、手蔓を掴んだことゝなつたのである。

一方關東軍辭去後時を移さず省公署に、減式毅省長を訪れた河本委員長は、西安縣長以下縣民の炭礦接收に對する、徒らな反抗の實狀を詳さに語つ

て、此の際速かに正式指令を發せられ度き旨を、告げたところ減省長は西安縣民の、大局を知らずに執つた行爲が、甚だ不穩當であつたにも不拘一行が、隱忍して飽く迄平和的交渉に終始した事に對し、衷心感謝の意を表明すると共に、直ちに實業廳に訓令を發して實業廳より、次の如き正式指令を發せしむるに至つたのである。

(原文)

奉天省實業廳訓令

令西安煤礦公司

爲西安煤礦由委員河本大作管理係屬暫時保管性質由

爲令行事案奉

奉天省政府第十三號訓令內開查西安煤礦公司係屬商合股組織前因時局關係負責無人以致內部發生受故重遭損失前經實業廳委托經關東軍司令部爲維持現狀避免危險起見委派委員河本大作前住管理係

屬暫時保管性質於該公司官股商股絕對無所侵害原有職員亦并不更換惟在此過渡時期誠恐該處商民不明真相發生誤解致啓糾紛應由西安縣長劉切佈告商民人等一體周知俾免誤解勿得受人鼓惑輕聽謠言任意阻撓自相紛擾或致於礦務進行轉生窒碍除分行外合行令仰該廳查照此令等因奉此本廳爲慎重礦務起見已派第二科々長安集桐並由省政府加委協同點查除呈報外合行令仰該公司查照辦理具報此令

中華民國二十年十二月

廳長 梁 玉 書

(譯文)

奉天省實業廳訓令

西安煤礦公司ニ令ス

西安煤礦ヲ河本大作委員ヲシテ暫時管理保管セシムルノ件

奉天省政府訓令第一三號ニ依レバ西安煤礦公司ハ官商合辦組織ナ

ルモ時局ノ關係ヨリ責任者無ク内部ニ事故損失ヲ見ルニ至リタルヲ以テ現状ヲ維持シ危險ヲ未然ニ防グ見地ヨリ既ニ實業廳ヲ經テ關東軍司令部ニ委託同司令部ヲ經テ河本大作委員ヲ派遣シテ暫時管理保管セシムルニ當ツテハ該公司ノ政府持株並ニ民間持株ハ絶對ニ侵害セズ又現在勤務中ノ職員モ更迭セザルモノナリ 依ツテ此ノ過渡期ニ於テ該地方ノ民衆ガ真相不明ノ爲誤解ヲ生ジ紛糾ヲ惹起スル憂アルニ付西安縣長ヲシテ適切ナル佈告ヲ發セシメ民衆ニ之ヲ周知以テ誤解ヲ防ギ輕舉謠言ニ惑ハサレテ紛擾ヲ起シ又ハ礦務ノ進行ヲ阻害セシムルガ如キコトナキ様訓令セヨトノ趣ナリ 依而本廳ハ礦務ノ慎重ヲ期スル爲第二科々長安集桐ヲ派シ省政府ト協同シテ調査セシムルコトトナリタルニ付公司ハ命ニ遵ヒ處理ノ上報告セラレ度此ニ令ス

中華民國二十年十二月

廳長 梁 玉 書

他方西安に残留した一行は、十二月十一日の夜來西後初めての降雪に、寒々としたものを感じて早くから床に就いたが、寝付かれぬまゝにラジオのスキッチツを入れ、ば、時恰も祖國日本にあつては、昭和六年四月十四日濱口首相病臥の後を、襲つて成立した第二次若槻内閣の、井上財政による不景氣の深刻度の増進、幣原外交の退嬰主義、宇垣陸相の軍縮傾向等を廻つて、物情騒然たるさ中に勃發した滿洲事變の、前後處置に對する國民的忿懣を楔機として、日本の津々浦々に捲き起つた強力内閣確立の、要望により遂に若槻内閣の退場となつて、その報がスピーカーを通じて齎らされ、一行はこの祖國日本に於ける、重大時局下の政變に思はず身の引緊るを感じ、やがて來るべき大陸の理想的國策實現の夢に、躍動を禁じ得ず議論に花を咲かせたのである。

翌十二日一行は昨夜來の興奮も未だ覺めず、滿洲開發の先驅者たるの誇も新たに、巡警十名と共に白雪を蹴つて炭礦調査に出掛け、事務所に於て

少憩後經理課長傳鏡及杜蔭春兩氏の、案内によつて裏山に登り周囲の地形を眺望、次いで機械工場を一巡した後、東南方五支里の地點にある東集煤廠を訪れ、採炭中の露天掘底部に下つて炭層の走向、傾斜並に採炭、剝土作業を見學した後、東集煤廠株主代表歳興周氏と會見してその營業狀況を聴取、大體の組織概況を察知することが出来たのである。

翌十三日は第一坑露天掘を詳さに調査し、十四日には明治西安炭礦を視察する等、接收後の諸工作に關する知識を吸収して居たのであるが、斯くする中に奉天に約一週間滞在の河本委員長は、十二月十六日奉天省實業廳第二科長安集桐氏を同伴來西、愈々縣長及炭礦有力者と正式に接收交渉を開始すると共に、一行に對しても接收後の事業計畫に對する、準備工作として次の如き職制を發表したのである。

總辦 河本大作
經理 安田勇造

採礦部	山本駒太郎	富崎儀六
	緒方八郎	橋本熊納
	永井俊可	芝原平三郎
營業部	山本慶治	中島規矩夫
	竹内善太郎	

併し乍ら王縣長は老齡にして所謂儒者風の、好人物であつた爲輿論を指導する力量なく、西安の空氣は河本委員長一行の奉天歸還中に、傳農會長及曲株主代表等の煽動によつて反抗的氣分を昂め、正式指令を受取り乍らも依然として、接收交渉に應せず言を左右するので、遂に一行は縣長を介することなく、直接斷行する旨を縣長に通告して、強硬なる態度を表明したところ、王縣長は大いに愕き自ら夜間提燈を携へて、一行の宿舍を訪れ直接強行することの、危険極りなき由を告げて更に一日の餘裕を、嘆願するので之に應じて猶餘したのである。翌日縣長より依然として情勢は危険

であつて、萬一の事があつては取返しがつかぬ故、尙數日待つて貰ひ度いとこの事で斯くては、徒に時日を遷延し年内の解決も覺束なく、又一方炭礦の状態は一日も早く濫掘を制止するの要あり、且つ既に長期に亘る坑内の自然發火により、有望な炭礦も遂には廢坑たらしむる恐れあるため、爰に斷乎として直接一行の手で接收占領する、決意を固めるに至つたのである。

この噂が一度街に傳はるや種々な流言蜚語が亂れ飛んで、勿論死を覺悟して居るとは云へ一行は、今更の如く泌々と身の危険を感じ、不安と焦燥の一夜を明かした十八日の早朝、三班に分れて河本委員長を隊長とする八名の者は、全員武装し傳書鳩を携へて炭礦に赴き、安田、竹内兩氏は急激に悪化しつゝある、西安の状況を報告旁々萬一の際急援隊の派遣方を依頼する、役目を帯びて山城鎮の干將軍のもとに赴き、残りの一名は宿舍に留まつて相互の連絡と、一行の荷物其他殘留品の監視に任ずることになつたのである。

接收班一行は前日來の風評によれば、農會長麾下の保衛團が常秀山なる者（接收後紅槍匪に投じて幾度か西安襲撃を企てたが果さず、遂に皇軍の掃蕩に生死不明となる）を隊長として、炭礦四周の山に匿れ一行の炭礦に進入するを待つて、之を壓殺する手筈を整へて居るとの事であつたので、寒風肌を突裂く凍てついた路を警戒しつゝ、實戰場に幾度か死地を潜つて來た河本隊長の、沈著そのものゝ毅然たる態度に心を勵され、散開隊形のまま、黙々と死地に向つたのであるが、この任務の爲には斃れて後已むの氣概こそ、日本精神の極致にして今日西安礦業所社員の胸中深く、滔々と脈打つ所謂西安魂の根源をなすものである。

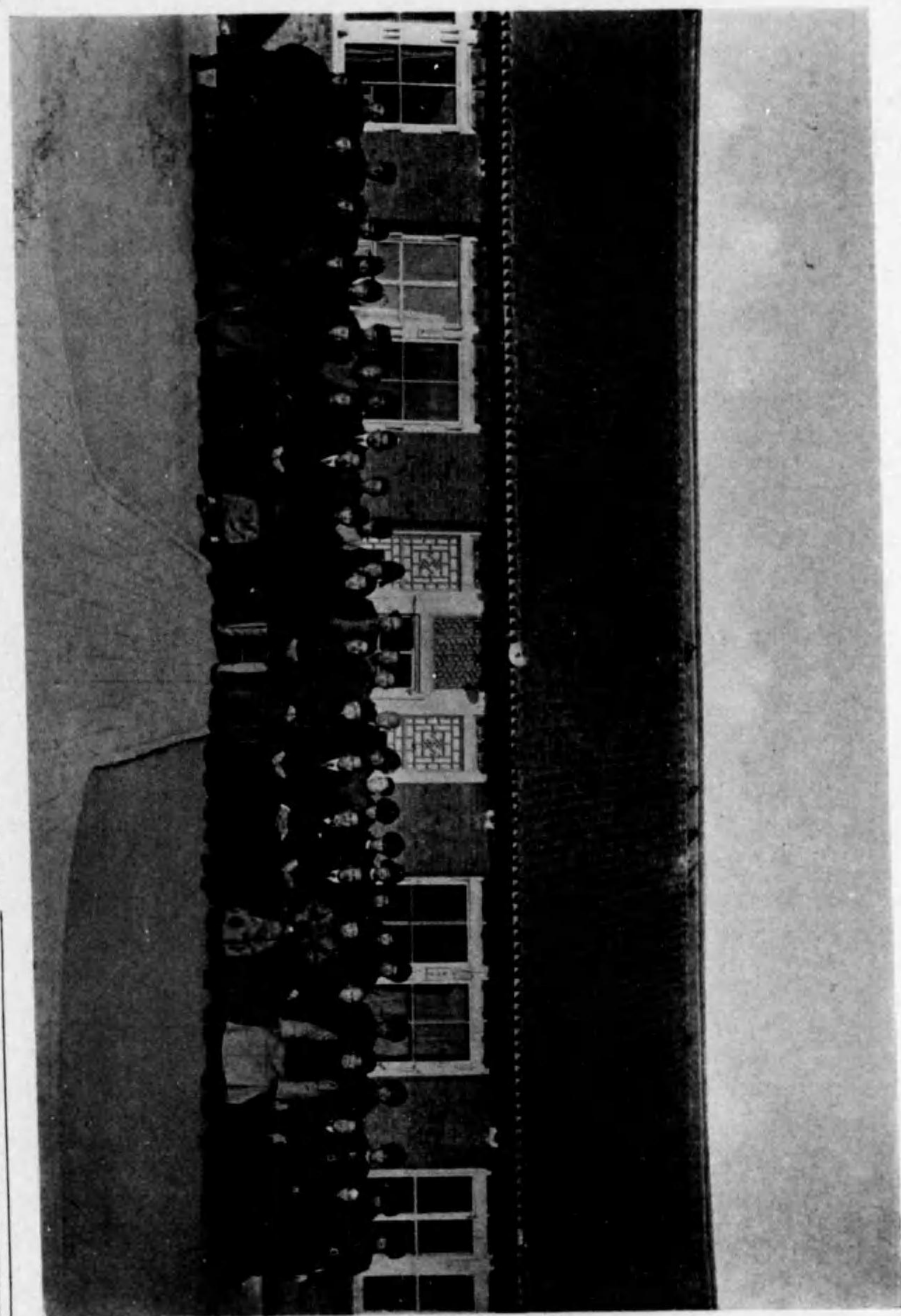
斯くして約一時間餘を費して漸く公司事務所に到着すれば、噂に違はず彼方此方の山腹丘陵には銃口を一行に向けた、保衛團員が無氣味な静けさの中に立哨する姿が見え、門内には全く人影なく門扉に『院内無人、強入有危険』と書かれた、紅い紙が一行を威嚇するものゝ如く貼付けられ、爆薬を

装置した形跡の歴然たるを認め、河本隊長は、一行の門内への進入を思ひ止らせ、暫し以後の行動について思を廻らして居たのである。この時突如として、事務所側面の丘上に多数の騎馬隊が姿を現はし、すはや敵の襲來と見る間に先方より一將校が馳せ來つて、將軍の命により一行を護衛のため急速出動せる、干芷山將軍麾下西安駐屯の王連長以下なる旨を告げたので、一行は大いに氣を強くして引續き東方第一坑現場事務所に赴き、數名の雜役夫より公司役員の不在を確認、止むを得ずこの日は一先引揚げて後圖を期することに決定、宿舎に戻つて無事生還の祝盃を挙げたのである。

前述の王連長以下が出動するに至つた、經緯を簡單に述べて見ると、この早朝五時の始發で西安驛を出發の安田、竹内兩氏は正午頃山城鎮に到着、直ちに干將軍に面接して西安に於ける空氣の險惡なる事、及接收交渉の成行を話し河本委員長一行の身に、間違ひなき様麾下軍隊の應援を懇請したところが、干將軍は机上にある手紙の山を指して、『これは馬占山を國士の

如く稱揚し自分を國賊の如く罵倒したもものばかりで、西安では君達を壓殺すると敦囑いてゐるのだが、今のところ王連長以下の部下が仲間に入らぬ爲、實行に移らないのであつてこの儘では、自分にも押へ切れなくなる』と慨嘆して確答を與へず思案に餘つて居た様子であつたが、兩氏の熱意は遂に干將軍を動かし早速直通電話を以て王連長を呼出し、『河本氏は絶対に守れ、萬一河本氏が危害を受ける様な事があつたならば、連長以下を反抗者と見做して呵責なく處罰する』旨の命令を兩氏の眼前で與へたもので、王連長はその後陰に陽に一行庇護の任に當り、遂に無血接收を全からしめた、蔭の功勞者とも云ふべきであらう。

一行はその後幾多の艱難辛苦を嘗めつくしたが、よく激勵し合つて接收貫徹に邁進、十數回に亘る公的私的接衝を續け、遂に年の瀬も押迫つた酷寒十二月二十七日、感激の凱歌を擧げることが出来たのである。事茲に至つた直接の原因は、一行の真意の透徹した事もその一つであるが、その



蒙支紀念(民國二十年十一月二十八日攝)

間、干將軍に召喚されて山城鎮に赴いた載公安局長及傳農會長の中、傳は遂に歸還せず行衛不明となつた事、及干芷山軍の積極的援助と云ふ事が急轉直下危局を好轉させたものと、云はなくてはならないと考へるのである。

この日は月明園に祝賀會を開催して接收する人もされる人も、茲一ヶ月間の對立的感情を棄て、和氣霽々の裡に盃を交し、翌二十八日公司事務所に於て株主一同と接收受理文書の作成、各科長の紹介、全員の記念撮影等を行ひ、午後は總務、會計、營業、採礦各科の事務の引繼を行つて、午後四時無事に終了したのである。

斯くして來西以來緊張し續けて來た、此の一ヶ月間に於ける一行の心情こそ、正に決死の一語に盡き恐らく、最愛の妻子への追慕の情さへ顧る邊はなかつたであらうが、心の張りもとけた今、さゝやかな日本料理と支那酒にふと内地の年の瀬を思ひ浮べると共に、心は家庭に飛んでさすがに身の安全に、生への喜びを禁じ得なかつたであらう。

第二章 西安煤礦股份有限公司

(獨單經營) 時代 (自大同元年 昭和七年 至康德元年 九年)

第一節 經營形態

一、接收資産及負債

事變勃發と同時に行方不明となつた、王鈞壕總辦其他公司關係者の手によつて、一切の書類が持去られ又は隠匿されたもの、如く、随つて詳細は不明であつたが、幸ひ民國十八年度公司營業報告に基き、滿鐵に於て各件別に原價に對しての適當な償却率を以て、可成り正確に評價した同年度末資産見積書があつて、大いに參考となつたのである。

之を左に掲ぐれば



第一露天より第二坑を望む
 中央が汽罐場(發電所)機械工場手前の建
 築中のは運炭場(大同元年十一月)

礦區	六一八、三三三・三四〇
坑道	七八、八五四・四三六
家屋建築	七七、九四一・三九一
露天掘	四二、九四八・八二〇
坑外交通設備	
積込棧橋	六、三二四・〇〇〇
第二坑輕便鐵路	一、九三一・〇四〇
坑木橋	五〇七・〇〇〇
通風設備	二、九八〇・〇八九
排水設備	四、二五八・〇〇〇
安裝	一八、三八二・一八三
動力機械	
汽罐	五〇、九三六・二五二

捲揚機	一九四五・二八四	救護器防塵機	一三一・七四四
蒸気機	六、四〇〇・〇〇〇	家具	七、四六一・八五五
排水機械	一六、三三五・二二二	家畜	五〇四、〇〇〇
測量機械	五、三八三・八二七	銃器彈藥	一、三〇五・〇〇〇
通風機械	四六四・〇〇〇	坑木類	一四、二〇〇・五二五
運搬機械	四五九・〇〇〇	木料	九一〇・〇〇〇
起重機械	五四四・〇〇〇	金物類	九、五九六・〇二〇
工作機械	一一、六八五・〇〇〇	油類	一一二・九〇〇
鐵道及附屬品	二三、五一・〇八七	建築材料	九三九・五七〇
車輛及附屬品	一〇、一九七・〇八〇	机件配料	一、三三七・七二〇
管類及附屬品	一五、六四四・二〇〇	釘及螺絲	三、七一七・七二〇
照明燈及附屬品	二、一二〇・一一二	着色材料	九九四・四〇〇
工具	五、三三四・六六〇	測量材料	三〇・一九〇

消耗材料	六六三・六三〇	合計	一、〇六二、四八八・二一〇 ^元
半消耗材料	五五二・〇〇〇		

以上を参考として、實地精査及殘存傳票等により嚴重評價し、引繼資産として計上したものは左記の如きものである。

礦山	露天開鑿	一四、一七八・三〇 ^圓
礦區	建物	一九、三四五・五〇
用地	設備	一八、一九六・〇〇
機器	線路	一六〇、〇〇〇・〇〇
坑道	貯藏品	一〇六、〇六九・九一

右の中礦區關係は接收に際し、各公司株主、縣公署員及其他礦區關係者と協議接衝したところ、種々な問題も生じ相當困難を感じたが、滿鐵本社調査課所藏のボーリング原圖によつて劃定したのである。

更に受取勘定としては、奉海鐵路二七、四九七圓七八、東北礦務局七〇

五、一五〇圓二三が計上され、東北鑛務局勘定の内譯は

(借方)

一、一七二、一九四・一八^四

官銀號預金及其他鑛務局へ振替タルモノ 一九〇、五五六・四六

鑛務局ノ支拂フベキモノヲ炭礦ニテ立替タルモノ 五、〇五七・六二

炭礦ノ代理トシテ鑛務局ノ受入タルモノ 六七、四四五・二八

發送石炭代 四二九、〇八二・四〇

鑛務局ノ支拂フベキ奉海線運賃及其他炭礦ニテ 四八〇、〇五二・四二

立替タルモノ 四六七、〇四三・九五

(貸方)

炭礦ノ代理トシテ鑛務局ノ支拂ヒタルモノ 二、七三三・三一

鑛務局ヨリ現金其他受入タルモノ 二三五、五六八・六三

鑛務局ガ買與へタル機械諸材料他 一二〇、七八〇・九二

鑛務局ヨリ送り來リタル倉庫品トシテ評價シタ

ルモノ

一〇七、九六一・〇九

而して後に至り判明し相手方も承認した爲、附替整理した吉海鐵路、開
豊鐵路公司、瀋海鐵路分石炭代金一〇九、五〇三圓二八、及本溪湖煤鐵公
司より事變前購入の、銑鐵代金一、八七二圓六七を附替へ、東北鑛務局に對
する實際債權は、五九七、五一九圓六二となつたのである。

其他生産物他で一八、八八五圓七七となつて居るが、次項に引繼時の貸
借對照表を掲げて置くことにする。尙負債關係は當時殆ど不明にして、判
明してゐたものは鑛産稅未納金のみである。

二、資本金及株式

官商合辦西安煤礦公司設立當初は、瀋海鐵路三〇萬元、官側一〇〇萬元
出資の事となつて居たが、接收後の調査によれば、民間株の七〇萬元は確
實なるも其の他は詳細不明で、元簿が奉天の米國領事館か獨逸領事館に、

在ると云ふので調査したが何れにも無く、又接收の時窓より投げ出したのを、目撃したとの事で極力探查したるも、之亦發見するに至らず結局傳票の整理調査により、瀋海鐵路の實出資額は引込線に對する一六萬元、官側は四〇萬元のみであることが漸く判明、茲に於て實資本百二十六萬元の西安煤礦股份有限公司は、民國二十年十二月三十一日現在、引繼貸借對照表を次の如く作製し、大同元年一月一日の佳日をトして、新たなる經營に着手したのである。

(資産之部)

拂込未済株金	七四〇、〇〇〇・〇〇
礦山	六七七、一〇〇・二〇
生産物	一三、四六一・七七
貯藏品	一〇六、〇六九・九二
有價證券	四〇〇・〇〇

現金	四、四三〇・二四
銀行貸借	五九三・七六
奉海鐵路	二七、四九七・七八
東北礦務局	七〇五、一五〇・二三
合計	二、二七四、七〇三・九〇

(負債之部)

株金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
次期繰越	二七四、七〇三・九〇
合計	二、二七四、七〇三・九〇

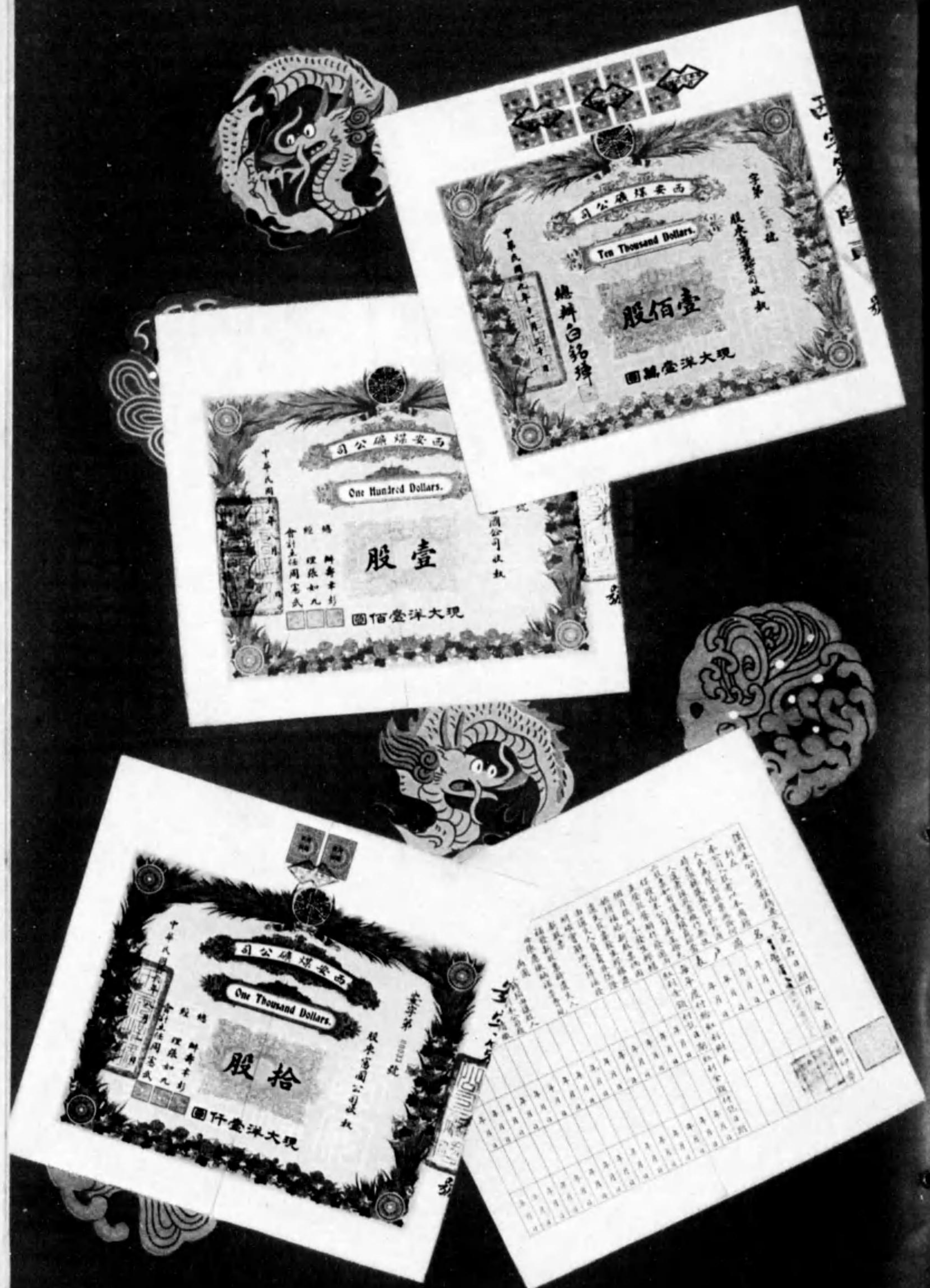
然し乍ら公司定款に依れば、拂込未済株金の存在せざるが當然にして、之に依り未出資分を示したるものなるに付き、瀋海鐵路に對してはその未出資分一四萬元、實業廳に對しては六〇萬元の拂込出資方を申出たが、雙方共に拂込の出来ぬ事情にあり、現状を以て出資金額とされ度き旨の、回答

に接した爲實際に於ては、表面上のみの資本金二百萬元を實出資額合計、百二十六萬元に減資した事になるのである。而してその後認めざるを得ない舊株式の出現により、三萬元を追加して百二十九萬元に、増額するに至つたものである。

尙官側出資額を四〇萬元として、新經營に入る旨を奉天の實業廳に、申告したところ當時の總務升巴氏より、實業廳としては實業廳西安煤礦公司に改組する、豫定であつたと話された由を附記して置く。

次に株式に就いて述べて見ると、本公司株式は定款に規定する如く、一株一〇〇元全額拂込であつて、その種類は一株券、一〇株券、一〇〇株券の三種に分れて居る。

接收後公司は民間に於ける、公司株式所有者の申出方を廣告した處、六、九九六株全部の申出があつたが、その後大同二年迄に瀋海鐵路局が、民間株式の買上げを盛に宣傳して、その中四、三二八株を買収するに至り、同年



二月九日附滿洲國教令第八號「瀋海・呼海・齊克三鐵道收用ニ關スル件」に依り、瀋海鐵路がその所屬鐵道及之に附帶する、一切の事業、財産を政府に收用せられるに及んで、本公司株式計五、九二八株は、交通部大臣名儀となり中四、三二八株は、鐵路總局の保管するところとなつて、後滿洲炭礦株式會社に讓渡されたのである。又實業廳の管理に係る四、〇〇〇株は、財政部大臣名儀に変更せられ、滿洲炭礦株式會社設立せらるゝや、財政部及交通部大臣名儀の政府所有株五、六〇〇株が、同社へ現物出資されるに至つたのである。

三、臨時經營辦法

接收後公司は河本委員長を總辦として、經營に邁進する事になつたが、斯る開發事業にはオールマイティーを、持つことの必要を痛感するに至り、次の如き委任狀を民間株主より提出せしめたのである。

委任狀

民國二十年滿洲事變勃發ト同時ニ本公司ノ機構壞滅シ經營不能ニ陥リシモ官株代表河本總辦ノ身命ヲ堵シ不撓不屈臨機應變ノ處置宜シキヲ得テ何等ノ損害ヲ蒙ラス維持シ來レルモ公司經營上幾多ノ支障アル爲茲ニ河本總辦ニ西安煤礦公司臨時經營辦法ノ制定ヲ委任シ以テ公司ノ福利ヲ増進セントス

大同二年二月十日

西安煤礦公司株主

各株主連名捺印

斯くして理事會の決議は、株主總會の決議に等しいといふ事にした、臨時經營辦法が生まれたのである。

西安煤礦公司臨時經營辦法

- 一、 本公司ニ總辦協理理事及監事ヲ置キ以テ從前ノ總辦協理董事監察人ノ職務ヲ執行セシム
- 二、 理事及監事ハ民間株主中ヨリ株主之ヲ選任ス
- 三、 理事會ハ從前ノ董事會及總會ノ職務ヲ執行シ總辦ハ理事會ヲ指導監督シ且ツ其ノ決議ヲ採決スル權限ヲ有ス
- 四、 總辦ノ下ニ協理ヲ置キ以テ總辦ヲ輔佐シ總辦不在ノトキハ其ノ委任ヲ受ケテ總辦ノ職權ヲ代行ス
- 五、 其他一切舊規則ニ依リ處理シ必要アルトキハ隨時之ヲ改廢スル事ヲ得
- 六、 本辦法ハ大同二年二月十六日ヨリ施行ス

西安煤礦公司

總辦 河本大作

以後新定款の制定を見る迄本辦法は、大いにその威力を發揮して開發を助成するに、與つて力あつた譯で寔に今日の隆盛を、招來した礎石とも謂ふべきであらう。

四、機構

豫め河本委員長より接收後の經營に於ては、民間株主及公司従事員を徒らに、刺戟することなく充分に待遇して、彼等が安じて日本人の指導下に入り、日滿人協同の美を發揮するに至る様、工作せよとの注意があつたので、その職制も當分舊態の總務、經理、營業、採煤の四科一四係制を踏襲して、從來の滿系科長、主任もその儘とし、公司法による總辦に河本委員長、滿系株主より協理、缺員の礦長に接收班長安田勇造氏が夫々就任して、接收員は何れも各科の顧問、諮議となつて實際の運營に當り、營業開始の翌二月には奉天、吉林に分銷處(販賣所)を設置して販路の開拓に當り、第一售

煤處、西安分銷處、第三、第四售煤處及西豐分銷處と共に、營業科の管下に置いたのである。而して翌大同二年二月臨時經營辦法が、制定施行せらるゝに當り公司理事會の構成は、次の如く決定したのである。

總辦	河本大作
協理	安田勇造
理事	高野與作
同	吳英元
同	周文英
同	馬漢候
監事	金作武
同	利行睦生

尙右の中、高野理事は瀋海鐵路局副監事長、吳理事は瀋海鐵路局保安維持會代表代理會長、周理事は瀋海鐵路局重役、馬理事及金監事は民間株主

代表にして西安街の有力者、利行監事は當時奉天に在つて河本總辦の意を體し、専ら臨時經營辦法の制定、外部との接衝、資金の調達等經營の樞機を擔當して、奔走した現礦業所長である。

その後多少の變化はあつたが、大同二年には總務課、經理課、營業課、探煤課、工作課の五課となつて九分銷處を設け、康德元年十二月前記五課の他に工務所を新設し、次の如く一七係、二辦事處、四分銷處に改正されたのである。

總務課 || 文書係、人事係、勞務係、醫務係

經理課 || 會計係、用度係、

營業課 || 庶務係、運輸係、販賣係、檢炭係

分銷處 (自第一至第四)

探煤課 || 坑務係、計畫係、

工作課 || 機械係、作業係、

工務所 || 事務係、設計係、土木建築係

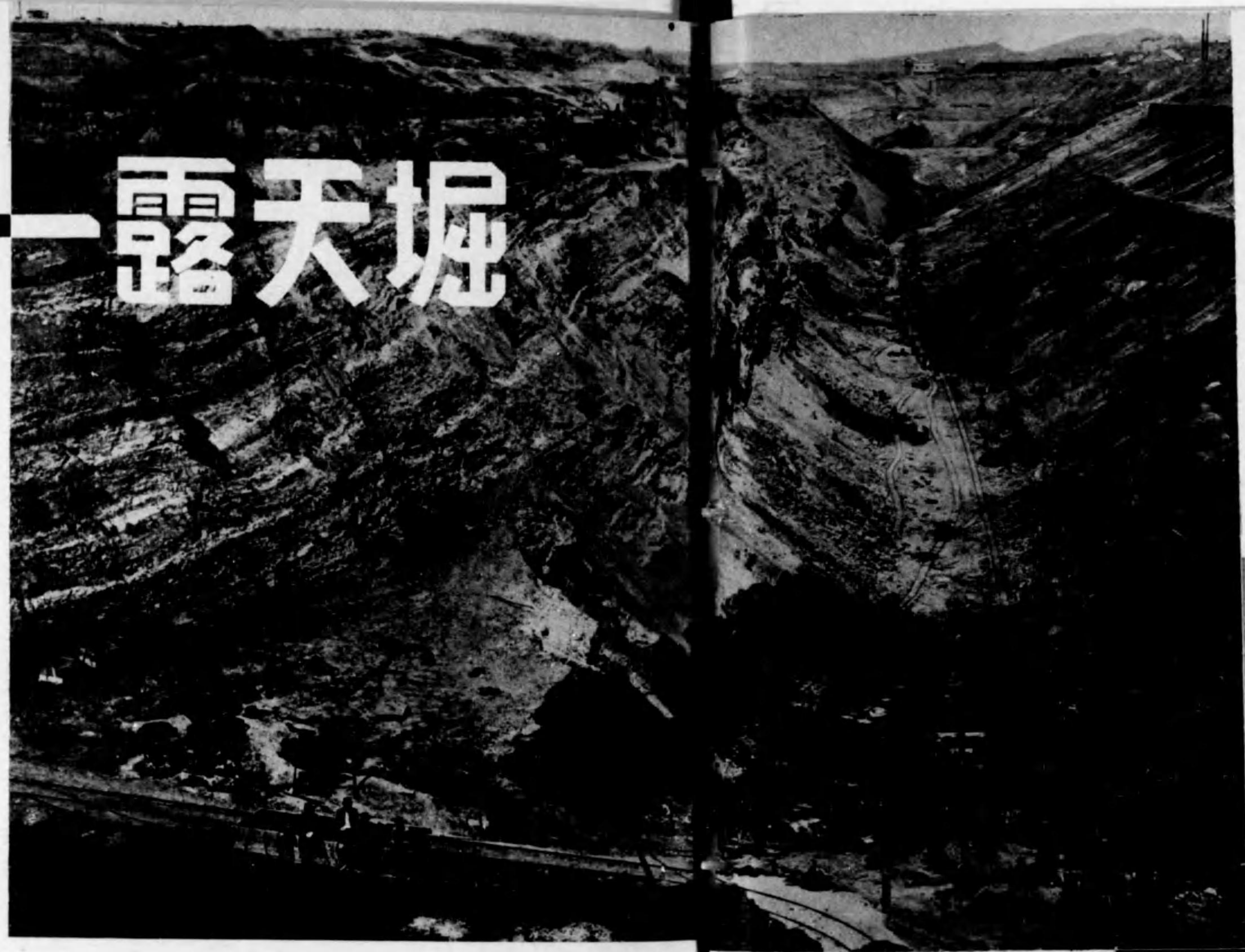
奉天辦事處、吉林辦事處

第二節 開發狀況

一、採炭方面

接收第一年の大同元年に於ける、開發第一步としては先づ無統制な亂掘に依つて、荒れ果てた坑道の整理を行ひ、第一露天掘は高さ五米の階段式手掘採掘を續行し、第一坑々内掘は從來五片、六片位迄で、行はれて來た一種の殘柱式採炭法を、長壁式傾斜拂乾式充填法に改め、その充填材料は露天掘の剝土剝岩を使用、之を坑外より「桶流し」によつて切羽に送り、自然發火のため水没中の第二坑は、その後復舊のため坑口を開けて見たが、未だ消火するに至らぬ爲再び之を密閉し、二坑露天掘は表土の剝離作業に力

第一露天掘



を注ぎ、直流四〇キロワットの發電機を、修理の上發電して之を點燈用に供し、運搬は三五馬力蒸氣捲揚機一基、及東部第二卸の二〇〇馬力蒸氣捲揚機一基の計二基を、排水はウオシントン唧筒を運轉、通氣は自然通氣法により夏季は卸坑道及人道を、冬季は人道を入氣坑道とし、燈火はウルフ式及サイベル式安全燈を使用して、年産五〇萬廬の出炭を目標に着々と擴張を圖り、大同元年一月より翌二年三月末迄に、實に二二萬廬の出炭を見たのであるが、その間には、東邊道一帶に於ける匪賊がその猛威を擅にし、瀋海鐵道は毎日の如く破壊され、沿線の部落は焼かれ奉天との連絡も、完全に絶たれること滿三ヶ月に及び、毎夜の如き周圍數軒以内の匪襲によつて、僅少な従事員は終日武装の儘勤務につき、互に銃火を交へる事幾夜、縣城と共に匪賊の重圍に陥り乍ら、單身脱出して物資補給の重大任務につく等、絶大の障害を突破しての出炭であるところに、武装従事員の決死的敢闘と、不撓不屈の精神とが躍如とし、驚異と賞讃とに値するものがあつたのである。

自大同元年一月 至大同二年三月 月別出炭表 (單位：廬)

坑別	大同元年			大同二年			計
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	
第一坑々内	三、七〇〇	四、二〇〇	六、二〇〇	五、五〇〇	四、五〇〇	三、五〇〇	三〇、八〇〇
第一露天掘	八、三〇〇	八、八〇〇	六、八〇〇	五、一五〇	三、一五〇	二、〇〇〇	三二、六〇〇
計	一二、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、六五〇	七、六五〇	五、五〇〇	六三、四〇〇
第一坑々内	五、二〇〇	二、四五〇	六、三〇〇	一、三〇〇	九、三〇〇	九、五〇〇	三三、九〇〇
第一露天掘	四、三〇〇	三、二五〇	八、八〇〇	一、二〇〇	一、六〇〇	一、五〇〇	二〇、六〇〇
計	九、五〇〇	五、七〇〇	一五、一〇〇	二、五〇〇	一〇、九〇〇	一、〇〇〇	五四、五〇〇

第二年の大同二年度は第一次出炭計畫を、二五萬廬として進行したのであるが、六月迄の豫定三八、五〇〇廬に對し、実績五六、〇〇〇廬の好調を示したので、第二次計畫として三〇萬廬出炭を豫定し、急速密閉中の第二坑を復舊することゝなつたが、點燈用以外には電氣の利用が不可能であると

共に、局部扇風機なき爲止むなく自然通氣によること、し、四片より上方は自然發火の爲五片に、**ウオシントン** 唧筒を設置して排水に當り、或る程度の揚水を見れば舊坑の自然發火による、瓦斯が湧出して(當時は救命器の設備不十分)作業は頗る困難を極め、或は人の動ける程度に減水するや、板を以て筏を組んで必要箇所到達し、その板で『張切り』を施して戻りは水中を泳ぎ、或は瓦斯に倒れる等々の苦難を、克服しての復舊作業にも不拘遂に、九月よりの出炭豫家を實現するに至らず、一方露天掘方面は第一露天掘を、五〇米擴張すると共に之が運搬輸送のため、運炭線路、蒸氣動力設備を完成し、結氷期間中斷の第二露天掘は、六月に着手して遂に九月四、五〇〇噸を出炭、年度末累計五六、〇〇〇噸を出炭し、舊官商合辦時代に請負で稼行の、東集煤廠露天掘は六月中に一、八一三噸の、出炭を見たがその後は休止するに至り、本年度も亦、事變以來の大部隊の匪襲を受けて、一ヶ月餘り山城鎮守備隊司令部が事實上、西安に移され公司事務所が作戰本部の、觀を

呈した第二期苦難の時代にも不拘、能く所期の目的を完遂茲に一躍年産三二萬噸の、輝く金字塔を打建てたのである。

自大同二年四月 至康德元年三月 月別出炭實績比較表 (單位：噸)

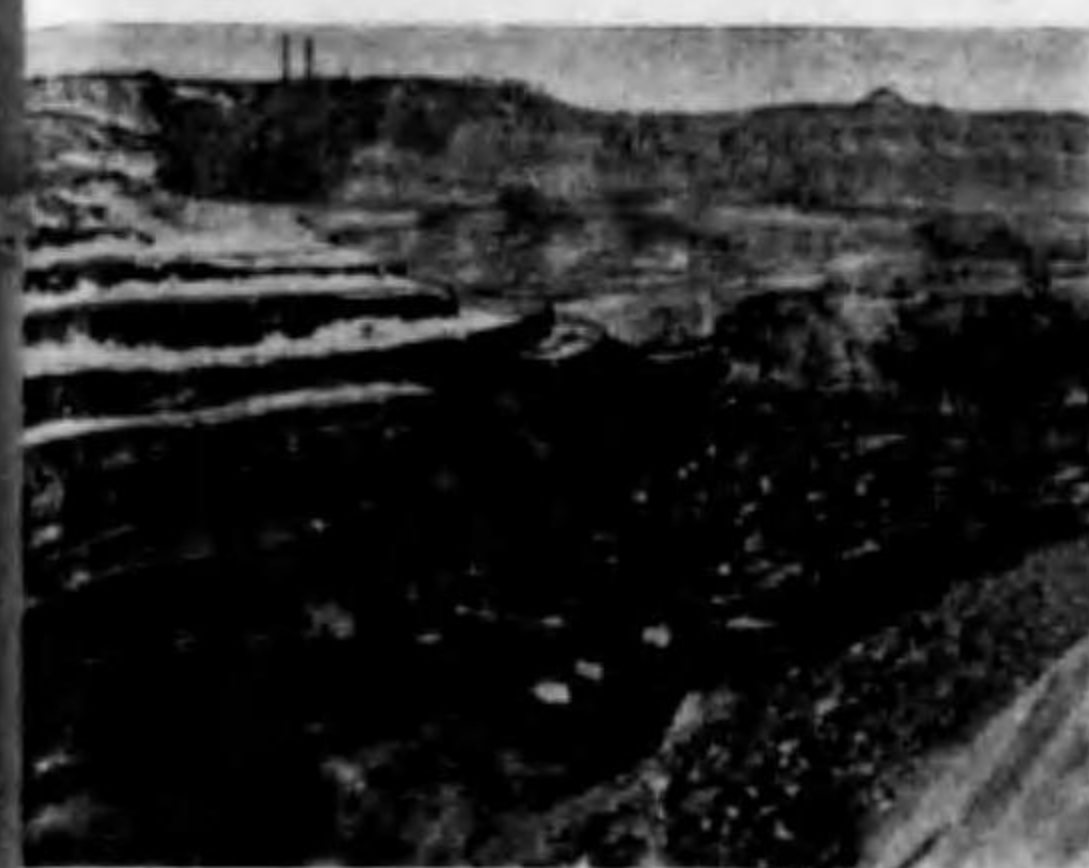
種別	月別	大同二年		種別	月別	康德元年		備考
		四月	五月			六月	七月	
豫定	一月	11,000	13,000	一	二月	11,000	11,000	他に
	二月	11,000	11,000			11,000	11,000	
實績	一月	11,000	11,000	二	三月	11,000	11,000	出炭
	二月	11,000	11,000			11,000	11,000	
比較増減(△)	一月	0	0	三	計	0	0	11,000
	二月	0	0			0	0	

而して滿洲國が帝政を宣布して、年號を康德と改めた開發第三年度は、公司に於ても輝かしい躍進の年であつて、豫定出炭は四〇萬噸であつたが、第二坑々内の復舊も完成し、六月より約四〇〇噸の出炭を見、第一、第二露

堀天露第二



擴張作業



天掘の擴張に當つては、その剝土剝岩作業を組に請負はしめ、採炭及坑内運搬を機械化する方針を以て、第一、第二兩坑にコールカツター及切羽運搬機を試用し、兩坑共舊式の蒸氣唧筒を電氣唧筒に改め、其他電氣鑿孔機の増設、坑内照明の改善等々と相俟つて、一日出炭最高記録として開礦以來の最大、四、七〇〇噸餘を記録し年産四五五、〇〇〇噸の、實績を示すに至つたのである。

二、施設方面

捲揚施設 大同元年度に於ては、二〇〇馬力及三五馬力の蒸氣捲揚機のみであつたが、二年度に一五〇馬力及九〇馬力各一基を購入し、康徳元年度には六基を有するに至る。

第一坑

九〇馬力蒸氣捲

二基 (坑内掘併用)

三五馬力蒸氣捲

一基 (露天掘専用)

第二坑

- 二〇〇馬力蒸氣捲
- 一基（露天掘専用）
- 一五〇馬力蒸氣捲
- 一基（露天掘専用）
- 三五馬力蒸氣捲
- 一基（坑内掘専用）

運炭施設

第一坑々内は人力並に馬匹により、坑外運搬は大同元年、二年に亘る運炭線の擴充整備の結果、一〇〇米乃至三五〇米の自然傾斜を、人力に依つて選炭場に至り、第二坑々内は人力運搬により、坑外は康徳元年運炭線を新設して坑口より六〇〇米を、インテール・ロープ三五馬力蒸氣捲機による機械運搬を行ひ、尙引込本線



大同年間一坑積込場

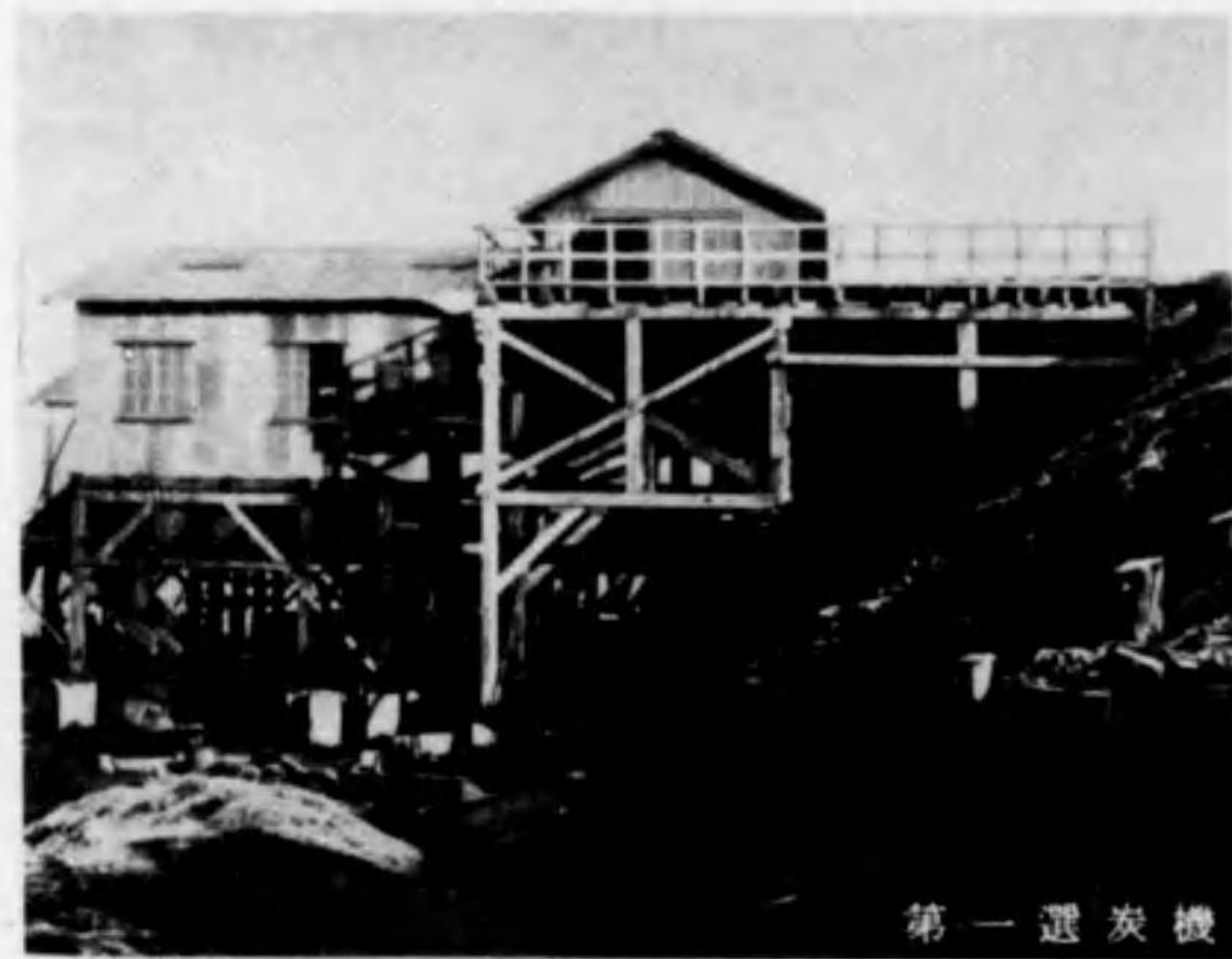
は大同二年、康徳元年の兩年度に亘つて、模様替及増設工事を施工するに至る。

選炭施設

大同元年十月人力による積込みを廢し、鐵板製ベルトコンベ

ヤー及電動一五馬力モーター付、一日七〇〇噸處理の元搭連炭礦選炭機を、撫順炭礦より譲受けて一坑に設置したが、出炭の増加に伴ひ更に大同二年十月、第二坑選炭場を建設して、一日八〇〇噸處理の選炭機一臺を購入設置し、これに關聯して第一、第二兩坑の貯炭場を整備の結果、各々二萬噸餘の貯炭能力を有するに至る。

工場施設 接收した八呎旋盤二臺、六呎旋盤、六吋木旋盤、三呎×六呎ブレイニン



第一選炭機

グマシシ、二〇吋ボルパン、三〇吋丸鋸機、八・五吋送風機、三呎捻子切機械、一〇吋グラインター各一臺によつて、機械工場及木工場の作業を開始、翌二年度には一六吋セーピンググマシシ、六吋金切鋸機械、二五馬力電動機各一臺他補充機器を購入して、突發事故の應急修理は勿論特殊のものを除き、殆んど自家製修を可能とするに至る。

發電施設 接收した直流四〇キロワット發電機は、撫順炭礦より材料及附屬品の分與を受け、大修理を行つて大同元年六月より、坑内外主要箇所を點燈に供する爲發電し、幾何もなく二六〇キロワットの設備容量を有する、西安電燈廠を買收して西安電氣公司を設立、後之が經營を奉天電燈公司に委任したのである。而して康徳元年度には電力使用の機器も、選炭機二臺、ドリル八臺、コイルカッター三臺、八〇馬力タービン唧筒二臺、工場用モーター三臺等となり、二六〇キロワットの設備容量にては、不足を告げると共に急激な發展を企圖するに及んで、同年七月交流一、五〇〇K・V

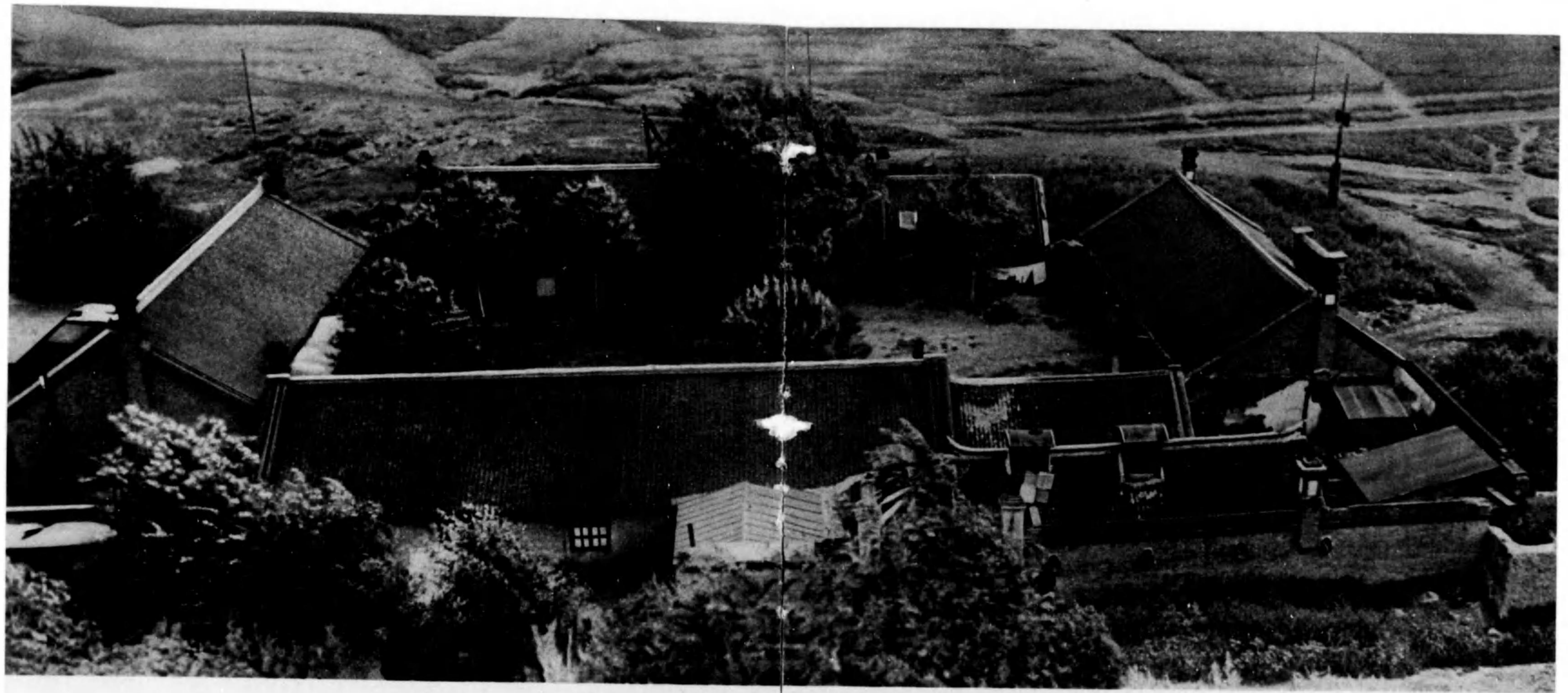
・A・自家火力發電所の、設置願を當局に提出するに至つたが、滿洲に於ける電業の統一案と相俟つて、同年九月一日附を以て西安電氣公司の、財産及權利一切が東方電業公司に讓渡され、同公司に於て擴充計畫を行ふに至る。其他公司事務所は城内永徳謙に、借家(現、星旅館)して總務、經理の兩科を置き、舊公司事務所を採煤、營業兩科の事務所兼日人宿舍に當て、居たが、業務の完全なる遂行が困難なため、茲に新事務所の建築を計畫し、大同二年五月着工同十月竣工を見て、全課を集中するに至つたのである。

第三節 一般事情

一、事業資金

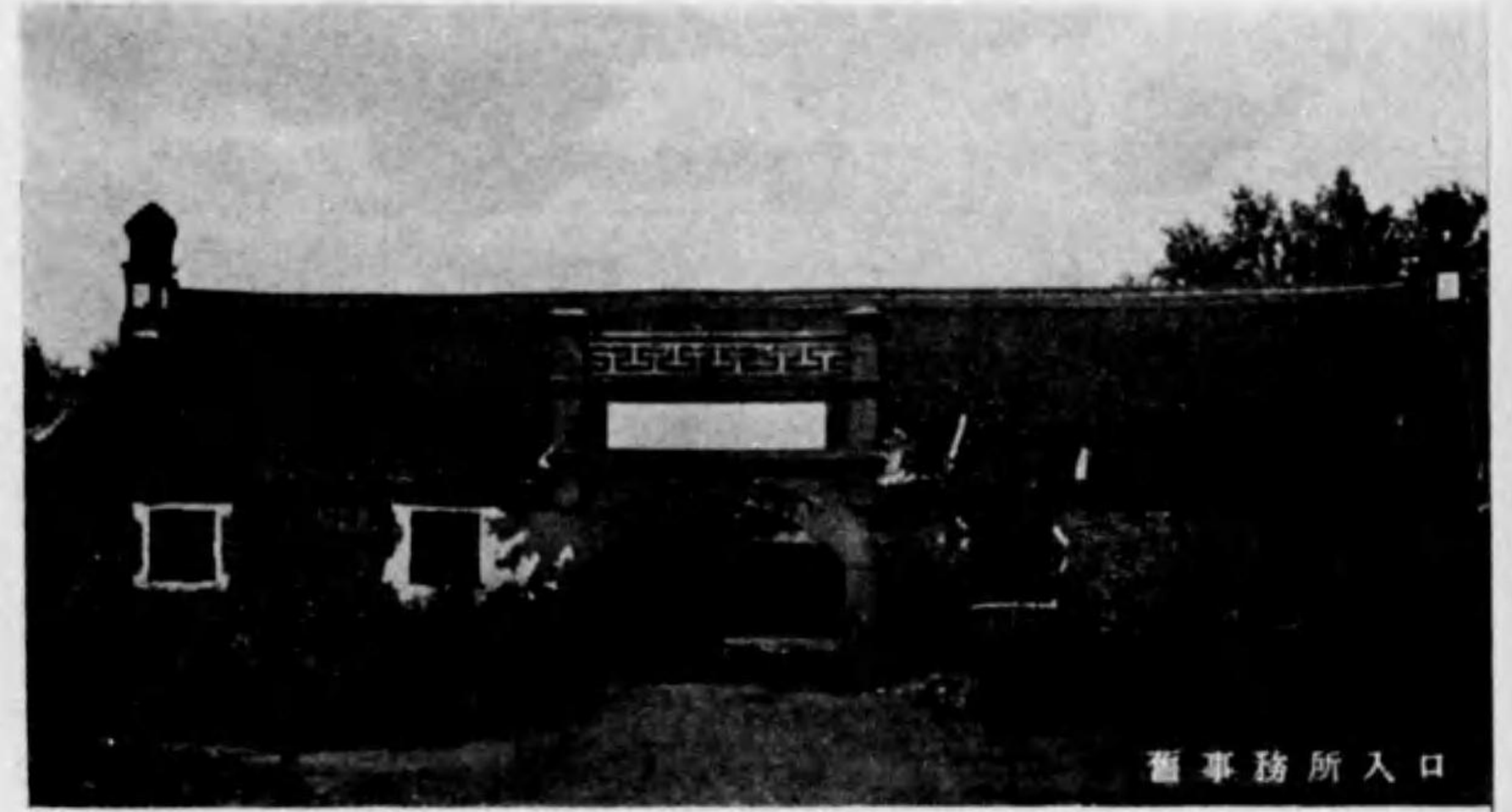
イ、資金の調達

接收以後の事業經營に於ける資金の不圓滑は、當時その衝に當つた人々

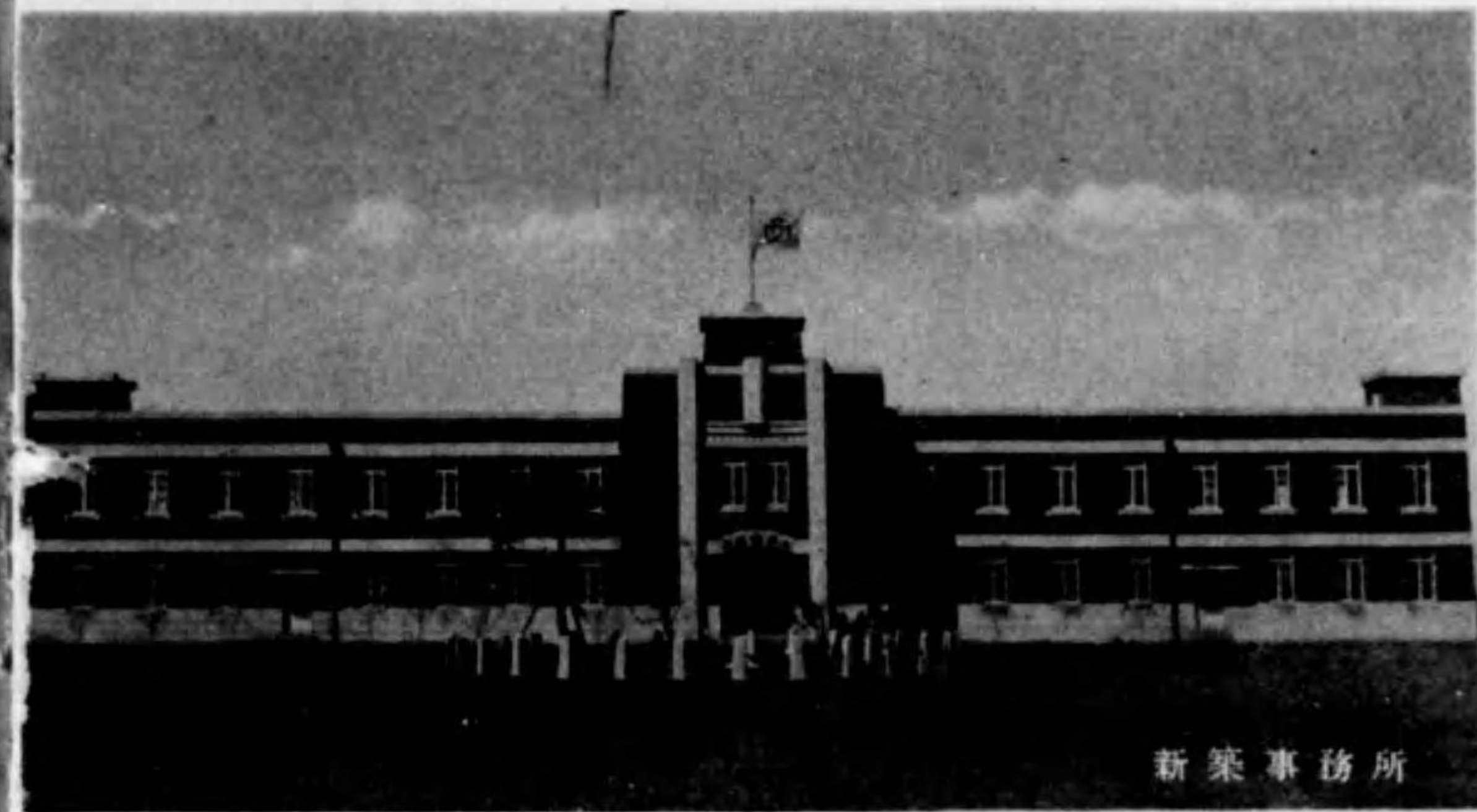


接收事務所全景





舊事務所入口



新築事務所

が常に頭を悩まし、苦い経験を嘗めさせられて来た點である。

大體資金關係は最初河本總辦から、特務部を経て實業廳より金額一五萬圓を、借入れたものであつてその内譯は、接收乗込みの車中河本委員長より手交された一萬圓、事業開始早々特務部に出頭して當時の幹部、高木佐吉氏に豫算書を請求されその場に於て、約三〇分間で之を作成の上受取つて来た七萬圓、八月頃撫順炭礦に連絡の爲出張した公司員が、匪賊の跳梁によつて列車は不通、新聞紙上には西安が焼かれたとの報に愕き、奉天に止宿の河本總辦に面會したところ、西安縣公署員の連絡によれば、資金も彈丸も絶えた由故持參せよと、拾圓紙幣で三萬圓手交され之を新聞紙に包んで、トランクに詰め支那服を着用して、開原に出で開原より馬車を騙つて、西豊經由公司に歸着した際のもの、及後に受取つた四萬圓で都合一五萬圓になるが、匪賊の横行頻繁なる中を奉天より、現金を運ぶ等と云ふ事は實に、危険極まりない事であつて、茲にも炭田開發の至上使命に死を堵

した、烈々たる魂の躍動を覗ふ事が出来るのである。

而して營業開始幾何もなく起つた、匪襲による鐵道の不通は賣炭收入の路を絶ち、前記の資金をその間の工人の賃銀、物品代その他の經費に當て、居食の如き、状態を續けるの止むなきに至つたのであるが、十月末之が開通を見るに及んで、愈々鐵道方面其他に供給の路が開かれ、別して特産物の出廻り良好は必然的に、列車の回数を増加する等需要が急激に上昇した爲、一日最高四〇車の發送を記録するに至り、貯炭も残り少なくなつて來たのである。然し乍ら奉天、吉林等は小賣のため、代金が一括して回収されず依然として、資金繰りの不圓滑なるところより、瀋海鐵路用炭の日々一五車、一八車、二〇車と累増する點に鑑み、之が回収を急いで唯一の資金源とする中、山城鎮、東豊、朝陽鎮等からも追々賣上代金が集まり、大同元年末より翌二年初めにかけては、一時奉天の銀行に二十餘萬圓の、預金を見るに至つた事もある。大體冬期は需要盛んにして資金の回収もつく

が、夏期に至つては各販賣所共殆んど捌けず、奉天の如きは販賣先が一、二の工場を除く以外、全部家庭用炭であつた爲貯炭が増加する一方で、資金の回収はつかず火藥、坑木の支拂を、辛うじて満すに過ぎぬ状態であつたので、資金繰りの一策として従來鐵道方面に於ては、夏期の貯炭を極力避ける方針であつたものを、夏期に冬期分の貯炭をなす様、説得に苦心したものである。總局となつてからは石炭運賃は別として、奉天、撫順並に瀋海線各驛より積出される、公司用資材の運賃計算書が總局に、廻附される迄に約二ヶ月を要するため、精算迄には約三ヶ月を費す状態にあり、一方公司に於ては日々の積出應數が、判明して居る關係上石炭代金の回収は、早くつくが運賃支拂はそれだけ延引して、一時未拂運賃が四十數萬圓に上る等、公司資金繰上には非常に好都合の結果を生じ、兎に角破綻を見せる事もなく過して來たのである、

斯くする中拉濱線の開通と同時に、哈爾濱方面に販路開拓のため、滿鐵

商事部と委託販賣契約を締結したが、その賣行は思はしからず貯炭に要する費用、手数料其他を精算すれば赤字を出す状態であつた爲、武部滿鐵商事部長と接衝を重ねた結果、百萬噸の石炭賣買契約によつて、五〇萬圓借入の承諾を得たのである。(後市川經理部長との間に、正式契約書を取交すに至つた際、左記の如く三〇萬圓借入に変更さる。)

契 約 書

南滿洲鐵道株式會社(以下單ニ甲ト稱ス)ト西安煤礦股份有限公司(以下單ニ乙ト稱ス)トハ西安煤礦經營資金貸借並西安炭賣買ニ關シ左記ノ通契約ス

第一條 甲ハ乙ニ對シ西安煤礦經營資金トシテ日金參拾萬圓ヲ限度トシ必要ノ都度貸與スルモノトス

第二條 第一條貸付金ニ對スル金利ハ年七分五厘即チ日金壹百圓ニ付壹箇年日金七圓五拾錢トシ毎年九月末日及參月末日ノ貳回ニ之ヲ支拂フモノトス前項利息ノ支拂ヲ遅延シタル場合ハ前項同率ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ徵スルモノトス

第三條 乙ハ吉海線、京圖線、拉濱線及其ノ以北ニ於ケル各鐵道用炭並之等各鐵道沿線ニ於ケル地賣炭(吉海沿線ヲ除ク)ノ販賣ヲ總テ甲ニ委託シ甲以外ノ者ニ販賣又ハ供給セサルモノトス

第四條 前條委託販賣ニ基ク石炭代金ハ總テ甲ニ於テ第一條貸付金ノ辨濟及第二條利息支拂ノ擔保ニ當ツルモノトス

第五條 乙カ甲ニ販賣ヲ委託スヘキ數量ハ毎年貳拾萬噸ヲ下ラサルモノトシ乙ハ責任ヲ以テ之ヲ優先引渡スヘキモノトス
但シ前項數量中ニハ昭和九年二月二十日附契約ニ因ル哈爾濱送販賣委託炭ヲ含ムモノトス

第六條 甲ノ引受値段ハ甲ノ取扱ニ係ル他ノ石炭ノ第三條所定各地ニ於ケル販賣値段ヲ標準トシテ定メタル西安炭ノ値段ヨリ運賃、料金、諸掛及貯藏ニ要スル諸經費並左記販賣手数料ヲ差引別ニ之ヲ定ムルモノトス
販賣手数料
鐵道用 販賣値段ノ壹・〇%
地賣用 販賣値段ノ貳・五%

第七條 甲乙間ノ受渡ハ山元貨車乗渡トシ其ノ數數ハ貨車標記重量ニ因ルモノトス

第八條 乙ハ貨車積載量及石炭ノ品質ニ付最善ノ注意ヲ拂フヘキモノトシ左

ノ場合ハ乙ニ於テ其ノ責ニ任スヘキモノトス

- 一、乙ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ缺斤ヲ生シタル時
- 二、石炭ノ品質粗悪ノ爲消費者ノ引取拒絶或ハ値引要求等ニ依リ甲ノ損失アリタル時

第九條 委託販賣ニ因ル石炭代金ハ毎月末締切り當月分ヲ翌月末日迄ニ乙ニ支拂フモノトス

第十條 第一條貸付金ハ昭和九年九月末日迄据置キトシ甲ハ昭和九年十月一日以後引取リタル本契約ニ因ル受託炭(昭和九年貳月貳拾日附契約ニ因ル哈爾濱送受託炭ヲ含ム)ニ對シ毎噸日金五拾錢ノ割合ヲ以テ石炭代金ヨリ控除シ元金ノ辨濟ニ引當ツルモノトス
但シ國幣建石炭代金ヨリ控除スルトキハ其ノ換算率ハ滿鐵社定收入相場ニ依ルモノトス

第十一條 乙カ第二條ニ定ムル利息ノ支拂ヲ遅延シタル時ハ甲ハ何時ニテモ乙ニ支拂フヘキ石炭代金ヲ以テ其ノ支拂ニ引當テ得ルモノトス
但シ國幣建石炭代金ヲ以テ引當ツル時ハ其ノ換算率ハ滿鐵社定收入相場ニ依ルモノトス

第十二條 本契約ハ左記ノ場合ニシテ第十三條ノ義務ヲ履行シタルトキノ外解除スルコトヲ得ス

一、滿洲炭礦統制會社設立シ西安煤礦公司カ該會社ト合併スルカ其ノ他ノ方法ニ依リ滿洲炭礦統制會社カ販賣スルコトナリタル時

二、乙ヨリ甲ニ對シ六箇月以前ニ解約ノ豫告ヲ爲シタル時

第十三條 本契約ヲ解除スル場合ハ乙ハ即時第一條貸付金ニ對スル元利現在額ヲ甲ニ辨濟スヘキモノトス

第十四條

本契約有効期間内ニ於テ甲乙何レカ一方ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ本契約ノ一部又ハ全部カ履行不能若ハ不履行トナリタル時ハ相手方ハ之カ爲生スル一切ノ損害ニ付其ノ賠償ヲ請求シ得ルモノトス

右契約ノ證トシ本證書貳通ヲ作成シ甲乙署名調印ノ上各其ノ壹通ヲ保有スルモノトス

昭和九年四月六日

南滿洲鐵道株式會社

總裁伯爵 林 博 太郎

西安煤礦股份有限公司

代表者 河 本 大作

斯くして同年五月九日に一四萬圓、七月四日に一六萬圓を借入れたが、愈

々本格的増産に着手するに及んで、諸施設及擴張工事に要する事業資金は多額に昇り、特賣人より保證金として差入れの、銀行定期預金證書を現金に變更させる迄に急迫し、遂には仲秋節に際し支拂ふ工賃の不足を告げるに至り、種々交渉の結果大連の正隆銀行より、河本總辦の裏書により一五萬圓(日歩二錢四厘)の、借入れに成功漸く難關を突破し、その後手形の切替に際して朝鮮銀行との間に、手形による二〇〇萬圓限度の融資(日歩一錢八厘)の了解が成り、資金問題も漸く堅實な大道に入つたのであるが、時恰も滿洲炭礦株式會社が設立せられ、公司は關係炭礦として資金方面の援助をも、同社より受ける事となつたのである。

□、飯 票

當時東三省官銀號票、吉林票等の中には拾圓紙幣が二〇錢、百圓紙幣が二圓にしか通じぬものもあつて、これ等が賣上代金として各販賣所から、箱詰となつて公司に運び込まれたものであるが、斯る現象に屢々遭遇して

來た住民の中に、事變による紙幣價值の下落を懼れて、銅子兒(銅貨)の買占を行つた者がある模様で、殆んど補助貨の姿を見る事が出來ず、公司に於ても工賃の支拂等には多大の不便を痛感し、工賃支拂並に工人の日用品購買を便ならしめる爲、公司賣店に通用する一錢、二錢、四錢、一〇錢の飯票を作製し公司經理課が、銀行預金を擔保として大同元年四月十九日より、之を發行するに至つたのである。この飯票は當時大體一三、〇〇〇圓—一八、〇〇〇圓の流通額があつて、遂には西安炭の進出するところ即ち西豐、東豐、朝陽鎮、山城鎮、磐石邊りに迄流通するに至つた爲、城内經理課事務所に於ては毎週日を定めて、兌換に應ずる事にしたが一回に、五圓乃至八圓の交換希望があるのみで、一般に相當の信用を有すると共に、重寶がられて居たものである。

その例を示せば、或は盆、正月に於ける酒肴料等のため、官廳其他から紙幣と飯票との交換方を申込まれ、或は洋車夫、馬車夫等から飯票で支拂

ひ方を要求され、又は瀋海沿線にて列車食堂に迄流通する等、全般的に補助貨の缺乏に困難して居た折柄、会社の飯票が釣銭用として歓迎され、飯票一〇〇圓が一二〇圓を以て、取引されたと聞いた事もあるが、大同元年七月滿洲中央銀行が設立せられて、當時流通の舊行號發行紙幣一五種が、舊貨幣整理辦法及財政部々令によつて、同年七月一日より向ふ二ヶ年間に、一定の比率を以てその流通を認められ、満了期限の康徳元年六月末以後更に、一ヶ年の交換期間を延長すると同時に、私帖類の整理も併せ行ふことゝなつて、この飯票も新聞廣告、其他の方法によつて交換方を報知して、全部回収し終へたのである。

二、販賣

營業開始の大同元年一月度に於ける販賣は、僅かに瀋海鐵路及西安、東豐、朝陽鎮、山城鎮の地賣に過ぎない状態で、販路の擴張が先決問題であ

つた爲、二月には吉林に販賣所を設けて小賣に着手したが、使ひ慣れた撫順炭に押へられ三月に至つて、六〇圓弱の販賣を見たに過ぎなかつたのである。一方奉天地賣は二月よりその緒につき、三月以後に於て磐石の地賣、吉海鐵道の消費等、徐々に販路を開拓するに至つたが、沿線一帯に匪賊が跳梁し遂に鐵道も不通となるに及んで、以後は僅かに月三、〇〇〇—四、〇〇〇圓の、地賣を除く他は貯炭の止むなきに立至り、接收に際し種々利便を供與された、王商務會長他二、三の者に小賣を許可して、近郷地賣の増加をはかる等苦心の數ヶ月を過し、十月末漸く鐵道の開通を見るに至つて、前記の他に海龍、西豐に販賣所を設け、銳意販路の開拓に努力したところ、需要期に向つた點もあつて十一月には一躍二萬圓、十二月には營業開始以來の最高二八、〇〇〇圓餘の、賣行を示すに至つたのである。

これより糞、石炭市場としては奉天を最良とするが、應當り運賃五元を要する爲所詮、撫順炭との競争は不可能の状態にあつたので、瀋海鐵路保

安維持會との間に、大同元年十一月一日附を以て、次の如き内容の石炭運送供給互恵契約を、締結して専ら奉天一圓に於ける、販路の擴張に努めたのである。即ち

- (1) 瀋海鐵路局ハ西安炭ノ輸送ニ對シテ左記ノ割引ヲナス
 - イ、吉海沿線各驛送リニ對シテハ四割引
 - ロ、奉天送リニ對シテハ特定運賃應當リ三・〇〇元
 - ハ、其他各驛送リニ對シテハ三割引
- (2) 瀋海鐵路用炭ハ凡テ西安炭ヲ使用シ炭價ハ山元積込渡切込炭應當リ四・〇〇元(後四・五〇元)

斯くして公司營業課は奉天、吉林に直轄營業所を置き、課内の營業係をして瀋海、吉海兩鐵路用炭の販賣を管掌せしめ、又西安分銷處、第一分銷處、北門分銷處を經營せしめて縣下一帶の販賣に當り、西豊には特賣人を許可し、瀋海、吉海沿線各地の販賣には販路の擴張、販賣の統制による業

務の單一化を企圖して、資本金十萬元の啓昭公司と、大同二年七月一手販賣契約を締結、同公司は從來の代賣人をその儘下請販賣人として、その地方に於ける販賣に當らしめたのである。
今茲に當時の西安炭販賣系統を示せば





奉天東貯炭場內部



西安分銷處



山城分銷處



奉天辦事處



奉天西貯炭場



奉天東貯炭場

而して奉天に於ける六特賣人中、興安公司及西昌公司是最も販賣実績良好にして、人合久煤廠は城内方面に地盤を有し、可成りの成績を収めて居たのである。

其他各地に於ける分銷處の販賣區域は、山城鎮分銷處を黒山頭以西藩海沿線、朝陽鎮分銷處を朝陽鎮—海龍—梅河口間、東豐分銷處を東豐縣一圓、西豐分銷處を西豐縣一帶、磐石分銷處を吉海沿線と定め、各販賣人よりは日本人側三、〇〇〇元乃至五、〇〇〇元、滿人側五〇〇元乃至一、〇〇〇元の保證金を徴し、その取引限度を滿人側は保證金の範圍内又は二、三倍、日本人側は殆んど無制限として、販賣網の擴充整備に當つたのである。

次いで康徳元年二月滿鐵商事部との間に、哈爾濱市内一圓の地賣及哈爾濱渡各鐵道、船焚料炭の委託販賣契約を締結するに至つて、缺損乍らも京圖線、拉濱線及その沿線、鐵道建設局等に販路も拓け、同年四月に至り明治礦業株式會社との間に、同社の經營に係る泰信煤礦公司の、採掘炭賣買

契約が成立し、漸く直營販賣所の經營は煩雜に不堪、茲に西安縣下に於ける石炭の一手販賣をも、特賣人に委託するに至つたのである。而して更に滿鐵商事部とは、西安煤礦經營資金貸借並西安炭賣買契約を締結して、年二〇萬噸を下らざる送炭を取決め、五月には同商事部と吉林貯炭場に於ける、貯炭の處分に關し協定の覺書を取交して、吉林辦事處を閉鎖する等その衝にある者は勿論、全員協力不斷の努力は報ひられて、販路の飛躍的發展を見ると同時に、西安炭の聲價を一躍高揚したのである。

年度	種別	各地					山元 消費炭	合計	
		奉天	吉林	西安	其他	計			
大同元年度	鐵道用炭	一〇三、一七〇	二八、三九三	八五八一	一七六一三	二〇、二七五	七四、八六二	一六、二九〇	一九四、三二二
〃 二年度		一三五、三〇〇	六六、一四六	二七、一四四	一九、五七五	二二、八七六	一三、五七四	一九、九九二	二九一、〇三三
康徳元年度		二五七、八五〇	四〇、一四〇	三二、一九九	二五、三四七	六六、九七五	一六、四六六	二八、四四〇	四五〇、九五二

〔註〕但し大同元年度は一月より二年三月迄とし、二年度以後は四月より翌年三月迄とす。

（題以下四捨五入）

尙吉海鐵路との關係は、舊公司との契約に於て運賃三割引、炭價山元渡五・八〇元となつて居たが、本公司に於ては袁總辦と協商の結果、炭價を五・〇〇元に引下げる交換條件として、運賃三割五分以上値引のことに、略經つたが實現するに至らず、有耶無耶の中に双方共精算を行はずに經過し、同鐵路が鐵路總局に移管後、決濟するに至つたのである。

三、資材

接收以來一切の材料及用品は撫順炭礦より、滿洲事變費として同礦限りの裁量により、供給を仰いで來たが六月以後は一切、滿鐵本社の決裁を要することに變更され、毎半ヶ年分所要用品豫算書を提出、之が承認を待つて撫順炭礦より、拂出の事となつた處拂出單價に關し、同年十二月二十八日附を以て西安渡一般物品は、當初に廻り撫順炭礦内拂出單價に、二割の割掛をなす旨の通知を受け、公司としては斯る負擔は總ゆる點より、困難な

るため速時滿鐵本社總務部長宛、事情を具申して種々接衝の結果、翌二年五月に至り一般品は一割、特殊品は市價並に生産費を參酌の上、隨時單價を協定する事となつたのである。

當初は公司に於て製修不可能なる、機械の修理、部分品の製作等も撫順炭礦に依頼し、捲揚機の据付、移轉等には技術者の派遣方を依頼して之を行ひ、又公司員を出張實習せしむる等、撫順炭礦の全幅的支援は絶大のものであつたが、康徳元年十月以降は、滿鐵商事部委託販賣炭代を引合として、滿炭との間に撫順炭礦よりの、購入需品に關する委託購入契約を締結して、滿炭が物品代金を一時立替支拂ひし、滿炭に對しては取扱手数料(購入額の百分之一)を、支拂ふ事となつたのである。

大體當時に於ける資材の入手狀況は、自由に且つ高級品を使用する事が出來たが、斯る時代に於ても火藥類に關する限りは、用度擔當者が非常に苦心したものである。然しこの事は品物の不足からではなく、火藥類の仕

入運送に當つては、使用地滿洲國官廳並に日本領事館の許可を受け、仕入地滿洲國官廳並に日本警察署長の許可を、受けねばならぬ爲その入手に日時を要し、應々所要期日迄に間に合はず止むなく、明治西安炭礦より一日分乃至二日分の、火薬を借受け辛うじて採炭を續行し、或は匪賊の出没する開豊道路をトラックにて、奉天より決死的運搬を試る等、斯る事迄敢てしなければならなかつた理由は、勿論手續の煩雜遅延も一つの理由ではあるが、公司の火薬庫が官商合辦時代の遺物で、四米×七・五米×四米の狹隘なる建物であつた爲、貯藏力も極めて小さく之が擴張工事も、資金窮乏の當時としては如何ともなし得ず、收容可能の範圍内を以て時々、仕入れるの止むなき状態であつた事にも、大きな理由があつた譯である。然し斯の如き當事者の苦心も今日では、唯々懐かしい想ひ出となつて居る。

四、従事員

公司従事員は職員、準職員、傭員、常工に分れ接收直後は、滿人科長以下の地位をその儘變更せず、日人は専ら各科の顧問、諮議に任じて指導に當り、事務所、宿舍等の多大の不便を克服して、各々その職務に邁進したのである。

當初日人は接收した一一名、滿人科員は六〇名、工人約三〇〇名餘りで、工人は近村に居住して通ふものもあり、又礦山宿舍に居住するものもあつて、官商合辦時代には貨銀を石炭で、支給された事もある爲貨銀の支拂に就き、相當の不安を抱いて居た模様であつたが、大體西安と撫順とは工人間に連絡があつて、西安から撫順へ撫順から西安へと、常に移動して居た關係上早くも、撫順の人達の來西が知れ渡り撫順流儀を、やるものと却つて喜んで居た様子も見え、又把頭では舊公司以來の那把頭(現礦業所把頭)が新しい經營を非常に信用し、進んで撫順から把頭を作ひ來つて、これ等の把頭が工人を集めた爲、公司としては工人募集に對して、一抹の懸念もな

かつた譯である。

工人の賃銀は一工當約五〇錢を平均とし、その就業状態は、接收前は晝間作業のみであつたが、之を晝夜連続作業に改め電気なきため、縦ホイラーを改造して之にランブをつけ、撫順から油安全燈を取り寄せ、作業を組織的なものとして鋭意開發に意を注ぎ、大同二年初めには日人一七名、滿人科員五七名、坑内工人五七七名、坑外工人六八九名(工人は常工及請負工)に達し、追々日人従事員も増加するに及んで、城内に假宿舍を借上げて家族と共に、その一部を收容するに至つたのである。

扱てこれ等日人従事員の待遇の點は、當初は日給二圓と三圓の二種であつたが、後には一率に月給三〇圓に改め、赴任旅費は奉天より西安迄の打切三日分(日當四圓)とし、その採用状況を先輩諸氏の言を藉りれば

、奉天に於て採用に當つて『給料は安い、匪賊は盛んに出沒する、それで一生懸命働けるか』と念を押されたが、まさかそれ程でもあるまいと多寡

を括つて、來て見たら眞實なものには愕いたものだ。

又河本總辦は時に觸れ従事員に向つて

、匪賊の恐ろしいものは内地へ還れ、日本には匪賊は居ない、吾々は本庄將軍の命令で來て居るのであつて、第一線の將兵と同じだと云ふ氣持で居て貰ひ度い、然し平時になれば勿論待遇もよくしてやる。

と鼓舞され従事員も黙々と敢闘して、炭業報國の熱意を燃やし續けたのである。

而して大同二年より康德元年にかけては、出炭の飛躍的發展と相俟つて總ゆる方面が進展し、給與規程、手當支給規程、常備工扶助規程、工人募集規程、共濟規程、醫院規程等も制定實施され、勞務事情が漸く多岐に亘るに及んでは、勞務研究會を随時開催して之が管理の完遂を圖り、又宿舍方面は綜合事務所の新設に伴ひ、城内よりの通勤は作業上不便不勝、且つ人員も漸増して收容に困難を感ずるに至り、炭礦構内に初めて一戸建家族宿

舎一棟、二戸建五棟を新築するの外、赤煉瓦造りの二階建獨身寮(四疊半三〇室)、二階建八戸住ひ家族宿舍二棟及俱樂部、共同浴場を新築するに至つたのである。

工人宿舍は煉瓦建、土造り、草葺等の舊建物五八棟(收容能力二、三六五名)が、殆んど使用に堪へられぬ程度のものであつた爲、九棟(收容能力七二〇名)を第一期として、引續き五棟(收容能力三六〇名)を新築、使用に堪へざるものは順次廢家處分に附し、舊事務所(營業、採煤兩課使用のもの)は工人病院に利用、又城内に借家して煤礦醫院(現信濃洋行)を設け、應急手當に間に合ふ程度の、設備をなすに至つたのである。

尙公司従事員には優遇の意味にて、自家用炭として冬期間(六ヶ月間)は左記數量を、夏期は略その二分の一の石炭を給與し

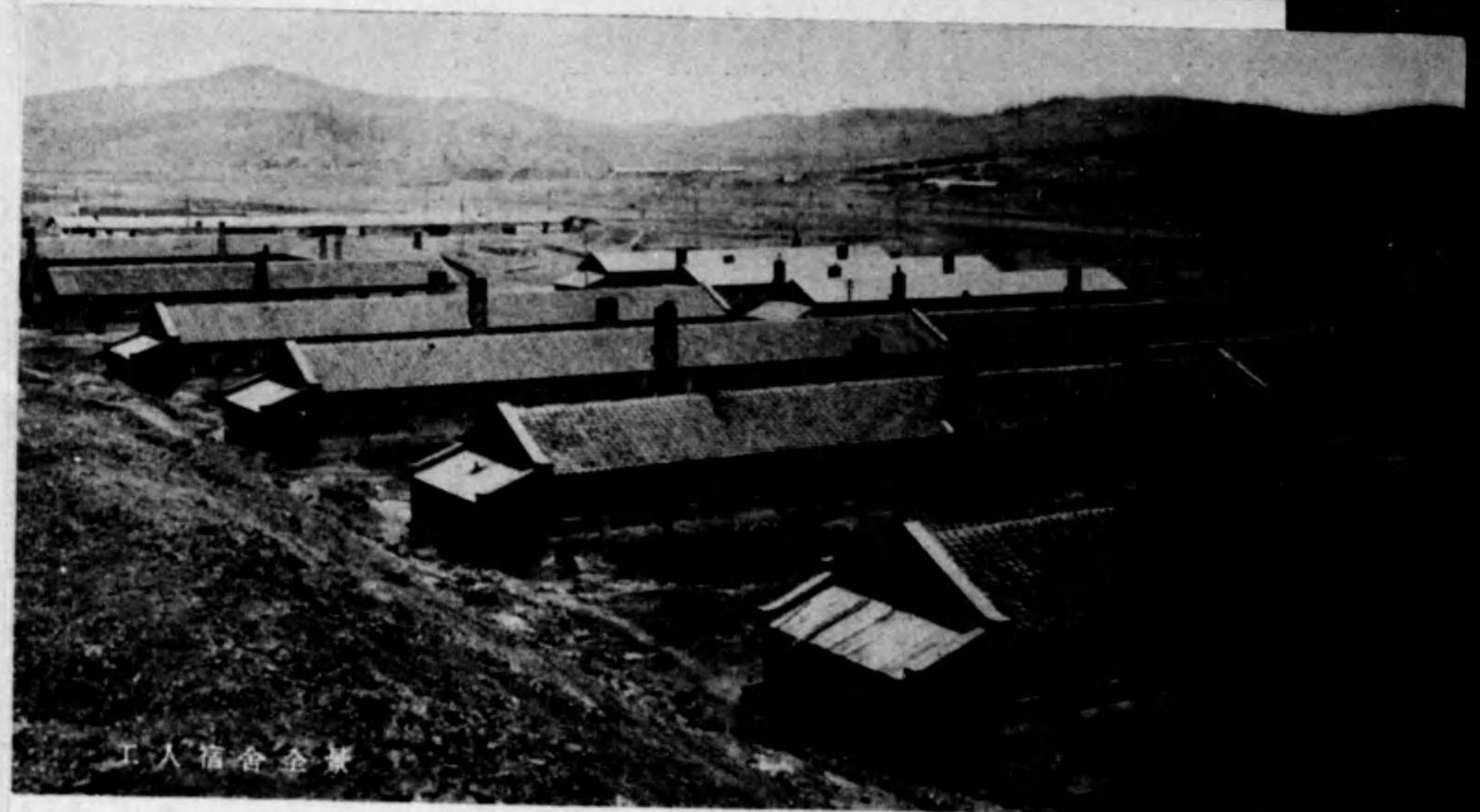
職員	一〇〇廻	準職員	〇・八廻
備員	〇・七廻	常工	〇・六廻

日用品、雜貨の配給は當初大同公司名儀の請負にて、賣店の經營に當らしめたのを嚆矢とし、大同二年六月からは啓昭公司に資金を貸與して、公司賣店委任經營に關する契約を締結、左記覺書を取交して第一、第二、第三賣店を經營せしめたのである。

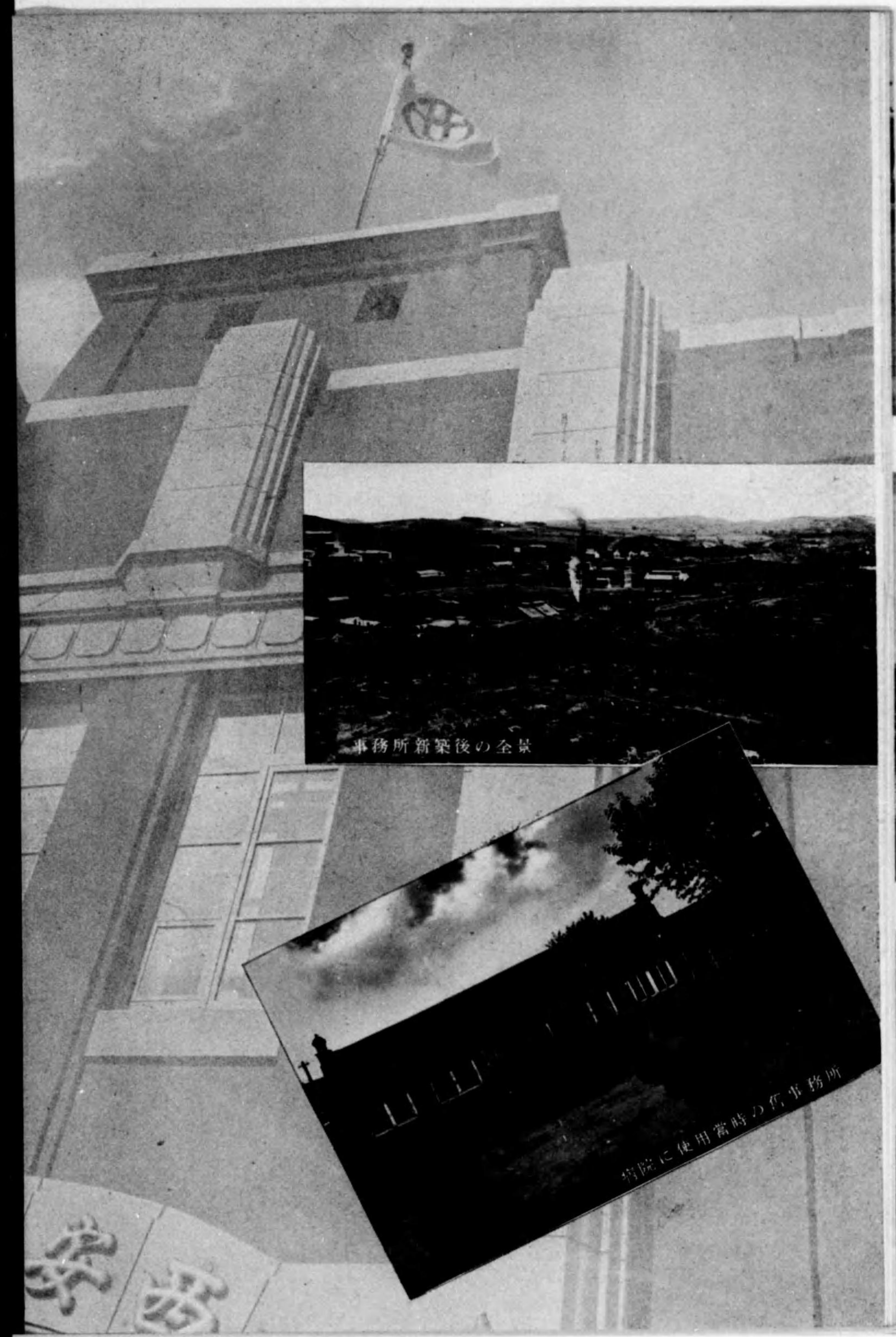
- 一、貸付資金國幣一萬五千圓也ハ金利日歩二錢五厘ヲ附シ元金ハ毎月十日決算金ヨリ二百五十圓宛公司ニ返還スルモノトス
- 二、右期間中啓昭公司ハ總賣上金ノ千分ノ三ヲ福祉金トシテ煤礦公司ニ納入スヘシ

三、右期間以後ハ納入率ヲ千分ノ十ニ改ム
最後に康徳元年十二月末在籍人員を掲げて此項を終る。

職員以下	一三〇名
備員以下	二、八四三名
合計	二、九七三名



工人宿舎全景



事務所新築後の全景



宿舎に使用當時の舊事務所

五、營業成績

大同元年度 (自大同元年一月至二年三月)

出炭	100,000 觔
○年度末貯炭	9,123 //
○生産原價	4,545 元
○事務費	1,355 //
○總體費	0,678 //
○第一採炭費	2,249 //
○第二採炭費	0,355 //
○雜收入	0,035 //
○年度中繰入資産	110,716 觔 //
○損益表	
(利益之部)	
礦業收入	1,109,400.00 //
利息收入	1,455.66 //
雜收入	2,455.66 //
雜益	70,350 //
計	1,134,561.66 //

大同二年度 (自大同二年四月至康徳元年三月)

出炭	310,000 觔
○年度末貯炭	4,555 //
○生産原價	3,555 元
○事務費	0,755 //
○總體費	0,435 //
○第一採炭費	0,966 //
○第二採炭費	0,590 //
○第三採炭費	0,950 //
○除却償却費	0,622 //
○年度中繰入資産	422,455.00 元 //
○損益表	
(利益之部)	
礦業收入	1,855,822.22 //
利息收入	1,399.33 //
雜收入	8,018.55 //
雜益	13,810.44 //
計	1,999,030.54 //

康徳元年度 (自康徳元年四月至二年三月)

出炭	455,000 觔
○年度末貯炭	5,255 //
○生産原價	3,555 圓
○間接費	1,699 //
○直接費	0,355 (内償却費)
○年度中繰入資産	758,858.81 //
○損益表	
(利益之部)	
礦業收入	2,533,522.22 元 //
利息收入	2,033.55 //
雜收入	45,366.97 //
計	2,580,922.74 //

(損失之部)

礦業經費	500,627 觔 //
石炭原價	497,793.55 //
雜損	2,796.66 //
支拂利息	15,339.81 //
本期利益金	37,633.56 //
計	1,134,561.66 //
○利益金處分	
接收當時繰越金	254,703.90 //
當期利益金	37,633.56 //
計	332,337.46 //
之ヲ處分スルコト左ノ如シ	
役員賞與金	5,000.00 //
後期繰越金	327,337.46 //

礦業經費	710,648.96 //
石炭原價	666,033.85 //
貸倒金	5,125.50 //
支拂利息	16,330.00 //
雜損	3,422.95 //
本期利益金	250,899.88 //
計	1,999,030.54 //
○利益金處分	
前期繰越金	337,337.52 //
當期利益金	250,899.88 //
計	588,237.40 //
之ヲ處分スルコト左ノ如シ	
役員賞與金	13,500.00 //
後期繰越金	574,737.40 //

(損失之部)

礦業經費	266,822.22 //
石炭原價	1,966,455.22 //
支拂利息	49,366.66 //
雜損	30,810.22 //
本期利益金	254,766.55 //
計	2,580,858.81 //
○利益金處分	
前期繰越金	588,237.40 //
當期利益金	254,766.55 //
計	843,003.95 //
之ヲ處分スルコト左ノ如シ	
法定積立金	20,000.00 //
別途積立金	100,000.00 //
變災準備金	140,000.00 //
從事員退職慰勞積立金	50,000.00 //
役員賞與金	30,000.00 //
配當金(年二割)	26,000.00 //
後期繰越金	197,003.95 //

(記) 礦業經費とは販賣費及石炭運賃なり。

(記) 販賣に當つては全部販賣人を通じたる爲、礦業經費は殆んど石炭運賃のみなり。

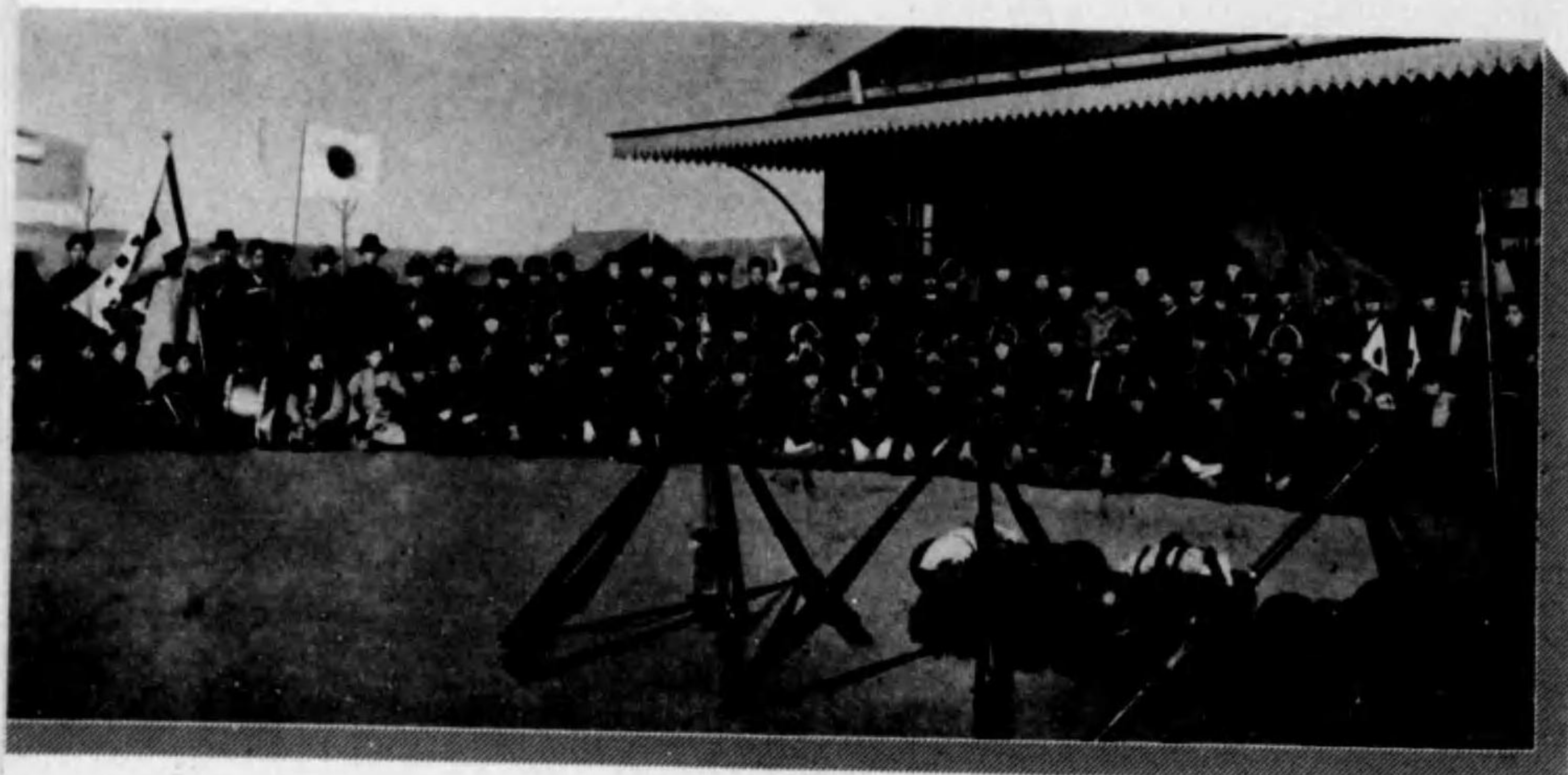
第四節 治安状態

滿洲事變後敗殘兵の匪賊化等も加はり、東邊道一帶の治安は極度に悪化して、宛然團匪の巢窟の觀を呈し、紅軍匪首楊司令を始め天虎、傅侯、天河、天龍、阿好、毛、宋、王、馬、趙他十數頭目が暴威を逞くし掠奪、放火等頻々として起り、住民は疲弊困憊の極に達して居たのである。

本節に於ては炭礦を主とした西安縣城附近の、治安状態を接收以後治安全く成るに至る、全期間に亘り可成巨細に之を記述して、先輩諸氏の苦難に敢然挑戦した、驚異的開發の輝かしい足跡を偲び、後進の以て心の糧としたいと思ふ。

當時は毎日の如く附近に匪賊襲來し、縣城、炭礦に向け移動しつゝあるとの報傳はり、僅少な従業員は終日武装して勤務するの状態で、大同元年七月には匪賊の跳梁物凄く、唯一の交通路たる瀋海鐵路が、隨所に破壊さ

れ遂に不通となつた時などは、全居留民引揚の勸告があつたので、協議の結果果安田礦長、橋本熊納兩氏が炭礦を代表し、城内居留民を代表して佐藤組々主が、踏みとゞまる事となつて他は、一時山城鎮に引揚げたのである。匪團は縣城並に炭礦を中心として、數軒の地點に包圍隊形を展開、順次その包圍線をせばめつゝあつて、その數七七八、〇〇〇名と稱され、前記の殘留組は日本人未だ西安に在る事を、盛んに宣傳すると共に苦肉の一策としては、當時高粱がらの積んであつた未完成の、飛



舊西安驛前に於ける日本警備隊

行場（現在はなし）に赤旗を打ちたて『飛行場が出来たので、日本軍の飛行機が飛来する故安心せよ』と縣下六十四箇村に電話をかけさせて、宣傳に努める等したものである。

大體反日抗満意識の強烈な共産匪の一部を除けば、匪團側としても日本人を無暗に殺戮する事は、結局日本軍の出動となり空軍の攻撃を受けて、徹底的に掃滅されるので出来る丈け、之を避ける風があつた爲縣長始め街の要人連は『日本人全部が引揚げる際は、是非通知して戴き度い、速刻吾々も引揚げる、若し今の西安から日本人全部が引揚げれば、その夜直に匪賊に襲はれるであろう』と言つて來た程であつたが、その時は幸ひ襲撃を免れたのである。

其後九月下旬『共産匪の一味である、例の楊司令の紅匪團が來襲する故、炭礦を引揚げて城内に合流せよ、目下同匪團は隣村の部落に來襲中なり』と縣公署よりの通報に日本人従事員一同は、市街戦を覺悟して城内の金協理

邸に到り、秘藏の軍貨下の小銃を以て武装し、徹宵警戒に當つたが事なく過ぎ、越えて大同二年四月末には當時の公司員にとつて、忘れる事の出来ない想ひ出が残されたのである。

それは當時の山城鎮獨立守備隊長が、今次支那策戦に勇名を馳せた脇阪部隊長であつて、守備隊對公司の恒例野球試合に當り、公司の選手一同は城内居住の家族を引連れ、勇躍山城鎮に遠征し、一回戦を終つて二回戦に移つた時、電報によつて炭礦に對する匪襲を知り、一同は失敗！と心に叫び乍ら、早速部隊長にその旨を告げた處、特に装甲列車出動の便宜を與へられ、家族共々炭礦の無事なるを念じ、列車の遅きを啣ちつゝも遂に、引込線に乗入れて炭礦に歸着して見れば、匪賊は炭礦區域に入るに至らず退却、無事なるを得たとの事に留守居の従業員と相擁して、感涙にむせんだと云ふ、劇的な場面があつたのである。

而して翌五月に於ける肅清工作に當り、山城鎮獨立守備隊に對し歸順申

出の、東邊道一帶の總匪數は約三、五〇〇〇名に及び、同部隊に於ては各縣別に之を集結せしめ、各縣公署をして歸農者には歸農證明書を、交附して歸農せしめ歸農せざる者は工程隊に、編成して建設工作に従事せしめたのである。

其後公司に於ける従事員數も増加するに及び、城内居留民をも合して全員武装の必要を痛感し、會員四九名を以て帝國在郷軍人會西安分會を設立、銃器を借用して警備に任ずることとなり、警備員服務規定を設け之を炭礦班、城内班の二班に分ち、大同二年九月十五日午後四時を以て警備隊を編成、交替出務制により立哨に當る事になつたのである。

その後毛團匪約六、〇〇〇名が二隊に分離、一隊は西安に向け進行中とか、合流匪約一、〇〇〇名が襲來の兆ありとか、情報は頻々として入り、その間滿洲國第六連の一班二五名が、炭礦警備隊に附屬せしめられたので、之を五名宛各防臺に配置して警備を嚴にし、九月二十三日秋季皇靈祭當日



煤礦警察隊員(大同二年五月撮)

に於ける、在郷軍人分會の發會式には東邊道警備司令官春見中佐臨席中のごころ、天虎、傅候、天龍、阿好の合流匪約六〇〇襲來の報があつて、同中佐指揮の下に西安守備隊一個小隊が直ちに出勤、之を撃退する等匪襲に對する應接に違なく、夜間には連日の如く銃聲を聞かされたのである。其後も匪團は炭礦地區、仙城村、仙人洞附近に來襲して家屋に放火し、又炭礦東北地方高地より自動火器裝備の匪團が、炭礦に向つて行動を開始する等のこともあつて、討伐隊も春見部隊日滿軍一五〇名の來西、布上支隊、米

川部隊等の來礦宿營等々……守備隊、警察隊は東奔西走して討伐に寧日なく、公司は恰も討伐の策戦本部の觀を呈し、又公司警備隊も軍の行動に策應して、敗敵の退路を遮斷し迂回を防いで之を討ち、或時は乘馬匪約三〇騎襲來のため、炭礦第二防臺前方高地に散開する等、銃持つ産業戦士として苦難の二字に盡きる、開發時代の一日一日を閲した譯である。

次いで第十師團の十月中旬より、十一月末に亘る擔當地區内に於ける、大規模の剿匪實施に當り獨立守備隊は、之に策應して奉吉省境地區討伐の行を起し、脇坂部隊の布上支隊は混成二箇中隊、奉天省警備軍第五旅騎兵團、及西安縣警察隊を以つて編成、西安城内に支隊本部を置いて、第一中隊は東豐より土屋中隊は西安より、大狹信子を経て省境の大剿匪に當つたのである。

斯く軍警官民一致協力の剿匪により、漸時治安確立、住民安居、財政も順次軌道に乗るに至つたが、高粱繁茂期ともなれば隨所に殘匪出沒して、

暴虐を擅にする爲康德元年度に於ける、夏季東邊道特別大工作の實施に當り、炭礦警備隊も城内班と共に九月四日より、特別警備に入つた處翌五日夜一坑々内詰所に、**モーゼル**拳銃所持の五人組の匪賊が浸入して、劉班長を拉致した事件(劉班長は十月三日逃亡歸來せり)が起つたのである。この時の包圍陣に捕捉されたのは、該匪賊とは別の密偵一名丈けであつたが、坑内に匪賊の侵入したのは之を以て嚆矢とし、劉の拉致に際しては詰所に日人係員が一名居たが、滿語を解さぬので沈黙を守つて居た處、匪賊は滿人と誤認して物置きに締込んで、逃走した爲聊も害を受けなかつたが、日人と判明すれば間違ひなく拉致されたであらう。

又舊火藥庫附近にも匪賊が現はれ周と云ふ、素封家の子供が拉致される等毎年附近のみで、三〇名近く人質を拉致されるのが例で、大集團の來襲はなかつたが、コン泥式の匪賊多く爲に公司警備隊も多忙を極め、二坑を開坑の際等は銃を持って、**アンペラ**小屋に假泊し警備しつゝ、作業を繼續

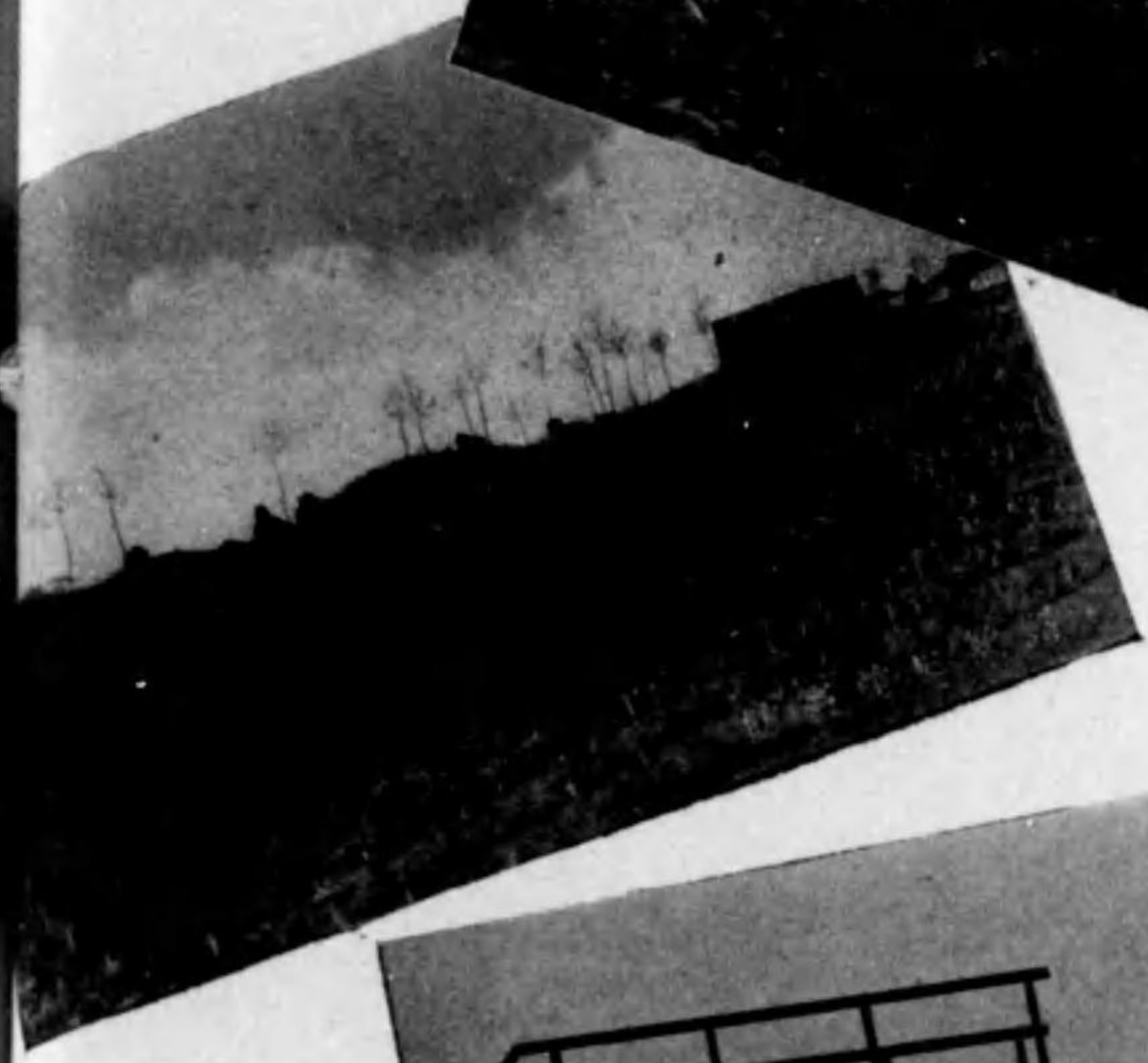
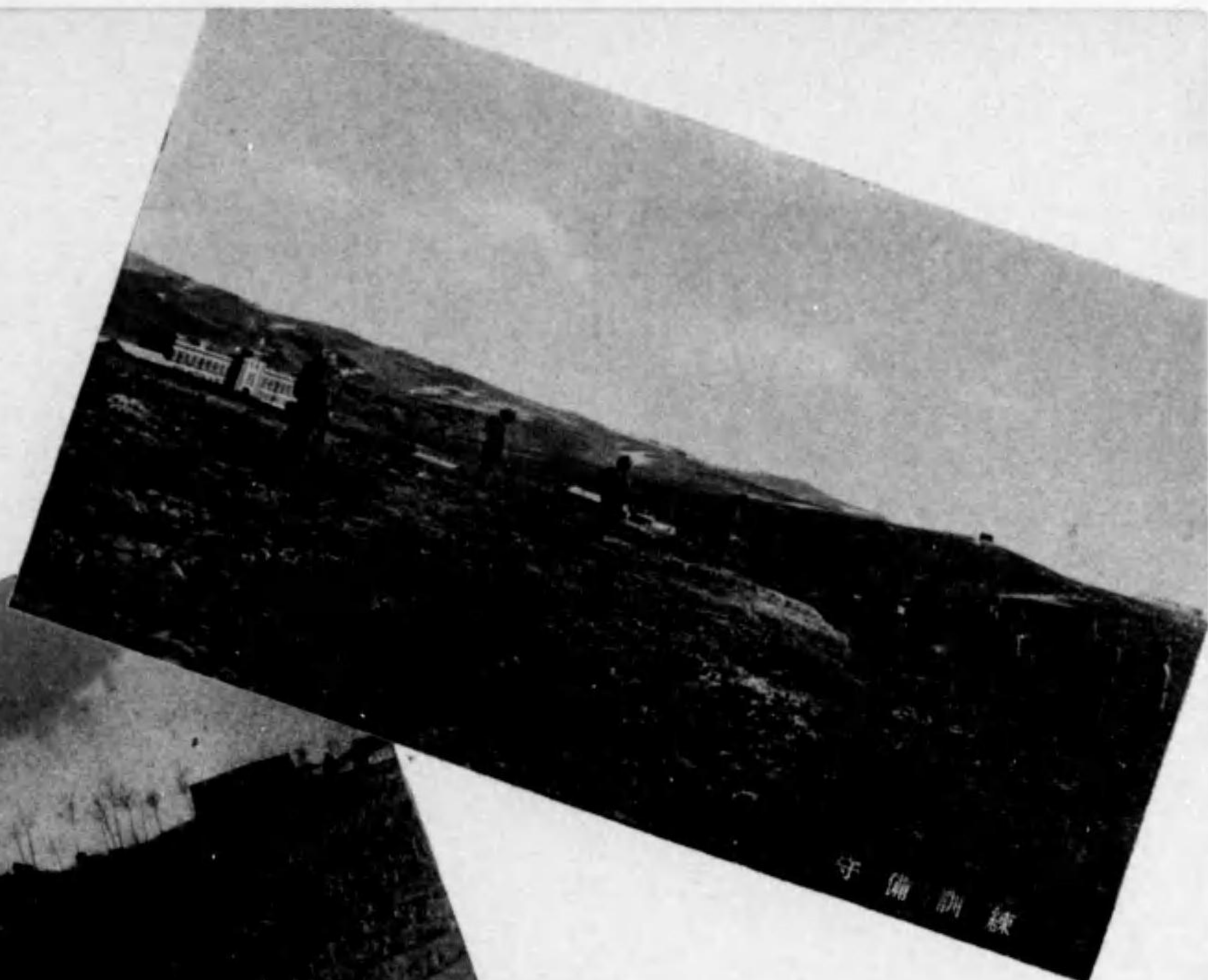
したものである。

その後日滿兩軍及警察隊は、西安を基地として縣内各區に出動討伐をなし、宣撫班吉見中尉、渡邊指導官の來往等もあり、九月十三日には二道河子方面で、縣指導官一行が三百の匪賊に、包圍されたとの報に接し救援に赴いた、守備隊は善戦よくこれを撃破したが、神伍長は腹部に銃弾を受けて、西安縣下に於ける討伐皇軍將士の、初の戦死者として其の名を留めたのである。

當時縣内一帯の匪勢力は約一、〇〇〇名にして、夾信子、二道河子より東豐縣境方面に蠢動し、之が討伐に當つては坂本隊及照井中隊が、二道河子に銃火を交へ東豐部隊と鐵嶺部隊との、合同日本軍一箇中隊が出動して、東方に追撃之を徹底的に掃蕩し、茲に匪賊討伐も一段落を告げた爲、警備隊の編成を解き夜勤者の保護は、警士をして當らしめ夜勤者各自には、拳銃を貸與する事となつたのである。

斯くする中警政の改善、保甲法の徹底強化が行はれ、何れも絶大な効果を收めたが、未だ全滅させるに至らぬため、康德二年秋季治安肅正工作が實施され、公司に於ても八月二十一日より警備勤務に服し、社宅周圍の電網には電流を通じ、夜勤者には武装せしめたところ、二十一日には炭礦東南方一里半の村落に、九月四日には西南方及西北方高地及村落に襲來し例によつて放火、人質拉致等暴虐を盡くしたので、日本軍隊と協力して之を撃碎し、高粱の刈入も終了して匪賊も退去した十月十五日、總ての警備を解くに至つたのである。

此の頃より治安は頓に確立し、以後は強盜、竊盜程度のもので、久しく集團匪の來襲はなかつたが、康德三年八月二十一日午後十時五十分、突如として銃聲が起り公司社宅街に實彈拾數發飛來、直ちに防備隊を呼集すると共に守備隊、憲兵隊、縣警務局へ通報し、交戦中の第一防臺監視兵を援助、軍警の出動と相俟つて之を北方に、撃退したのであるがこれは匪賊約四〇



名が、礦區東北方境の滿人部落崔家堡子を襲撃し、部落の富豪某を拉致する目的を以て、家屋に侵入せる際抵抗者を狙撃する爲、發砲した銃聲を礦區内第一防臺の、監視兵が之を聞き探照燈を以て照明して、射撃した爲監視兵對匪賊の戦闘となつて、匪賊の射ち出す流弾が全部日人社宅に、飛來するに至つたものである。爾後第一坑東南約七〇〇米の煉瓦燒工人帳場、第二坑一五〇馬力捲揚場西方約三〇〇米の地點、東城村高力井子、二坑を距る六〇〇米佐藤組工人宿舍、第一坑東方約一軒の把頭工人宿舍、崔家堡子等に四、五名乃至二―三〇名の小匪團襲來、その都度人質一名乃至二名を拉致し、又は食物を掠奪する程度の報は頻々として傳はり、高粱繁茂期は電網に電流を通じ各防臺を強化して、軍警の小規模討伐に協力する等の事はあつたが、概して公司自體を目的に直接襲撃することはなく、以後請願警官約五〇名を康徳六年一月に至る迄配置して警備治安に當つて來たのである。

第五節 滿洲炭礦株式會社の誕生

大同元年三月一日建國の新興國家滿洲國は、翌二年三月一日大滿洲國經濟建設要綱を、發表して日滿經濟關係を規程し、日滿ブロック樹立のため具體的な、建設計畫を表明するに至つたのである。その四大根本方針は

- 一、國民全體の利益を基調とし利源開拓、實業振興の利益が一部階級に壟斷されるの弊を除き、萬民共樂ならしむ
- 二、國內賦有のあらゆる資源を有効に開發し、經濟各部門の綜合的發達をはかるため、重要經濟部門には國家的統制を加へ、合理化方策を講ずる
- 三、利源の開拓、實業の振興に當りては門戸開放、機會均等々の精神にのつとり、廣く世界に資本を求め、特に先進諸國の技術、經驗其他凡ゆる文明の粹を集めて、これを適切有效に利用する

四、東亞經濟の合理化を目途とし、先づ善隣日本國との相互依存の經濟關係に鑑み、同國との協調に重心を置き、相互扶助の關係を益々緊密ならしむ

而して滿洲國は更に、この經濟建設の根本方針の主旨に基き、現實の情勢上實現可能の手段として、『國防的若クハ公共公益的性質ヲ有スル重要事業ハ公營又ハ特殊會社ヲシテ經營セシムルヲ原則トス』と標示し、鑛業振興方針としては綱要第六に

一、鑛業資源ヲ開發シ基礎工業及國防工業ノ確立ヲ圖リ國民經濟ヲ豊富ナラシメ國富ヲ増大セシメルコトヲ以テ方針トス

二、鑛業

- (イ) 石炭ハ諸炭礦ヲ統一シ合理的生産ト供給ヲ行ヒ以テ低廉豊富ナル燃料ヲ提供スルト共ニ輸出ノ増進ヲ圖ル
- (ロ) 國防鑛産資源ハ原則トシテ特殊會社ヲシテソノ鑛業權ヲ確保セシ

メ以テ無統制濫掘ヲ警ムルト共ニソノ開發ニ便ス

となし、茲に滿洲炭礦株式會社は、大同三年二月二十七日滿洲國教令第十
二號、滿洲炭礦株式會社法により、日滿合辦の法人として康徳元年五月七
日設立せられ、滿洲國に於ける『石炭礦業ノ開發統制』を計り『石炭ノ採掘及
販賣』を目的とする、國策遂行の特殊會社として左記使命の、達成を期する
に至つたのである。

- 一、新炭田ノ經濟的開發ヲ行ヒ石炭ノ圓滑ナル供給ヲ圖ルコト
 - 二、炭業統制ニヨル冗費ノ節減ト合理的經營ニヨル原價ノ切下ヲ圖リ炭
價ヲ低廉ナラシムルコト
 - 三、需給ノ調節ヲ圖リ炭價ノ不均衡ヲ是正シ國民生活上ノ福利ヲ増進ス
ルコト
 - 四、炭質ニヨル適切ナル用途ヲ選ブコト
- 而して資本金國幣一、六〇〇萬圓の内、八〇〇萬圓は滿洲國政府及滿洲中

央銀行、八〇〇萬圓は南滿洲鐵道株式會社の出資になり、その内譯を示せば

復州炭礦	滿洲國政府所有ノ鐵 業權及附屬財產一切	一、八〇〇、〇〇〇圓	
八道壕炭礦	〃	一、六〇〇、〇〇〇〃	
尼明山炭礦	〃	一、二〇〇、〇〇〇〃	
孫家灣炭礦	〃	三六〇、八〇〇〃	滿洲國政府及 滿洲中央銀行 出資分
西安煤礦股份 有限公司	滿洲國政府所有株式 ^(註三)	五六〇、〇〇〇〃	
鶴岡煤礦股份 有限公司	滿洲國政府及滿洲 中央銀行所有株式	二、四三四、二〇〇〃	
北票煤礦股份 有限公司	滿洲國政府所有株式	一、一二五、〇〇〇〃	
計		八、〇〇〇、〇〇〇〃	
新邱炭礦	南滿洲鐵道株式會社所有 ノ鐵業權及附屬財產一切	五、〇〇〇、〇〇〇圓	南滿洲鐵道株 式會社出資分
現金		三、〇〇〇、〇〇〇〃	
計		八、〇〇〇、〇〇〇〃	

右の中復州、八道壕、尼明山、孫家灣、新邱の各炭礦は、滿洲國政府及滿鐵
の所有炭礦であつて、滿炭の設立に當りその鐵業權並に附屬財產一切が、
出資されたものなので直營炭礦として直接之を經營し、西安、鶴岡、北票

各煤礦公司是、滿洲國政府及滿洲中央銀行の所有に係る、各公司株式が出資されたものなので、滿洲炭礦株式會社は西安(全株式の約四四%)鶴岡(全株式の約八〇%)北票(全株式の約四〇%)各公司の、大株主たるの地位を以て獨立會社を通じ、關係炭礦としてその經營に参加、統制の任に當ることゝなつたのである。而して康徳元年七月滿炭理事長十河信二氏の辭任によつて、公司總辦河本大作氏は、滿炭理事長に選任せられて十月就任、安田礦長以下撫順在籍社員は十二月十六日附、其他公司員は康徳二年一月一日附を以て、正式に滿炭社員となつて愈々、關係炭礦としての陣容を整へたのである。

滿洲炭礦株式會社設立當時に於ける各礦山元設備概況

礦名	鑿坑	斜坑	露天掘	機械設備	社宅	其他
復州	三	九		稍完備	有	自家發電設備埠頭及約二、〇〇〇噸ノ汽船(新京號)ヲ有ス
八道壕	一	一		稍完備	有	四、〇〇〇キロワット二臺ノ大發電設備ヲ有シ自家用動力ノミナラス附近廣範圍ニ亘リ電燈用トシテ送電ス

尾明山	孫家灣	新邱	西安	鶴岡	北票
四	一	一	二	一	二
			二	四	
		極少	稍完備	稍完備	略完備
		破損ノ儘	有	有	有
				主トシテ運炭用ノ五六軒ノ鐵道ヲ有シ更ニライター四隻汽船一隻ヲ有シ松花江運炭ニ供ス、發電所アリ	大鑿坑ヲ有シ自家發電設備アリ

〔註一〕 設立當初は資本金國幣千六百萬圓、一株額面國幣五拾圓全額拂込、株式總數三二萬株であつたが、事業の擴張に伴ひ新に資金の必要を生じ、康徳四年二月滿洲國及滿鐵の等額引受にて八千萬圓に増資、同年十二月滿洲重工業株式會社の設立と共に、滿鐵の持株全部並に滿洲國側の持株の大部分は同社に肩替りせられ、康徳六年四月同社全額引受にて更に貳億圓に増資、康徳七年三月參億圓に増資現在に至る。

〔註二〕 滿洲國政府より出資の西安煤礦公司株式は

一、六〇〇株(一株額面百圓全額拂込濟)交通部大臣所有
 四、〇〇〇株() 財政部大臣所有
 にして、康徳元年四月二十八日附を以つて、滿洲炭礦株式會社に出資されたものである。

第三章 西安煤礦股份有限公司

(滿炭關係炭礦) 時代 (自康德二年—昭和二年—至五年—昭和十三年)

第一節 西安炭田の統制

一、公司株式の買収と増資

滿炭に於ては設立以來各關係炭礦の、民間株式の買収による完全な統制を企圖し、當公司民間所有株式六、九九六株中四、三二八株は、瀋海鐵路局によつて既に買収されて居た爲、殘餘二、六六八株の買収工作に乗出し、公司奉天辦事處を通じて第一回分二、〇六〇株の買収に成功、引續き第二回分六七株を掌握するに至り、茲に全株式一二、九〇〇株中政府出資分を合し、六〇%を所有して一應實質的に、その統制下に置く事を得たので、愈々設立

の使命に基き炭田開發の促進に乗出し、先づ康德二年五月事業經營資金の融通に關する、左記内容の契約を締結するに至つたのである。

- 1 融資金ノ利息ヲ國幣百圓ニ付日歩一分八厘日金百圓ニ付日歩一錢七厘トス
- 2 支拂保證ヲナシタル場合ハ手数料トシテ保證金額百圓ニ付日歩二厘ヲ支拂フモノトス
- 3 借入金ニ對シテハ滿炭ガ支拂フベキ石炭賣上代金ヲ以テ返済ニ充當スルコト

次いで十月二十五日安田炭礦長の辭任に伴ひ、公司利行監事を炭礦長に就任せしめ、十一月三十日公司臨時株主總會にはかつて、資本金(拂込濟)壹百貳拾九萬圓を參百萬圓に増資し、その増資額百七拾壹萬圓全額をば、滿洲炭礦株式會社に引受けを求め、同社よりの公司借入金貳百七拾七萬圓也の中、同額を増資株式に振替へる事を決議し、總辦河本大作、協理安田勇

造、董事馬漢候、監事金作武、監事利行陸生辭任により、左記定款變更に伴ふ新役員を選擧の結果

- 董事 河本大作 (滿炭理事長、前總辦)
- 栗野俊一 (滿炭理事)
- 長井祖平 (滿炭理事)
- 白 銘 璋 (滿炭理事、元官商合辦西安煤礦公司總理)
- 馬 漢 候 (前理事)
- 利行陸生 (炭礦長、前監事)
- 監事 米澤 靖 (滿炭監理課長)
- 金 作武 (前監事)

の諸氏を選任し、董事會の互選により、總辦には河本董事、常務董事には利行董事が就任して、名實共に滿炭傘下炭礦たるの、形式を整へるに至つたのである。

西安煤礦股份有限公司定款

第一章 總 則

- 第一條 本公司ハ西安煤礦股份有限公司ト稱ス
- 第二條 本公司ハ石炭ノ採掘、販賣及之ニ附帶スル一切ノ事業並投資ヲ營ムコトヲ以テ目的トス
- 第三條 本公司ノ資本金ハ國幣參百萬圓トス
- 第四條 本公司ハ本店ヲ西安縣ニ置キ必要ナル地ニ支店、出張所ヲ置クコトヲ得
- 第五條 本公司ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ二十五箇年トス但シ株主總會ノ決議ニヨリ延長スルコトヲ得
- 第六條 本公司ノ公告ハ政府公報ニ掲載シテ之ヲナス

第二章 株 式

- 第七條 本公司ノ資本金ハ之ヲ參萬株ニ分ケ一株ノ金額ヲ壹百圓トス
- 第八條 本公司ノ株式ハ全額拂込済トス
- 第九條 本公司ノ株式ハ公司ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之レヲ他人ニ讓渡スルコトヲ

得ス

第十條 株式ノ名義書換又ハ株券ノ引換ニ付テハ所定ノ請求書ニ株券並手数料ヲ添ヘテ差出スヘシ

前項ノ株式名義書換手数料ハ株券一枚ニ付一角株券引換手数料ハ新株券一枚ニ付二角トス

第十一條 紛失其ノ他ノ事由ニヨリ株券ノ再交付ヲ請求スル株主ハ本公司ノ適當ト認ムル保證人二名連署シ事由ヲ具シ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ本公司ハ請求主ノ費用ヲ以テ引續キ三日以上公告シ其ノ最後ノ日ヨリ二箇月ヲ經ルモ株券ヲ發見セス且他ヨリ異議ノ申立テナキトキハ新株券ヲ交付ス

前項ノ規定ニ依ル新株券交付ノ手数料ハ株券一枚ニ付二元トス

第十二條 株主ハ其ノ氏名住所及印鑑ヲ本公司ニ届出ツヘシ其ノ變更アリタル場合亦同シ

第三章 總會

第十三條 株主總會ハ定時及臨時ノ二種トシ定時株主總會ハ毎年六月之ヲ招集シ臨時株主總會ハ必要ノ都度之ヲ招集ス

第十四條 總會ノ議長ハ總辦之ニ任シ總辦事故アル時ハ常務董事ノ一人之ニ當リ常務董事事故アルトキハ董事中ノ一人之ニ當ル

第十五條 本公司ノ株主ハ一株ニ付一箇ノ議決權ヲ有ス但シ一株主ニシテ十一株以上有スルモノニアリテハ議決權ヲ左ノ如ク制限ス
十一株以上十株迄ハ十株ヲ越ユル株式五株毎ニ一箇トス
十株以上ハ十株ヲ越ユル株式十株毎ニ一箇トス

第十六條 總會ノ議事ニ付可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十七條 株主ガ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使セムトスルトキハ代理人ハ本公司ノ株主タルコトヲ要ス

代理人ハ其ノ代理權ヲ證スル委任狀ヲ提出スヘシ

第十八條 株主總會ニ於テ議決シタル議事ハ其ノ要項ヲ記録シ議長及出席株主二名以上連署捺印シ之ヲ公司ニ備ヘ置クヘシ

第四章 役員

第十九條 本公司ノ役員ハ董事六名監事二名トシ董事ハ三百株以上ノ株主中ヨリ監事

ハ二百株以上ノ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十條 董事ハ五選ヲ以テ總辦一名常務董事一名ヲ選任スルコトヲ得

第二十一條 董事ノ任期ハ三年監事ノ任期ハ二年トス

但シ總辦董事監事ノ任期ガ其ノ最後ノ決算期ニ關スル定時株主總會前ニ滿了
スヘキ場合ハ該定時株主總會終結迄其ノ任期ヲ伸延ス

第二十二條 總辦ハ公司ヲ代表シ公司一切ノ業務ヲ總理ス

常務董事ハ總辦ヲ補佐シ總辦事故アルトキハ之ヲ代理シ公司ノ常務ヲ執行
ス

董事ハ公司ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ業務ヲ監査ス

第二十三條 役員中缺員ヲ生シタルトキハ臨時株主總會ヲ開キ補缺選舉ヲ爲スコトヲ得

其ノ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘期トス但シ法定ノ員數ヲ缺カス業務ニ差支ハ

ナキトキハ補缺選舉ヲ行ハサルコトヲ得

第二十四條 董事ハ在任中其ノ所有株式三百株ヲ監事ニ供託スルコトヲ要ス

第二十五條 役員ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十六條 董事會ノ決議ニ依リ相談役顧問ヲ置クコトヲ得

第五章 計 算

第二十七條 本公司ハ毎年三月末日ヲ以テ諸勘定ノ決算ヲナス

第二十八條 董事ハ決算毎ニ財産目錄貸借對照表營業報告書及利益金處分ニ關スル議案

ヲ作製シ監事ノ意見ヲ添ヘ定時株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第二十九條 本公司ノ利益金ハ每營業年度ニ於ケル總收入金ヨリ營業費諸損失金並資産

ノ償却及除却費ヲ控除シタル殘額トス

第三十條 本公司ノ利益金ハ左ノ如ク之ヲ處分ス

- 一、 法定積立金 百分ノ十以上
- 一、 別途積立金 若干
- 一、 役員賞與金 百分ノ五以内

- 一、 従事員退職 若干
- 給與積立金 若干
- 一、 株主配當金 若干
- 後期繰越金 若干

第三十一條 株主配當金ハ決算期末日現在ノ株主ニ支拂フ

第三十二條 配當金拂渡通知ヲ發シタル日ヨリ滿五箇年ヲ經過シ尙配當金ノ請求手續ヲ

ナササル者アルトキハ之ヲ當公司ノ所得トス

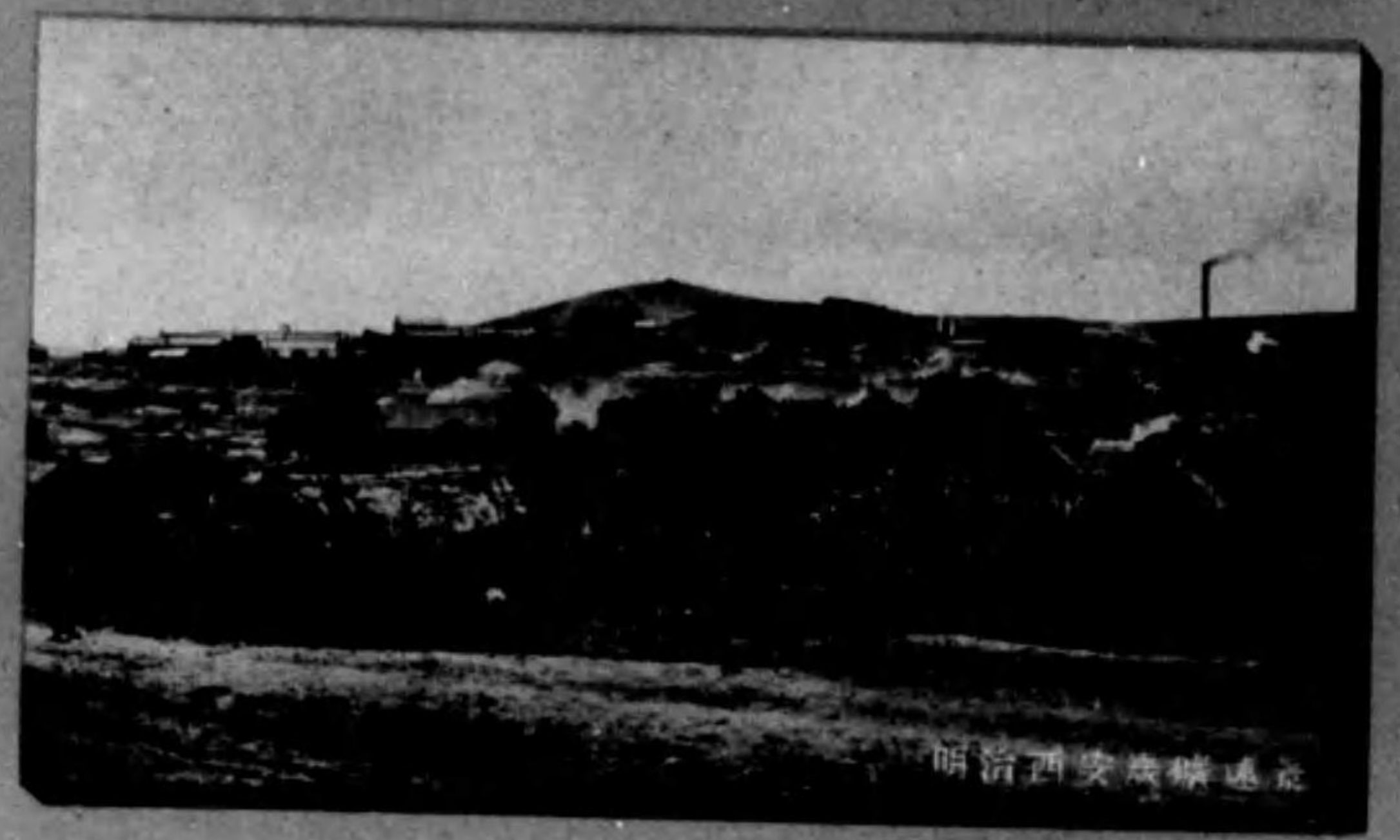
斯くして其の後も滿炭に於ては、轉々として行方の判然としない、民間株式を極力調査して之が買収に努め、康徳三年度に於ては全株式中八三・三%の、株式を所有するに至つたのであるが、抑々西安煤礦公司なるものは、民國十六年八月一日に成立した公司なるに不拘、設立登記未了のまま、今日に至つたもので、法律上の公司とは稱し得なかつたのである。政府は斯る公司に對して康徳三年、勅令第九十一號『大同元年三月一日前ニ成立シタル公司ノ登記ニ關スル件』を制定し、本法施行の日康徳三年九月一日より、六

箇月以内に登記の認可申請を終了しない場合は、當然解散したものと見做す旨を規定するに至り、滿炭に於ては康徳四年二月一件書類を添へて、司法部大臣宛公司登記認可申請書を提出し、一方交通部所有の四、三二八株の譲受に關しては、九月交通部に出頭して鐵道科理事官に、公司の實情を陳べて善處方を依頼後、正式に大臣宛公文書を以て讓渡方を申請し、遂に之を讓受けるに至つた爲、名儀書換の手續なく何人の手に在るや、不明の株主一一名、三七〇株(内五四株は康徳五年八月西安炭礦にて買収せり)を除く、全株式を掌握するに至つたのである。

二、 明治西安炭礦とその買収

事變勃發のため一時奉天に引揚げて居た社員は、大同元年一月坑内自然發火の報を受け、急遽歸山して防火作業に従事すると共に、据付け途中で放任してあつたポイラー、捲揚機の完成を急いで之を年内に完了し、其の

戸建二棟、六戸建二棟を新築し、クラブをも建築して撞球臺其他、福祉施設も漸く設備されんとしたのである。而して四年度よりの産業五箇年計畫による、西安煤礦公司の出炭目標は明治西安炭礦を買収して、速時擴張計畫を施工しなければ、到底實現困難であると共に技術的に見ても、西安煤礦公司与明治西安炭礦とは、相連絡せる同一炭礦にしてこれを、別箇の炭礦として計畫する場合には、投資も或る場合には二重となり且つ冗費も多く、加ふるに將來兩者の採掘が發展擴張して、相接近した場合を考慮すれば寧ろ、一炭礦に總括して合理的な大計畫を樹て、遺利なからしむるを得策とする爲に、滿炭と明礦との間に買収接衝が進捗し、明礦に於ては炭業統制の大乘的見地より、一切を滿炭に譲渡することに決し、康徳四年一月二十九日附を以て、鑛業權並設備賣買契約を締結、同時に之に附帶する覺書を取交し、茲に當炭田開發以來初めて完全な、統制を實現するに至つたのである。



而して明治西安炭礦社員二九名(他の五名は内地に歸還)は、三月一日附を以て滿炭に引繼がれ、滿炭に於ては當炭礦を『明治炭礦』と命名し、西安炭礦長をして明治炭礦長を兼務せしめ、四月一日附を以てその經營一切を、西安炭礦公司に委任するに至つて、現存の泰信採炭所が誕生したのである。

第二節 事業概況

一、増産計畫

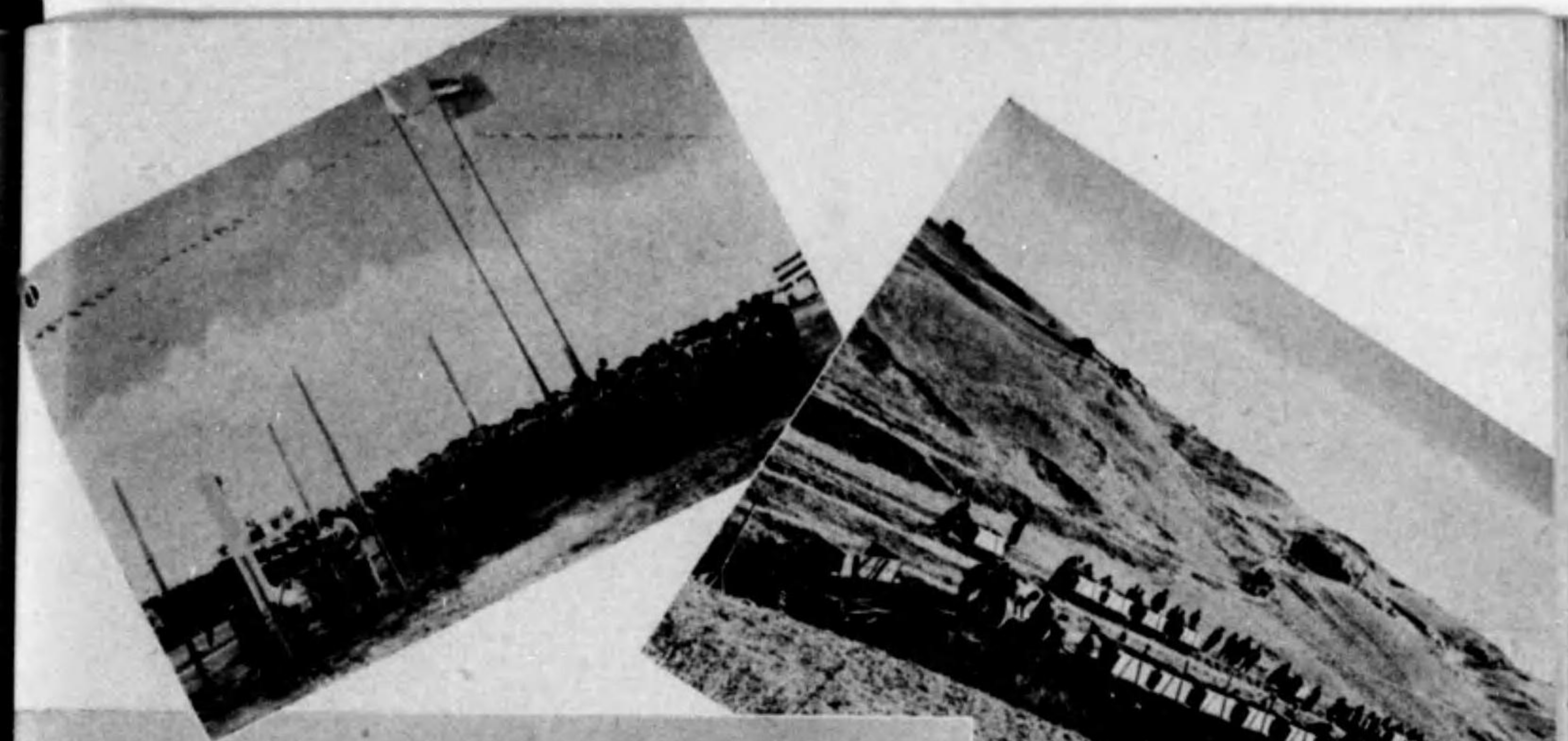
滿洲に於ける石炭の需要は、産業の活潑なる勃興と國鐵の延長とに因つて、年と共に増加の一步を迫るに至り、特に西安炭が四西線(四平街—西安)の開通によつて、從來にない躍進的増産の要望せらるゝに、至つたのは必然の事であつて、公司に於ては之が圓滑なる供給を計ることにより、滿炭關係炭礦としての使命を全くせんが爲、或は接收以來採掘に支障を來たせ

る、舊坑の自然發火防止に最大の努力を傾注し、或は五〇〇立方米に及ぶバツクを構築し、或は粘土充填を行ふ等増産に對し、能ふ限りの努力をなしたのである。

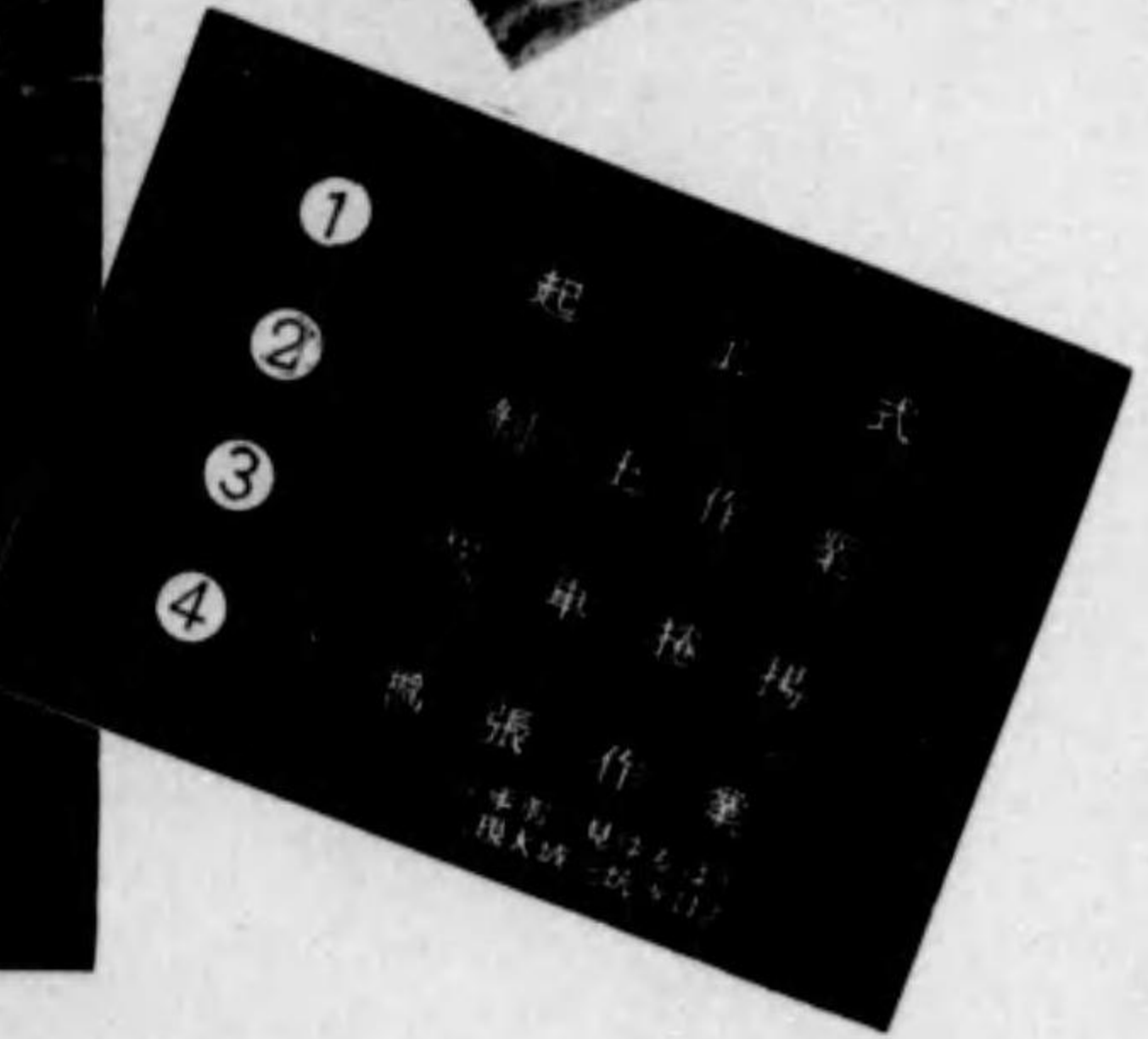
即ち康徳二年一月には猛虎亮坑(現富國一坑一斜坑)を開坑して、この坑と第一、第二、第三坑の四〇萬噸とを加へて、五〇萬噸出炭の計畫を樹立したが、後更に進んで同年度出炭を六〇萬噸に変更、三年度、四年度には九〇萬噸、五年度には一〇〇萬噸といふ尨大な出炭の、準備をも行ふ事となつた



試産状況



第三 露天掘



のである。又探礦は從來に引續き手動式五基を以て淺部試錐を行ひ、深度五〇米以上一五〇米迄は上總式を、一五〇米以上には能力三〇〇米を有する、金剛試錐機一基を以て向ふ三箇年の中に、探礦を完遂すべく計畫したのである。

依而過去三箇年間の過渡的經營中の、不備なる施設を本格的に充實して、二年度中に開通の四西線を目標に、年度事業費豫算一、一三一、九九〇圓、並に剝離費六七〇、二六七圓を以て、四月には該年度中に終了豫定の、第一露天掘に備へるため第三露天掘にも、着手すると共に中央部の集約に、主力を注ぐべく深部坑内掘斜坑を開坑し、將來の増産に伴ふ集約採炭に備へて、一、二、三坑盤下主要運搬坑道を、開鑿連結する事としたのである。

更に一〇〇萬圓計畫としては、第三坑に隣接せる舊第六坑掘鑿の計畫、及舊第五坑(現泰信三坑)區域と舊七坑區域との、調査並に計畫を三年度中に完成する豫定を樹て、同時に増産に伴ふ乾式手詰充填の、能率及經費の

點を考慮して空氣充填法を、採用すべく計畫を進めたのである。通風方面も従来の自然通氣では、深部進展に連れて不足を告げ、機械扇風機の必要あるため一、二坑間四片下盤に向つて四〇米、圓徑三米の排氣豎坑を掘鑿して、二年十月初め電氣扇風機を据付け、第三坑及三年一月第三坑の西北方六〇〇米に開坑した、新猛虎亮坑(舊六坑)には小型扇風機を使用する等、着々として計畫を進捗させたのである。尙坑外に於ては第一、第二坑の中央を縦貫する半截河が、常時流水の少なきに不拘夏期の降雨期には、相當の水量となり爲に民國十八年、河水の氾濫によつて坑内浸水といふ、災厄を惹起したる事實よりして、この半截河を東流せしめる切替工事に着手し、第一坑積込場は之を擴張し第二坑積込場としては、第三坑積込場を含む新規積込ヤードを設置し、新坑をも合せ綜合積込所となすため、選炭機を増設して作業に便ならしめ、又出炭量の増加に伴つて鐵路局の、操車のみにては輸送不可能なるを以て、引込線専用として各積込場より西安驛構内迄



半截河切替工事



同 隧道工事



當時の半截